

# 策對及設施勞部三第

概説	五五五	第三章	中間階級者に對する施設	六三三
第一篇 雇主の施設及對策	五五六	第四章	婦人勞働者及職業婦人に對する施設	六三三
第一章 工・鑛・交通業資本家の施設及對策	五五六	第五章	少年勞働者に對する施設	六三四
第一節 慰撫的對策	五五六	第六章	商業使用人に對する施設	六三四
第二節 協調的對策	五六三	第七章	海外移民に對する施設	六三五
第三節 對抗的對策	五六四	第三篇 勞働者運動對策	六三九	
第二章 官公業當局の施設及對策	五六七	第一章 工・鑛・交通業勞働者運動對策	六三九	
第一節 慰撫的對策	五六八	第一節 勞働爭議對策	六三九	
第二節 協調的對策	五六九	第二節 勞働運動對策	六三三	
第三章 農業地主の對策	五六九	第二章 農民運動對策(小作爭議對策)	六三三	
第一節 慰撫的協調的對策	五六九	第三章 社會立法協會	六三五	
第二節 對抗的對策	五七一			
第二篇 社會政策的施設	五七三			
第一章 一般勞働者に對する施設	五七三			
第一節 一般的施設及方針	五七三			
第二節 工場・鑛山監督方針	五七九			
第三節 對勞働災害及勞働衛生施設	五八二			
第四節 保險施設	五八六			
第五節 勞働者教育施設	五九三			
第二章 農民に對する施設	五九七			
第一節 政府の施設	五九九			
第二節 府縣の施設	六一三			
第三節 農會	六一五			

## 第三部(勞働施設及對策)統計表

第一表 工場扶助給與統計(昭和九年)

其一 工場種別扶助件數

其二 扶助金額及休業扶助料支給日數

第二表 勞働者災害扶助統計(昭和九年)

第三表 鑛夫扶助統計(昭和九年)

第四表 官廳現業員共濟組合統計(昭和八年)

第五表 勞働者團體(共濟等)統計

第六表 簡易保險統計

其一 事業成績累年表

其二 保險契約狀況(昭和九年)

其三 事業各月狀況(昭和十年)

其四 積立金貸付狀況

第七表 郵便年金各月狀況(昭和十年)

第八表 健康保險統計

其一 被保險者數

其二 事業成績累年表

## 概 説

上來、第一部においては「非常時」狀勢下における我が労働者および農民の狀態が依然として暗澹たる事實を述べ、第二部においてはこの労働者および農民の運動が同じ情勢の下に辿りつゝある動向を述べた。そこでは「非常時」の重壓は却つて今まで停滯してゐた労働者および農民運動の立直りを必然ならしめ、引いては戰線統一の氣運を醸成するに至つたものゝ如くであるが、他方において労働運動に對する年來の國家主義的或ひはファツシズム的事態の影響は、同じ情勢の下にあつて漸く内在的となり、かくして深刻化したと見られたのである。第三部においては、かゝる労働者・農民の狀態と運動とに對する資本家・地主の政策、云ひかへれば前者との接觸面における資本家・地主の陣營並びに所謂第三者の地位にあると稱せられる政府當局の労働者・農民及びその運動に對する政策乃至施設を見やうといふのであるが、こゝでも非常時的姿態はいよゝ明瞭を加へてゐるものゝ如くである。

總じて資本家の對策は、個々の資本家がそれ／＼の工場職場において遂行する個々の政策から、轉じて資本家階級としての意識的な集團的・統制的な、したがつてまた公然たる對策

として表明されんとする傾向に進んで來てゐるのであるが、本年度においても産業界並びに労働界の重要な問題として日程に上つた退職積立金問題の如きに際しては、我が資本家は全く支配階級として、露骨にもこの問題を自己にとつて最も有利に解決せんとしたのである。かくてこそこの慣行の法制化拒否の猛運動が全産聯を中心として捲起されたのであつた。

だが、他方において、非常時局は第三者たる政府當局を動かして、かゝる労働保護立法の一步前進を強要しつゝあるものゝ如くであつたが、本年においては未だ實現の運びには至らなかつた。更に労働運動、労働爭議に對する政府の對策においても、この政府當局における一聯の傾向はやゝ明瞭であるやうに思はれる。すなはち、「非常時」情勢のもたらした近來の労働組合運動の右翼化的趨勢に乗じて、政府當局は國家産業の發展と労働者の福利増進を圖る企圖の下に、從來の勞資協調主義から更に一步を進めて、勞資一體、利益均霑の新政策をとることとなり、その具體化に乗り出したのである。既に開催をみた勞資懇談會や小作爭議防止委員會はこの局部的な表はれであらうが、かゝる全體主義を標榜しての労働統制の發展が、その主觀的企圖に拘はらず、將來如何なる姿をとつて表はれるかは未だ豫斷を許さないものゝ如く思はれる。だが「非常時」情勢はこゝでも右の如き形において明瞭に反

映されてゐたと云へるであらう。

更に政府當局の農村対策に目を轉じてみやう。そこでは未穀自治管理法を始め産繭處理統制法案、肥料業統制法案等の農村關係重要法案は議會で葬り去られてしまつた。こゝに現在の政治的勢力における資本家的農村救済政策の困難と限度とが示されてゐるが如くであるが、それが資本家的農村対策である以上、たとへ議會を通過したとしても農民特に貧農大衆はこれらの救済策から何程のものを期待し得るであらうか。たゞ本年漸く僅か三ヶ月の飯米差押禁止を内容とする民事訴訟法中改正法案が實現され、また二千萬圓程度の申譯的な地方財政調整交付金制度も既に成案化されたと傳へられるが、いづれにしても農村の窮乏とそれに立つ要望とに比してこれら諸法案の規模は餘りにも貧弱であると云はざるを得ないのである。昭和七年來の農村經濟更生施設についても亦同様のことが云へるであらう。かくて小作法の如き労働保護立法は農村においては未だ遠き將來に屬するものと見られ、「非常時」下における農村の政治的不平はいよゝゝ大きいやうである。

## 第一篇 雇主の施設及び対策

### 第一章 工・鑛・交通業資本家の施設及び対策

資本家雇主の労働者に對する施設及び対策を、慰撫的對策、協調的對策、及び對抗的對策の三節に分つて述べる。

#### 第一節 慰撫的對策

##### 一 共濟組合

共濟組合は、健康保險法の實施以來職工の多くは同保險法による給付を受くる結果、強いて共濟組合を組織するの必要なきため既に設定せられたものと雖も成立當初の目的の大半を失ひ解散するもの多く、或は爾後組合會費の徵集を廢止し現有資金のみをもつて職工の慰安教化其他の福利施設に支出しつゝあるものもある。昭和九年工場監督年報には神奈川、静岡、長野、山口の四縣における狀況の詳細が報告せられてゐる。

帝國統計計年鑑に據るに、友愛組合なる名稱のもとに包括

せられる共済團體の数は昭和九年末現在四、一七九、このうち共済を主とする組合は二、一五八を占む。組合數、組合員數ともに前年より増加してゐる。

	昭和九年末	昭和八年末	昭和七年末
友愛組合數	四、一七九	三、五八八	三、三〇〇
共済を主とするもの	二、一五八	一、九六六	一、七九七
修養を主とするもの	四三二	三三三	三〇六
その他	一、五〇〇	一、三三九	一、二九九
組合員總數	六八五、一六四	五九八、八二〇	五五九、八三四

〔備考〕—第五十四回帝國統計年鑑による。

## 二 扶 助 給 興

**工場における扶助給興** 工場における扶助給興についてはまだ昭和十年の狀況が發表せられてゐない。昭和九年中民間工場における業務上の死傷病者に對し扶助したる件數は一、九、五〇五件にして、その扶助金額は一、〇六二、二二三圓である。これをその前年分に比較するに、件數について三、六二四件、金額において二四二、一八一圓、夫々増加を示して居り、一件平均額も増大してゐる。いま最近四ヶ年の趨勢を見るに次の如くである。

	件數	金額	一件平均
昭和六年	八、〇七七	八七一、二七一	一〇八、〇〇四
同 七年	九、五〇九	七三六、六二六	七六、四二五

同 八年	一五、八八一	八三〇、〇三三	五二、六六五
同 九年	一九、五〇五	一、〇六二、二二三	五三、二四三

〔備考〕—工場法又は鑛業法による扶助給興は昭和元年末限りその大部分は健康保險給付に代つた。

**鑛山における扶助給興** 鑛山における扶助は昭和二年以來扶助人員、扶助金額共に減少の傾向にあつたが、八年に入つて逆に増加を示し、九年中には扶助人員が減少して扶助金額の増加を見たが、本年は再び増加となつてゐる。即ち本年中鑛夫勞役扶助規則によつて、扶助を受けた總人員は一二、八二七人扶助料總額は一、九五四、五四五圓、之を前年に比較すれば、人員において八二六人（六・九%）、金額において三五七、九九八圓（二二・四%）の増加である。右扶助人員及び金額を扶助種別に内譯して前年との比較において示せば左の如くである。

	扶助種別人員			昭和九年			昭和十年		
	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計	負傷	疾病	計
死亡者	八五	二	八七	一〇七	五	一一二	一一〇	一	一一一
障害扶助料を受けたもの	四、五六	七二	四、六三三	五、七九	一〇四	五、九〇三	五、八八四	二七	五、九一一
打切扶助料を受けたもの	一三	一	一四	二二	一	二三	一〇〇	一	一〇一
三十日以上休業扶助料を受けたもの	一九八	一	一九九	一九八	一	一九九	一九八	一	一九九
その他もの	六、二五九	四〇	六、二九九	五、八八四	二七	五、九一一	五、八八四	二七	五、九一一

計	二、八七九	一三三、三〇一	一三、六九二	一三六、三、八七
				(増八二六)

	昭和九年		昭和十年	
	負傷疾病計	計	負傷疾病計	計
療養費	一四、八〇四	四九三	一三、〇五六	七四八
休業扶助料	一四八、六三三	五〇六	一五三、八九七	一、六九六
障害扶助料	七二八、七八一	一九、三三八	九〇〇、七四九	二九、一六三
遺族扶助料	五二四、四九三	五、二〇五	七二五、八八二	二、七七七
葬祭料	三二、七〇三	三〇	四、八八一	—
打切扶助料	一三、六四〇	—	一、七〇四	—
計	一、五七〇、九九六	二五、五二一	一、五九六、五四七	一、九二〇、一五二

(増三七、九九八)

### 三 歸郷旅費の支給

工場施行令第二十七條により歸郷旅費の支給を受けたる職工数は昭和九年においては一萬八百七人(前年一二、〇六八人)にして、その金額は二萬八千八百二十二圓(前年三〇、七一六圓)である。これらを前年の分と比較するに、人員において一千二百六十一人(一割二分弱)、支給金額については一千八百九十四圓(二割一分強)のいづれも減少を示してゐる。

次にこれが支給状況を業務別に見るに、依然染織工場首位を占め 職工数においては九割五分、支給金額については八割八分に當つてゐる。なかんづく製絲、紡績及織物等の各業務に於ては殆んど女子のみである。尙ほ最近五ヶ年間の状況は左の如くである。

昭和	業務上の傷病者	女子		計	歸郷旅費額
		未成年者	成年者		
五年	九	一、五三六	六八〇	一三、二八五	四、二七四
六年	八	一、七六九	一、二八四	一三、一三五	三、三六〇
七年	四	一五、〇七九	一、三九六	一六、五二二	四〇、四五六
八年	六	一〇、九八五	一、〇三三	一三、〇六八	二〇、七二六
九年	九	一〇、〇四四	九一〇	一〇、八七九	二八、八三三

### 四 福利慰安施設

労働者に對する福利慰安施設は漸次ながらも進められつゝあると見られてゐる。昭和九年の工場監督年報の報告するところを見るに、「労働者の福利増進に關する施設は、時勢の進運と工場法施行官憲及各地工業主福利團體との協力指導とに依り益々當業者の理解を深め、漸次之が普及を見ると共に既設施設の改善を示せるは累年本年報の報する處なり。凡そ福利施設の普及改善は産業能率の増進と不可分の關係にあるものなるが故に、工業主も能ふ限り之が改善發達に努力をなし

監督官憲も獎勵し居る所にして昨年來の財界回復の状態は工業主をして福利施設に力を注ぐの餘裕を見出せしめたる處なるも、本年に入り産業界の躍進に伴ひ福利施設も益々改善の傾向に在り」といふ。

しかし福利慰安施設が事實上どの程度に労働者の福祉に貢献しつゝあるかを知ることは困難な問題である。この種の施設は行はざるに優ることは勿論であるが、それが低賃銀の補償たる意味をもつとすれば種々なる問題を含むと思はれる。

元來、工場、鑛山等における福利慰安施設なるものは、本來的に云へば、かゝる集團的共同作業に必然に伴ふ諸種の弊害、苦痛、不便を排除し、作業場生活そのものを積極的に明朗化すべき性質のものであつて、従つてこの種の施設費は、事業主が労働者に給付する賃銀部分とは初めから無關係のものであるべき筈である。それは個々の利潤からの一の控除分であつて、賃銀の低位を補償しうる性質のものではないのである。昭和八年から九年にかけてソシアル・ダンピング問題が擡頭したとき、之を辯護した資本家筋の議論にはこの點に關する混同がなかつたとは云へない。だが、いま假りに百歩譲つてこの點を認めるとしても、既に日本工業俱樂部の調査、(昭和九年度本年鑑参照)が自ら明らかにしてゐるやうに、謂ゆる福利施設費なるものは微々たるものに過ぎず、わが低賃銀を補償するには遠く足りないものと見られるのである。ソ

シアル・ダンピング問題において特殊日本の福利施設が諸外國に多くその比を見ざるほど高度なものであることを強調して、わが低賃銀はその外觀よりも大いに割引して考慮さるべきだと主張した資本家筋の議論はむしろ實質的には何等の根據なきものゝ如くである。

だが福利施設における特殊日本の姿は本年においても退職積立金法案に對する反對論の形において現はれた。即ち福利施設としての退職手當の慣行の法制化であり、福利施設から労働立法への轉化を意味する同法案に對し、醇風美俗の法制化、感謝の授受に對する強制といふかたちで反對論が提起されたのである。わが國における家族主義的殘存は、事の性質上、福利施設の含むところの問題において最も端的に現はれるものゝ如くである。

福利施設に關する総合的官廳調査として社會局の發表にかゝるものがあるが、(工場鑛山の福利施設調査)、これは既に本年鑑において紹介されてゐるので、こゝでは「産業福利」、第十一卷第五號所載、「我國紡績工場に於ける福利施設の事例」のうち株式會社服部商店熱田工場の福利施設を紹介することゝする。なほ同工場は綿絲及綿布の製織を業務とし、職工數は男三三〇名、女二、三〇〇名、計二、五〇〇である。右施設の要領次の如し。(なほ紡績工場こそは我國福利施設の牙城であることに注意すべきである。)

紡績工場に於ける福利施設の事例（株式會社服部商店熱田工場）

一、福利施設を設けたる動機及其の開始年月 本工場に於て従業員一般に福利施設を設けたる動機と云ふのは、一般社會情勢と労働事情とを考察し、従業員の幸福増進を圖るは取りも直さず勞資相互の關係益々親密を加へ一層融和の實績を擧ぐるに至るべきを信じ、即ち「愛の觀念の發現」として福利施設を爲すに至つたものであつて、大正六年四月から範圍狭少ながら施設を爲したるも、其の後年を重ねると共に改善又改善範圍の擴大を圖り尙新規施設を加へて今日に至つたものである。

## 二、教育修養施設

(1) 學科教育 今の處男子のみに對し常識の發達と技能の進歩を圖ると共に商工會議所の工業事務檢定試験に應ずるを目的として青年學校の教室を利用して教授してゐる。科目は紡織科、機械科の二科目で授業時間は終業後二時間位であるが、講師の都合や其の他の都合で一定してゐないし授業日數も一週に一回若は二回であつて、其上修業年限の規定もなく高等小學校卒業程度の入職工が大抵一年位で一通りの修業は出来ることになつてゐる。換言すれば商工會議所の檢定試験に合格するまでも云へるし、檢定試験に應ずるための準備教育とも見られるのである。教科書其の他の學用品は工場で全部支給するので本人としては少しも費用はかゝらないのである。そして男子従業員の中八十名から百名位は相當の熱を以て授業を受けてゐる。以上の如く學科教育は殆んど男子のみで女子は退社後一家の主婦としての心掛けとして、

珠算、書道をホンの希望者に教へてゐるに過ぎない。

(2) 技藝教育 (イ) 裁縫 裁縫は女子従業員の一五%即ち三百人が授業を受けてゐる。教材は皆各自家庭から取り寄せるのであつて、教師は技藝學校出の相當の年配者であるから教へ方も丁寧である。授業時間は月四回の休日を除き二交代始業前終業後三時間位であつて、之を授業日數に割つて見れば和裁縫が二十日洋裁縫が二日手藝が二日と云ふことになる。(ロ) 生花 生花も裁縫同様交代時間の前後に於て午前九時三十分から午後一時まで、午後三時三十分から六時までを授業時間とし授業日數は月三回で人員は三百五十人女子従業員の一七%に當つてゐる。(ハ) 點茶 點茶の授業時間も授業日數も生花と同様であつて其の人員は一四〇名で女子従業員の七%に當つてゐる。然して之等は皆一様に授業を受けるのではなく、裁縫の時間には生花點茶はなく生花點茶の時間には裁縫は休む事になつてゐる。次に若き従業員に於ては家庭の人とならねばならない身の上であつて見れば、どうしても裁縫は女子として習得せねばならない道でありながら、授業日數か云へば裁縫時間が多いが人員から云ふ時は生花を練習するものが斷然多いのは注目すべきことであらう。

(3) 修養 修養施設としては別段修養團と稱して團規を設けるなどの大規模のものではない。一方は餘暇利用の方途とし又情操教育の便法として月三回名僧知識を招聘して修養講話を聞くみである。

三、體育慰安娛樂 體育の獎勵は昭和六年から實施してゐるが



主として體操及び民謡の二種であつて、參加者は從業員の全部で時刻は就業前一時間位其他庭球、野球であるが、體育實施の効果は工場側から見れば餘暇があれば室内に無意味にゴロ／＼してゐるか外出するか何れにしてもよい結果は齎らさないが體操なり民謡踊りなり實行すればそれらの懸念もなく大變よい。また從業員にして見た處皆んなが元氣で朗らかに運動をやるから自分もと云ふ風に參加者が多いから、自然就業に際しても潑刺たる元氣を見せて仕事に取り掛かるから、能率の増進となり又災害豫防にも効果がある。殊に疾病率は體育實施前後と比較して餘程減少してゐることが判る。娛樂方面はピンポン、將棋位であつて慰安施設としては春秋二季の觀劇又は遠足若は運動會其他祝祭日に於ける催し等である。娛樂室の設けはあるが俱樂部兼用で其他の集會にも併用するもので、一名社宅の公會堂とも云つて大體が社宅の者の爲めに建築されたものである。然して之等體育獎勵の方法として費用の全部は工場持ちで其の補給額は月額金百圓程度である。

四、**醫療施設** 本項は廣く保健施設の項目のもとに記述すべきであらうが、體育に於ては一項を設けて記述しあり、保健部の活動は安全委員會規則第二十三條に、衛生部に於ては同二十四條に掲げ上を見、而も診療施設に至つては健康保險法規と事業主の社會義務と相俟つて合理的對策を講じられてゐる今日、本工場に於ても充分なる施設あれば一々其の例を擧ぐるは耳を捉へて象を評するの嫌あれば觀點を縮少して醫局の内容と診療の範圍を述べるに止

める本工場に於ては本工場だけの獨立した病院があり醫局には專屬の醫師二名齒科醫一名藥劑師一名看護婦六名助手一名を常置して工場内外に於ける從業員の傷病の治療並防疫に當つてゐる。殊に本工場に於ては從業員ばかりでなく從業員の家族にも無料にて診療投薬をなし、また病院への診療を受けに來られない重病人には病院の醫師が往診に出かける。

五、**社宅** 社宅に居住してゐるものは今の處九十七戸であるが間敷は一戸當り六疊二間玄間は土間共四疊半勝手が三疊電燈料は工場持ちで家賃は月參圓で給料から差引かれる。

六、**轉勤手当及兵事關係手当** 轉勤手当と兵事關係とを同一項目とするのは聊さか奇異の感あるも、工場の内規が從業員有給休日規定として轉勤手当と兵事關係が一所になつてゐるので本題を設けた次第である。さてこの轉勤手当と云ふのは服部商店の各工場何れへ轉勤するにも妻帶者は日給の二十日分獨身者は七日分支給され、猶豫期間は妻帶者五日間獨身者三日間である。兵事關係手当は充員召集及び演習召集が妻帶者日給の二分の一、獨身者三分の一簡閱點呼夫々一日分であり、徵兵検査の場合は市内一日其の他は必要に應じ往復日數と當日最長五日の休日貰へる。

七、**退職手当** 退職手当規定として左に掲げたものは平職工を基準として作つたものであるが、組長となると左に掲げたものより一年に對する三日位の増加となり、部長となると五日位の増加となるが、これは無論本人平素の勤怠や家庭の事情をも參酌して手心を加へることになる。

六ヶ月未満—二十日分  
 一ヶ年未満—三十日分  
 三ヶ年未満—五十日分  
 四ヶ年未満—六十日分  
 五ヶ年未満—七十五日分

八、勤績手當 勤績手當は男子のみに支給されるもので女子には支給されないが、其の男子にしても家族あるものと獨身者とは支給額が違つて来る。大抵獨身者は家族ある者の半額支給とも見られるので家族ある者は家族手當をも含まれることになる。今其の適用範囲を示せば役付の配偶者あるものが勤績二年半以上で月額金四圓程度、夫れより五年以上のもの月額金八圓と云ふ風に順次年數の加はるに従つて金額の増加を見るが、本工場の支給方法が月額いくらと云ふのは以前月給制の時分取極めた規定を其のまゝ用ひてゐるからである。次に組長普通職工の配偶者ある者の支給方法であるが、勤績十八ヶ月以上に於て月額金六錢から初まつて二十四ヶ月以上が日額の金八錢と云ふ風に之れも前同様次は三十六ヶ月の幾何と順次月數の重なるに従つて支給率の加重をみる。

### 九、賞與

(1) 期末賞與 賞與は上下を通じて最低が五圓であるが入職三ヶ月以上にならなければ有資格者とならない。女子は役付工のみが支給されるのであるが先づ賞與を一瞥すると勤功と勤缺とを各百點として計算される。つまり勤が五十點功が五十點と云ふ點數で一月一日から六月の三十日までが無缺勤で百點と云ふことになつてゐるので、一月一日から六月の三十日までの此の操業日數

を日點として無缺勤なら取りも直さず滿點であるが若し缺勤があつた場合は右の操業日數中十日の缺勤があつたと假定すると其の七%を引くことになる。

(2) 出來高賞與 本制度は定期的には支給するのではなくて比較的市況の良好なる時實施するものである。換言すれば儲かる時の中間利益分配とも云ふべきものであつて、定期賞與の支給制にあつても市況の如何に依つて多少の増減變化は免れないものである。左に本賞與制を例示して見やう。此處に綿布一ヶ月の出來高平均十萬反とすれば

十萬以下の場合	賞與	金五百圓
十萬反以上の場合	同	金一千圓
十萬三千反以上の場合	同	金千二百圓
十萬六千反以上の場合	同	金千五百圓
十一萬反以上の場合	同	金二千圓

と定め、紡績部は精紡の絲の出來高、織布部は機織の製反數を標準として現實に計算の上製織し得べき數字を普通五階級に分け、締切後に従業員其の期間に於ける賞與を受くべき者の總工賃との比率を出し、賞與金が工賃の一割に當るとすれば工賃十五圓のものは一圓五十錢を二十圓のきのは二圓の配分を受くることゝなる。前文に於て等級を五階級に分けると云つたのは受持臺數に依るので一二臺受持では一等工、一〇臺の二等、八臺の三等と云ふことになる。然しこの賞與にあづかる者は男女従業員全部であつて、從來實施した賞與金の割合は各自日給の一割二分から最低

六分強に當つてゐる。

十、災害豫防 物的方面に就ては夫々安全装置が施してあり且つ法規上の取締もあるので一々茲に例示する必要を認めないと思ふので、たゞ精神的方面に於てのみ本調査の取材としやう。本工場が安全教育に就て全力を傾倒しゐるのは災害の跡を調べて見ると全く想像の及ばぬものがあり、萬に一つと云ふ測り知れない災害があるのに鑑み、先づ養成工に對しては各部に各職員を以て安全作業の傳習を爲さしめ、各職場毎に一層有効適切なる安全研究並安全教育の普及を圖つてゐる。殊に工場安全委員會の制度があり安全心得を制定して完璧を期してゐる。近來安全委員會は安全運動に勞資協調に重要な役割を演ずるものゝ一つとなつた。たゞ要は其の運用の如何にあるもので委員會の活動の盛衰は工場當局者の應援の如何に係はるものである。されば工場當局者の充分なる應援あれば委員會は集團意思の決定と表示機關として管理機能を圓滿に果し得る。本工場に於ける安全委員の編制は會長一名委員九名係員五十九名の九部から成つてゐる。會長には工場長之に當り委員は職員から係員は職員又は従業員から成る單式委員會制度である。(安全委員會規則及安全心得は之を省略する)

十一、扶助 業務上に基因する扶助は他工場と比較して大差なく且つ扶助は法規上定められたものであるから業務外の扶助に就て少しく述べたい。本規定も業務に基因すると同様の扶助を必要とする場合、即ち療養の爲め勞務に服することが出来ないで賃金を受けることの出来ない時は、第四日目から男子は一圓十五錢女

子は一圓十三錢の休業扶助料を、又死亡した時は三十日分の葬祭料を支給される。また分娩にあつては雇入れから百八十日以上の子に分娩費として二十圓、出産手當として分娩前は四週間分娩後は六週間を限り一日に付賃金の百分の六十を支給する。

## 第二節 協調的對策

資本家雇主の勞働者對策は大勢として對抗的態度に赴く。社會情勢の鋭化が協調的對策をして益々無効ならしむるがためである。従來、協調的對策としては工場委員會若しくは勞働委員會と呼ばれる制度がとられて來たが、この制度も勞資抗争の激化する現状では、事實上はこれをとる資本家の對抗策に轉化してゐる。従つて本質的には之を純粹な協調的制度和して見ることは出来ないであらう。(勞働委員會の現況については昨年度本年鑑参照) なほ最近において特に注目せられるのは、右翼的改良主義的組合の方策として、資本家と團體協約を取結ばんとする運動が顯著になつて來た事である。即ち勞働組合運動における産業協力主義的傾向の擡頭であるが、これが容認を勞働者との協調的對策とみるならば、團體協約を運動方針に取り入れてゐる組合が主として右翼組合であることを併せ考へるとき、資本家雇主の新しき協調的對策として意義深いものであると云ふことができるであらう。

### 第三節 對抗的對策

資本家雇主の労働者に對する對抗的對策としては、一方においては、各個の雇主が直接に労働者乃至労働組合に對抗してとる諸對策があり、それは工場職場内において不斷に講ぜられつゝある種類のものである。他方によりて、資本家の對抗策としては、各個獨立ではなく、資本家團體の結合をもつて廣く労働者の運動に抗せんとするものがある。

工場職場内における資本家雇主の労働者に對する態度については既に前年度版に述べたところであるが、この種の對策は全く多種多様で、概して労働者の傾向に應じて雇主の態度も自ら異つてゐる。しかし、一般的に云ふと、組合切崩しや組合回避の態度が最も目立つてゐる。その手段としては、高壓的には暴力團の使用、懷柔的には修養園、スポーツ奨励等をもつて組合員の關心を他方に誘ひ、或ひは御用組合の活動により、或ひは組合員外の従業員を好遇することなどによつて、労働者の組合加入を阻止せんとする方策がとられて來た。そして昭和八年以降特に注目されたのは、非常時的情勢の昂揚を利用して、工場労働者を一個の愛國的團體(青年團、工場防護團の如き)として組織せんとする運動の登場し來つたこと、この傾向は本年に入つてから益々急速度に展開されんとする勢を示した。

かゝる資本家雇主の工場職場内における組織活動に加ふるに、最近の對抗策としては、前に述べたやうな資本家團體の結合をもつてするものがこの數年來顯著に赴きつゝあることである。その最も代表的なものは「全國産業團體聯合會」の活動であらう。かゝる資本家の團體的結成運動そのものは大體昭和六年頃までに一巡し終り、それが正に積極的な活動に入らんとする矢先、他方に五・一五事件以來のフアツンズムの諸運動が財閥否定の空氣を一舉に醸成したため、一應その出鼻をくじかれた觀があつたが、昭和八年以來これらの團體は再び活動を開始し、昭和十年において退職積立金制度の法制化の問題がわが産業および労働界の日程にのぼせられるや全産聯を先頭に資本家側は活潑なる運動を進めたのである。

次に昭和十年における全産聯の活動の一端を記述することとする。

**全國産業團體聯合會の活動** 資本家團體として最も活動せるものは昭和六年労働組合法案の反對を契機として成立した謂ゆる全産聯(全國産業團體聯合會)であるが、現在は關東關西、中部、西部、北部の各地方別産聯を有し、勞資關係の一切の問題は一應こゝに集中せられる形をとつてゐる。本年もまた可成りの活動を示したが、その主なるものは次の如くである。

**退職手当積立金法案に對する反對運動** 本年六月社會局が失業

對策委員會を通じて發表した退職手當積立金法案は先年の労働組合法案にも劣らぬ大きな波紋を我國産業及び労働界に投じ社會各方面の論議の中心となつたが、資本側は全産聯を代表として強硬なる反對を表明した。即ち七月十二日關係當局に稟申書を提出すると共に、各方面に對しこれが議會提出阻止の猛運動を開始したが、更に十一月二日には全産聯常務理事膳桂之助氏と社大黨中央執行委員片山哲氏との間に公開討論さへ開かれたのである。社會局に於てはかくの如き全産聯の強硬なる反對運動に直面して原案に「後退的修正」を加へるを餘儀なくされるに至つた。同修正案は十二月二十日失業對策委員會の特別委員會を経て二十四日の第四回總會に附議せられ、審議の上大多數を以て可決されたが、同席において同委員藤原銀次郎氏は全産聯を代表して原案の撤回を主張して譲らなかつた。かくの如く全産聯は強硬なる態度に終始したのであるが、その最も大なる反對理由として述べられてゐるところは「我が國醇風美俗を法制化することの危険」にある。だが、その實質的論點は結局において「一律一體の制度の強制」の一點に歸するものゝ如く、要するに福利施設から労働立法への轉化に對する反對に外ならない。いま、同總會における藤原銀次郎氏の反對意見の大略をみれば次の如くである。

〔退職積立金法案要綱に對する意見〕（抄）

私は本案には遺憾乍ら賛成致しかねるのでありまして、此の反對は私個人のみではなく、全國産業團體聯合會一致の意見であります。之に就いて先づ明かにして置きたいと思ひます事は、私

や私共の關係してゐる全國の事業家團體は、退職手當制度其のものを嫌つてゐる譯では毛頭なく豫てから其の普及發達の必要を唱道してゐるのであります。問題は普及發達の方法如何と言ふ事に關係があるので、此の點で原案とは根本的に意見の相違があるのであります。反對の理由に種々ありまして、細目まで論じますと却々數時間で之を悉することは出來ないのであります。此處では主要なる數個の點に觸れて愚見を申し上げ皆様の御明鑑を煩はしたいと思ひます。第一に私共は退職手當制度については法規を以て濫りに一律一體の制度を強制すべき筋合のものではないと確く信じてゐるのであります。元來退職手當の性質が如何なるものであるかに付ては、種々の議論があらうと思ひます。私は法律家でありませぬから、六ヶ敷い理論は存じませぬが、學者や裁判所がどう言ふ解釋を加へやうとも、其の發達の沿革が如何様であらうとも、事業主も之れを受ける従業員も退職手當金は永年勤續に對する慰勞感謝の現れであると思へるのが常識觀念になつて居ると申上げて間違ひないと思ひます。……尙他の一面から申しますれば退職手當は業務上の災害に對する扶助の様に當然事業主の責任とか損害賠償とか言ふやうな觀念から出發してゐるものでもありません。此の制度が失業や老年、死亡、病氣等の場合に労働者救濟のお役に立つて、外國では國家の費用や労働者の掛金でやつて居りますのを、我國の事業家が一切の費用を自分持ちで代つてやつてゐる結果になつてゐる事は事實ですが、さればとて此の制度は單純に労働者救濟の見地からばかりで樹てられて居るものでな

く事業に對する熱心を奨励する勞務管理上の目的が多分に織り込まれ、ある事は當然でありまして、今更事業の經濟如何に頓着なく、法律を以て定められた一定率に應じて嫌でも應でも權利義務として支給せよ、若し之に従はなければ刑罰を科するぞ」と言ふやうな強制を受ける理由が何處に有るか、私共には全然納得がゆかないのであります。……我國では歐米に類のない程各種の福利施設が發達して居りますことは、勞働時間や、賃銀や、權利義務だけで勞資關係が解釋出來ない事を示して居る證據でありまして、従つて退職手當や其の他の利福施設は法律の埒外に在つてこそ甫めて勞資間の楔の役目を果し得るものと信じます。……假に十歩百歩を譲つて、退職手當の支給が事業主の義務であると言ふ理由が立つにしても、退職手當は工場の資力の大小、勞働者の種類、地方の事情、他の福利施設との振合等に依つて自ら差別の出來るのは理の當然であります、原案が之等にお構ひなしに全國の工場鑛山に同一の率を強制しようとする事にも甚だ無理があらうと思ひます。……第二に私は本案が立案の主旨に合致して居らぬと言ふ點を指摘したいと思ひます。……本案を検討いたしますと、名前こそ退職手當と稱せられてゐますが、其の内容は似ても似付かぬ新規の立案であると申す外はありませぬ。現在の退職手當の特徴は勤続年數の長くなるに従つて支給率が遞増されること、退職の事由に依つて支給率に厚薄ある事、特に事業功績のあつたもの、或は特に同情すべき事由のある者等に對しては特別の増額をなし、自己の勝手の都合で辭職する場合には一定の長期間勤続の

者でない限り、支給をしなかつたり、減額いたしますが、之は退職手當の本質から來る當然の取扱ひであります。尙又手當金も事業の利益の有無に關係なく何年勤めれば日給の何日分と言ふ様に略定的に豫想し得るのが特徴であり、偶然のことで一時的の収入の大小に依り不公平の起ることがない様に日給額についても本番賃金とか定額日給とか言ふ様に本人の勤続年數、地位、技倆等に應じて定められる公平な標準を本として居るのが通例であります、本案は之等の點をも全然無視して居ります。成程要項第三の三項及八項但書には多少幹酌の餘地を設けてゐる様に見へますが、以上擧げた根本的の缺陷は依然として残つて居ります。斯様に全然獨創の案を樹てらをして之を從來の慣行なりとして強ひられます事は私共の甚だ迷惑とする所であります。……第三に私は中小工業の立場から本案に反對を致したのであります。我國の中小工業の現状から見て、本案が過重な負擔となり、中小工業の發達を阻害すると言ふことにつきましましては、特別委員會に於きまして縷々私見を申述べたのであります。今回の修正案を拜見しますと三十人以下の工場鑛山は除外せられて居りまして、當局に於かれても小工場に適用の無理である事をお認めになられたものと思ひます。……只此の修正案が何故に三十人と言ふ所を分界としたかと言ふことに就いてはいろ／＼御説明を承はりましたが、成程と思ふやうな御説明も承れなかつた事を、更に一層廣い範圍に於て十分に利害得失を調査研究する必要のあることだけを申し添へて置きます。第四に反對の理由として本案は從來慣行の退職手當

制度に比べて、従業者の受ける利益が却て減殺される結果を伴ふと言ふことに付いて申し上げます。従來の慣行は先刻申上げました通り、本番賃金即ち本人の地位、技倆、勤続年數等を標準として公平に定められる一種の標準日給を基礎として計算されますから、何人も苦情のない手當額が定まるのでありますが、本案に依りますと實收賃金を標準とし、實收賃金は殘業とか業務の繁閑とか言ふことに依つて絶へず異同があり、或る場合には作業の關係上

工場が一番主要な作業に従事する熟練職工よりも、補助的な作業に従事する職工や一時的の修繕作業等に従事する職工が、却て實收賃金の割合が多くなる様な場合もあるので、自然手當額に不公平の出来る場合が多いと思ひます。又現在の制展であれば業務の繁閑會社の利益の多少に關係なく、勤続何年に就いて賃金の何分と言ふ風に計算をされるのでありますが、本案は賃金の百分の二迄は確定的であるが、其以上の手當は利益の多少に依つて定まるのでありますから、不確定であるばかりでなく數年前の様な事業界不況の際に會社が無配當又は之に近い場合には極度に手當が削減される不利益を齎らします。……尙又多數事業家の中には従來の制度と本案支給額と比較して有利と見た場合には、従來の制度を廢めて新制度の適用を受けようとするやうな向も多く出るであります。……尙ほの上に斯う言ふ法律が出来るかと解雇に對する事業主の道徳的責任感を稀薄ならしめる惧があります。……第五に本案は費用の負擔問題を別としても、事業主に無用な煩瑣な手数を殖へさせる結果となります。本案には従來退職手當の制度

### 第三部第一篇 雇主の施設及び對策

をもつてゐる工場鑛山が、此の制度に乗り移る場合の經過的の取扱ひ、例へば従來の勤続經過の年數をどう處理するかと言ふ様な重要問題に付て何にも觸れて居りません。當局に質問致しますと、規定をすることが困難だと言ふことであります。當局ですら困難だとせられる仕事で、本法施行の曉には、其の儘工場鑛山の重荷として轉嫁されるのであります。……

## 第二章 官公業當局の施設及び對策

官公業當局の雇主としての労働者に對する對策も、前記資本家雇主のそれと大同小異である。従來その唯一の従業員慰撫策たりし「従業員待遇改善」の金看板も、依然たる不況と政府の財政窮乏の重壓下において今や愈々影が薄い。

次に官公業當局が對抗策としてとるところは概ね高等政策的であり、それによる労働組合乃至は労働大衆の操縦が主たる眼目であるから、局面的には捕捉し難い状態にあるが、最近における國家主義的思潮の瀰漫は、一般には官公業當局の労働政策をして大いに安易ならしめたと思はれる。例へば本年度における遞信従業員聯盟の分裂による遞信従業員會同盟の結成の如き、非常時國策自體が同時にその労働政策をも遂行しつゝあることの見易き事例であり、官業のみに見られた

本年度の特徴であつた。地方において、前年版にも指摘した如く、東京市電の如き年々経営難を加重しつゝある公營事業が、労働者の抗争を押し切つて常に高壓的に馘首賃下を強要し得るのも、この種事業の私營と異なる重大な一特徴で、必要の場合に官公業が示し得る強大な強制力の一面を露出したものであり、注目さるべき點であらう。

### 第一節 慰撫的對策

#### 一 共濟組合

官營事業従業者（労働者以外の従業員もある）は概ね共濟組合加入者である。昭和八年度においては、印刷局、警察、土木事業従事員、專賣局、造幣局、陸軍、海軍、林野現業員、逓信部内職員、國有鐵道の各組合員總數は五六三、八〇〇人にして前年に比し九二三人の減少となつてゐる。これを組合の收支状態と共に表示すれば左の如くである。

	組合員數	收入金額	支出金總額
昭和七年度	五四、七三三	四、九六六、八九六 <small>圓</small>	二〇、三〇六、〇五五 <small>圓</small>
同 八年度	五六三、八〇〇	四七、三三三、六三五	三三、〇一一、〇三九

#### 二 扶助給與

昭和九年の官營工場における扶助件數は三、〇三四件、そ

の扶助金額は一一八、九六八圓、これを前年の分に比較すれば、件數において一〇、三六七件、金額において二四三、六四六圓のいづれも減少を示してゐる。これは本年八幡製鐵所が民營となつた爲めである。

官營工場においては工場法規による扶助以外に年金制扶助を行ふが、その状況を見るに、この扶助を受けつゝあるのは一六八件にして、このうち本年において新規に年金扶助の支給を受くるに至れるもの十一件、前年に比し三十三件の減少を示し、前年より繼續して年金扶助を受けつゝあるものは百七十五件である。尙ほ本年中における年金扶助總額は四萬二百四十四圓にして、前年より四萬六千八百圓の減少となつてゐる。

いま官營工場における扶助件數及び金額の累年趨勢を見るに左の如くである。

昭和	件數	金額
五年	三三、二九三 <small>件</small>	五八五、〇八一 <small>圓</small>
同 六年	一五、五三二	五〇四、一三三
同 七年	一三、七七一	五二二、三〇八
同 八 半	一八、三九一	三六三、六四四
同 九年	三、〇三四	一一八、九六八

次に扶助料を内譯すれば左の如くである。



	昭和九年	昭和八年
療養費	一四、五四	一五、七三
休業扶助料	二五、三九	八二、七〇
障害扶助料	四九、四一	八三、六九
遺族扶助料	二九、二四九	四、七二四
葬祭料	三〇	二、七九
計	一一八、九六八	三六二、六二四

## 第二節 協調的對策

官公業當局の協調的對策も、大體資本家業主のそれと同様のことが該當する。だが外觀においては官營事業の方が民營のそれよりも協調的なるかに見えるものが多い。勞働委員會の制度の如きは、民營工場に於けるよりはむしろ官營工場に於て發達をみてゐるものゝ如くである。併しその本質については、官營事業が複雑なる機構の中にあるだけに却つて捕捉し難いものがある。なほ本年中においては官公業當局の協調的對策につき、特に擧ぐべきほどの變化は見られなかつた。(第一章第二節工場委員會の項参照)

## 第三章 農業地主の對策

農業恐慌の深化は地主、小作人間の對立の激化をもたらし

た。最近の小作爭議において小作地引上其の他小作權關係による爭議が著しく増加して來たことが之を證明する。而かもこの種爭議の激増は云ふまでもなく地主の攻勢を示すもの以外ならず、従つて對小作人の對策においても以前の慰撫協調的對策は殆ど姿を消し、對抗的對策が廣く前面に押し出されて來た。地主組合運動の尖鋭化が之である。すなはち地主組合は小作爭議に當つて訴訟手段、立禁、動産差押、土地會社の設立、請負小作制度の採用等の對抗手段をとることにより小作人に對して積極的に自己の利益を主張するに至つたのである。

かくの如く農業地主の對策としては一般的に慰撫協調的なそれから對抗的對策へと推移して來たとは云へ、勿論慰撫的、溫情的或ひは協調的對策が皆無となつたといふのではない。否、地主、小作人間の對立の激化は益々この種對策の必要を痛感せしめるに至つたとも云へやう。協調組合の地理的分布、すなはち爭議の最も尠い地方と共に、新潟、山梨、秋田等々の爭議地に多數の協調組合の存在をみるといふ事實は之を物語るものであらう。

### 第一節 慰撫的協調的對策

農業恐慌の深化の必要的歸結として地主、小作人の對立の尖鋭化が今日の如く切迫してゐる時に際してこの種對策として

記録さるべきものは殆どない。勿論この對立の激化につれて慰撫的な溫情的な或ひは協調的な對策への思慕は却つて益々つのであるらう。而してこれが實現せられるものも皆無ではないであらう。例へば農事品評會の獎勵、農事協會の設立、篤農家、優良農事組合の表彰等々。だがこれ等は極めて狭い範圍のもので全國的なものではない。この種對策は深く農業機構にその根底をもつ地主、小作人間の尖鋭化する對立を到底緩和すべき手段たりうるものではない。例へば協調組合の減少は之を證明するものであらう。

茲にはこの種對策の一種として右協調組合の活動を農林省調により摘録することとする。

協調組合の活動に就いて注目すべきものは協調組合内部にある

小作委員會制度と産業組合的事業とである。

茲に小作委員會制度と云ふのは地主側小作人側又は之に加ふるに自作人其の他の者の中から一定比率を以て選出した代表者を以て組織した一種の委員會であつて、一定區域内の小作條件の維持改善に關する事項、其他農村社會生活に關する事項を公平に且合理的に協議決議して、地主小作人の利害の調和、感情の融和を圖ることを目的としたものを謂ふのである。本委員會の中にはそれ自體が獨立した機關として組織され、其の機能を發揮する場合もあるが寧ろ例外に屬し、多くは協調組合を母體として其の内部の一機關として設立されるのが一般である。更に此の内容に就いて

觀るに、右委員會の組織に付ては其の母體である協調組合が地主と小作人とのみから構成されて居る場合には、其の委員會は地主側委員及小作人側委員のみから成るのを普通とし、稀に地方の徳望家或は自作農を加へることがある。之に反して母體である組合が一區内の地主、小作人其の他の農業者全部を以て組織されてゐる場合は其の委員會は小作人側委員、地主側委員及其の他の者の中から選出された委員から成るのを普通として居る。其の人数は少いのは八名、多い場合は四十八名に達するものもあるが、二十名前後のものを普通として居る。委員會の決議又は執行する事項に付ては、委員會自體の性質に依つて自ら異なるけれども、之を概言すれば、(一)小作に關する事項、(二)農業經濟、農村生活の改善に關する事項、(三)農業の技術的改善に關する事項、(四)其他に關する事項であつて之を詳述すれば次の如くである。

(一) 小作に關する事項。地主小作人間の紛議の調停、小作料の改定、凶作の場合に於ける檢見及小作料の減免率の決定、小作契約事項の決定、小作料の納付方法の改善、獎勵米補給米の決定等。

(二) 農業經濟、農村生活の改善に關する事項。低利資金、土地購入資金の融通方法、農具の共同利用方法の決定、農産物の共同販賣、肥料及生活必需品の共同購入、不慮の災害其の他の相互扶助、備荒貯蓄、組合員の懇談會の開催等。

(三) 農業の技術的改善に關する事項。共同苗代の設置、講習談話會の開催、農事視察、病蟲害の共同驅除豫防、採種圃の設

置、農具灌溉排水設備の改善、品評會共進會の開催等。

(四) 其の他に關する事項。經費の負擔、豫算の決定等。

小作委員會の設立の動機に就いては大正七、八年以前概して小作爭議の未だ問題とされなかつた時代に於ては、農業の不振及農業の衰微を動機として地主小作人間の融和親善を圖り農業の發達繁榮を目的としたものが多かつたけれども、其の後に設立されたものは直接間接に小作爭議を設立の動機として居り、小作爭議の既に發生した地方に於ては議争の結果小作條件に關して協定した事項を兩當事者間で遵守し、將來再び爭議を起さしめない様に、又爭議の未だ發生しない地方では地主小作人兩者の互讓に依つて不合理な小作關係を改善し爭議の發生を未然に防止する爲に本小作委員會を設立する様になつた。而して昭和三年末には八百八十九あつたが年々増加し昭和九年末には千七十四に達した。尤も昭和十年末には九百三十九に減少した。而して之が分布區域は一道二府三十五縣であつて、其の特に多い地方は群馬縣で、之に次ぐは兵庫、徳島、新潟、岐阜、鳥取等の諸縣である。小作委員會の成績に付ては未だ地主小作人の自覺充分でない地方に於て、外部の獎勵に依つて他動的に且急激に設立されたものに付ては成績の良好でないものがあるけれども、爭議の結果其の受くる所の損失を地主小作人共に充分に理解し熟慮の結果自發的に設立されたものに付ては其の成績の相當見るべきものがある。

尙協調組合を中心となつて産業組合的事業を行ふものが相當多數に上つてゐるが、其の内には産業組合法に依れるものと任

意申合組合であるものがあつて、一府十六縣に分布し、其の特に多き地方は兵庫、福島、三重、京都、群馬、愛媛の諸府縣である。(農林省、農務時報、第九十二號所載、「地主小作人組合の概要」に據る)

## 第二節 對抗的對策

地主組合の活動は近代的な小作爭議の未だ發生しない以前即ち明治の末期大正の初期に於ては、穀物検査の施行に關聯して地主組合多數設立され、此等組合の多くは自ら進んで小作人の保護、農業發達の助成等温情的施設を行つて居たが、小作人が小作條件の維持改善を主張し、小作爭議が全國的に發生するに及んでからは此の種の活動は殆んど行はれず、且此等組合の大部分は有名無實となつたが、之に代つて新に設立された組合及殘存組合は主として小作人に對抗して、自己の利益を擁護せんとする運動を行ふに至つた。而して其の運動の範圍は小作爭議の深刻化と共に擴大せられたが、其の主なるものは經濟運動及政治運動である。

地主組合の行ふ經濟運動の主なるものは小作條件の維持改善殊に小作爭議に關する活動であつて、小作人組合が指導者統制の下に一致結束して小作料の不納同盟、共同保管、共同賣却、共同耕作等各種の手段を採るに對し地主組合も亦連絡提携して其の對抗手段を採るに至つた。其の手段に就いては既に小作爭議の手段に於て述べたるが如く、地主組合に依り地主が相團結し、小作人が小作料を滞納し、支拂催告に應じない場合には小作料請求、土地

返還の訴訟を提起し土地立入禁止處分或は債權確保の目的を以て立毛其の他動産差押等の手段に訴ふるものが相等存する。又爭議の對象として公租公課の滞納の申合せを爲し又小作料の取立債權を辯護士其の他の者に譲渡し第三者をして之に取立てさせ或は官廳への陳情を行ふものもある。

尙既述の對抗的地主組合たる性質を有する土地會社の設立にあつては、本會社は一定の地域内の地主を以て組織せられ其の出資者たる地主は永小作權の設定、賃貸、所有權の移轉等の形式に依り其の小作地の管理を會社に委ね、會社は地主に代つて從來の小作人に其の土地を小作せしめ、小作料の取立、小作地の管理其の他を行ひ、其の代償として地主より手数料を徴收し、會社を經營せんとするものである。尤も會社の目的に付會社側にては地主が一團となり地主小作人間の融和親善を圖り、以て兩者永遠の福利を増進せんとするにあると謂つて居るものであるが、會社設立の動機、行動等より推測すれば必ずしもさうではなく、最近小作爭議益々紛糾するに至り、地主が年々繰返される小作料減額交渉等に付個別的交渉を爲すことの不利益と煩瑣とを除去し、小作人組合等に對抗して積極的に地主の利益を擁護せんとするにあるもの様である。

又土地會社其の他の地主が小作地を返還せしめ、從來の小作制度を改め請負小作としての從來の小作人其の他の者に耕作其の他の作業を請負はしむる請負小作制度を採用するもののあることは既に述べた通りであるが、其の面積は最近多少減少したが尙相當

の範圍に及んで居る。現在其の多い地方は佐賀、大阪、奈良、島根、鳥取、愛知、岐阜等である。

地主組合の行ふ政治運動は大日本農政協會（舊大日本地主協會）を中心として行はれ、農林省農務局が大正十五年十月「小作法制定を規定すべき事項に關する要綱」を、昭和二年一月に「舊慣永代小作整理要綱及小作法中永小作關係に關し規定すべき事項要綱」を、更に昭和二年三月「小作法草案」を發表するや、農政協會は之が審議研究を爲し、其の修正案を作成して公表し、當局に陳情し全國地主大會を開催して其の修正案貫徹運動に努め、又前述の如く昭和五年十一月には大日本農政協會が中心となり關東六縣農村振興會、東北十縣農政團體及月曜會を以て農政團體聯合會を組織し、爾來屢幹部代表者の協議會を開催し、小作法案に對しては修正意見を發表し、小作調停法に對しては其の改正を叫び、自作農創設維持に對しては其の徹底を主張し之が意見の發表、當局への陳情等の方法に依つて其の趣旨の貫徹に努めた。尙昭和七年には關係官廳に對し、農産物の價格維持、農業保險及米穀專賣の實施、農村負擔の輕減、稅制整理、町村合併、農村金融の圓滑舊債整理等の陳情を爲す等種々運動する所があつたがその中心勢力を爲す大日本農政協會は昭和八年末を以て解散するに至つた。尙地主組合に於ては小作問題に關して官廳に對する陳情其の他の政治的活動を爲すは素よりである。（農林省、農務時報、第九十二號所載「地主小作人組合の概要」に據る）

# 第一篇 社會政策的施設

前篇においては雇傭者としての資本家並びに官公業當局の勞働施設及び對策を記述したのであるが、本篇はこれら勞働者及び雇主に對して第三者の地位にあると云はれる官公廳並に公共團體の勞働者及び農民に對する施設即ち謂ゆる社會政策的施設を述べんとするものである。

(但し所謂社會事業行政乃至施設については「第四部社會事業」参照)

## 第一章 一般勞働者に對する施設

### 第一節 一般的施設及び方針

昭和十年度において無産者階級を對象とする社會政策的施設としては依然として新味あるものを見ない。一二の部分的修正法案を除いて獨立した社會立法と稱し得べきものは一つも實現を見てゐないのである。これは本年だけではなく世が所謂非常時に入つてからの注目すべき事實であつた。だが本年に入つて軍需インフレの昂進が漸くゆるみ、その勞働者に及ぼされる餘惠が早くも停止されやうとするに及んで、昨年度までは未だ表面化するに至らなかつた臨時工の問題が漸く

擡頭して來た。それは直接には臨時工の待遇改善に關する地方當局の努力として表はれたが、他方において内務省社會局はこの問題の含む現在の景氣の破綻の必然性の認識の上に立ち失業對策の一助として退職積立金法案を立案した。即ち問題は正に臨時工問題對策として提出されたのである。退職積立金法案は現在の退職手当制度の慣行の法制化にすぎない消極的なものであるが、それさへ全産聯を中心とする強硬なる反對に直面し、成案當時に比して幾多の「後退的修正」を餘儀なくされた。今後議會の審議を経て眞に法制化されるまでは如何なる換骨奪胎を見るやも測り難い有様である。

次に最近ソシアルダンピング問題が日程に上つて以來、わが中小工業、家内工業の劣悪なる勞働條件に對する關心は漸く高まるに至り、昨年來警察部長會議、工場課長會議等において中小工業の勞働統制がその主要問題として協議されて來たが、社會局では本年中小工業の「勞働條件に關する協定の強化」の具體的成案を得るに至つたのは注目に値するであらう。だがこれとて遂に議會提出の運びには至らず、更に前述の退職積立金法案におけるその適用範圍が既に従業員十人以上を使用する工場鑛山より三十人以上のそれに引上げられたことを思ひ併せれば、中小工業に於ける勞働者保護問題の前途はなほ甚だ暗澹たるものがあると云はざるを得ない。

なほ政府の社會政策立法の成案化として注目すべきものに

「國民健康保險制度」の立案がある。これは社會保險の擴張で既に昨年夏一應の原案が制定されたが、更に本年その修正原案が可決され具體化が進められつゝある。

### 一 社會政策的施設に對する 政府の施設方針

政府の社會政策方針の大略は次の地方長官會議或ひは警察部長會議等における内相の訓示等に見出されるであらう。なほ、こゝで政府の社會政策方針の具體的内容の一として退職積立金法案要綱を述べれば次の如くである。これは本年十二月二十日の失業對策委員會の特別委員會に於て決定の上同年十二月二十四日の第四回總會に附議せられ、審議の上大多數を以て可決され、左記決議と共に會長から内務大臣に建議されたものである。従つてこれは同法案の立案當初に比すれば多くの點において讓歩骨抜きにされた修正案であることは改めて斷るまでもない。

【内相訓示要旨】（於昭和十年五月四日地方長官會議）

「…我邦の經濟界は漸く一部好轉を見るに至れりと雖も多數國民の生活は尙未だ安定を缺くの事實なきにあらず。殊に農山漁村及中小工業界は比年創痍を受くること極めて深く今日尙疲弊困憊の實情に在るを免れず。政府に於ては昭和七年度以降三箇年に亘る時局匡救事業に引續き更に昨年來各地方に於ける災害善

後の措置として諸般の對策を講じたるが幸に各位の協力に依りて概ね良好の成果を收めつゝあるは寔に本懐の至なり。然れども此等の多くは固より一時の施設に止まり國民生活の安定を期すべしき恒久施設に至りては尙未だ十分ならざるを感ず。依て政府に於ても右に關し更に各種の機關に依りて今後一層調査攻究を重ね以て成案を得るに勉むる所あらんとす。然れども國民生活の安定を圖るは國民各自の自覺に因る更生の精神と實行とを以て其の基軸とすべし。國民にして勉めて依頼の心を去り自から起つて困憊を濟ひ弛廢を興すの精神を旺にするにあらざれば眞に振興の氣運に向ひ安定の境地に到ることを期すべからず。是れ從來各位の力を致しつゝある所なるべきも現下の國情に鑑み民心作興を基調とし經濟更生の計畫と實行とを促進するの要殊に緊切なるものあるを以て此の際各位は部下諸僚と共に勉めて市町村の實地に就て適切懇到なる指導援助を與へ國民の間に自奮更生の意氣を新にし其の實績を擧げしむるに意を致されんことを望む。以上述べたる外政府は國民保健の向上が國運の消長に至大の關係あるに顧み衛生状態の改善と醫療救護の普及とに關し適切なる施設を講ずる爲夫れ夫れ攻究を重ねつゝあり。又道路、港灣、河川等の土木事業が地方の公益を増進し各種施設の基礎的設備なるを思ひ之が起興に關し種々考覈を竭くす所あらんとす。更に又内外の社會情勢の進展に伴ひ勞資相互の理解と信頼とに基く協力親和の風を馴致し動勞者の福利を増進し産業平和の確立を期すると共に救貧防貧に關する各般の社會施設を擴充し國民生活の安定に資するの極めて緊要

るを認め此等に關しても種々畫策を進めつゝあり。各位亦現下の社會情勢に稽へ都市と農村とを問はず民力の更振と生活安定に關する施設の整備に就き一段の策勵を加へられんことを望む……」

### 【退職積立金制度に關する決議】

今や我國工業界の好況に伴ひ工場労働者等の失業狀況は相當緩和せるも將來或は此の反動の來ること保し雜きを以て事業界の比較的安定を得一部には相當繁榮を見つゝある今日に於て將來に備へて相當の積立を爲し退職解雇等の場合に之を給與せしむる等の方法に依り失業の苦痛を緩和するの措置を講ずること肝要なり。

我國に於ては労働者に對する福利施設として從來解雇手當又は退職手當等の慣行あり、失業の場合の生活扶助に寄與する所尠しとせず此の慣行を法制化し之が普及を圖り且つ平時より之が爲積立を爲さしめ其の支拂を確保することは我國産業の實情に適し労働者の福利を増進すると共に又將來に備ふる失業對策の一助たる所以なり、之が爲別紙要綱の如き退職積立金制度を法制化することは現下の狀況に鑑み緊要なる施設なりと認む。

### 【退職積立金法案要綱】

第一適用範圍 一、本法は常時三十人以上の労働者を使用する工場、鑛山及勅令を以て指定する事業に之を適用すること、前項の規模以下の工場、鑛山及勅令を以て指定する事業の事業主行政官廳の許可を受け本法に依る積立を爲す時本法の一部（免稅差押禁止等）を適用すること本法に代るべき適當なる退職手當制度を有する事業の事業主は行政官廳の許可を受け本法の全部及は一部の適

用を免るゝことを得ること、行政官廳必要ありと認むる時は第二項の許可を取消すことを得ること、二、本法は六ヶ月（季節的事業に依りては一ケ年）以内の期間を定めて雇傭せらるゝ労働者に之を適用せざること（引續き使用せらるゝに至りたる時は其の後は本法の適用を受くること）三、主務大臣は業務の種類規模又は地域を指定し本法の全部又は一部の適用を除外する事を得ること、第二退職積立金。一、事業主は労働者の賃金（給料を含み實物給與を含まざること以下之に倣ふ）より支拂日毎に其の百分の〇に相當する金額を控除し積立つべきこと、二、事業主は災害其の他已むを得ざる事由ある時は行政官廳の許可を受け前號の積立を爲さず又は減額して積立つることを得ること、三、退職積立金は労働者の名義に於て郵便貯金又は貯蓄銀行預金とし通帳は事業主又は其の代行機關に於て之を保管すること（或は通帳を本人に保管せしめ拂戻には事業主の承認を必要とするも可なること）四、事業主自ら労働者の退職積立金を管理せんとするときは豫め確實なる方法を定め行政官廳の認可を受けたる上各労働者の同意を得ることを要すること、行政官廳必要ありと認むるときは前項の認可を取消すことを得ること、五、退職積立金は労働者退職（解雇及死亡を含むこと、以下之に倣ふ）したる場合に之を交付すべきこと（貯金の場合には貯金帳の儘交付すべきこと）六、前號以外の場合と雖も労働者に於て疾病災害其の他已むを得ざる事由あるときは拂戻を受くることを得ること。

第三退職手當積立金。一、事業主は労働者の賃金の百分の二に相

當する金額を退職手當積立金として積立つべき事、但し災害其の他已むを得ざる事由あるときは行政官廳の許可を受け積立を爲さず又は減額して積立つることを得ること、前項の積立金は事業年度毎に（事業年度なきときは少くとも年一回）計算し積立つべきこと、二、事業主は前號第一項の積立金の外法人なるときは毎事業年度に於て利益配當率（普通株と優先株とあるときは普通株に依る）が年百分の五を超ゆる場合に於ては利益配當金中百分の五を相當する金額を控除したもの）の六割より五千圓を控除したる殘餘の金額の十分の一の限度に於て當該計算期末現在の労働者に對し其の期間中の賃金の百分の三に相當する金額を退職手當積立金として積立つべきこと、前項の利益金は事業主の計算に依ること但し稅務署の査定が著しく大なる時は行政官廳は之に依るべきことを命ずることを得ること、三、退職手當積立金は労働者の賃金に比例して労働者別に計算すべきこと但し前號の退職手當積立金に付ては豫め事業主行政官廳の許可を受け勤務年限、勤務状態、其の他に依り異なる率を以て各労働者の計算に繰入ること、を得ること、四、退職手當積立金は事業主他の資金と分離し郵便貯金、銀行預金若は信託預金として又は國債、地方債若は特別の法令に依り設立したる會社の社債を買入れ管理すべきこと、五、事業主確實なる方法を定め行政官廳の認可を受けたる時は退職手當積立金を自ら運用することを得ること、行政官廳前項の認可を爲すに當り必要と認むる額の國債を供託すべきことを命ずることを得ること、六、退職手當積立金の利子は少くとも年一回各労働者

の計算に繰入るべきこと、七、退職手當金は差押へることを得ず課稅の客體と爲すことを得ること、八、労働者退職したる場合に於て事業主は退職手當積立金中當該労働者の計算に屬する金額に最後の積立金計算後退職に至る迄の支拂賃金の百分の二を加算し退職手當として支給すべきこと但し命令の定むる場合に於ては其の全部又は一部を支給することを要せざること、**第四解雇手當準備金。**一、事業主は第三第八號但書に依り交付せざる退職手當積立金を解雇手當準備金に繰入るべきこと、二、第三第四號第五號及第七號は解雇手當準備金に之を準用すること、三、事業主事業の都合に依り労働者に對し雇傭契約を解除する場合は解雇手當準備金の存する限展に於て賃金（健康保險の標準報酬日額）三十五日分の解雇手當を支給すべきこと但し勤續一ヶ年に満たざる者を除くこと、四、同時に二人以上解雇する場合に解雇手當準備金が前號の解雇手當に足らざる時は其の受く可き解雇手當に按分して之を支給すべきこと、五、事業主解雇手當準備金の限度に付き行政官廳の認可を受けたるときは其の限度を超ゆる部分は次期の退職手當積立金に充當することを得ること、**第五退職積立金審査會。**一、地方退職積立金審査會を各府縣廳に置き中央退職積立金審査會を社會局に置くこと、二、退職積立金審査會は關係官吏の外事業主の利益を代表する者及労働者の利益を代表する者を以て組織すること、三、退職積立金退職手當積立金又は解雇手當の拂戻交付又は支給に關し事業主の措置に不服ある者は地方退職積立金審査會の審査を請求し其の決定に不服ある



者は中央退職積立金審査會の審査を請求し其の決定に不服ある者は通常裁判所に訴を提起することを得ること

## 二 労働關係法規

本年中公布された労働關係法規は附録（「社會問題關係法規」）に記載したるを以て重複をさけてこゝに掲げない。

第六十七議會に提出されて否決乃至審議未了に終つた主要なる法案は左の如くである。

- ▲米穀自治管理法案（政府提出）▲米穀統制法中改正法律案、（同上）▲穀共同貯藏助成法案（同上）▲産繭處理統制法案（同上）▲蠶絲業組合法中改正法律案（同上）▲蠶絲業法中改正法律案（同上）▲治安維持法改正法律案（同上）▲不法團結等處罰に關する法律案（同上）▲肥料業統制法案（同上）▲借地借家調停法中改正法律案（衆議院提出）▲小作調停法中改正法律案（同上）▲民事訴訟法中改正法律案（同上）▲農家食糧差押禁止法案（同上）▲小作法案（同上）▲地方財政調整法案（同上）▲臨時地方販政補整金法案（同上）▲國民保健施設充實に關する法律案（同上）▲娼妓取締法案（同上）▲護國共同組合法案（同上）

## 三 各省事業及び官制

### 1 労働關係施設に對する各省歳出豫算額

各省歳出豫算中労働施設に關係あるものを掲ぐれば次の如くである。（尤も右の諸項目中には労働施設に對しては單に間接の關係をもつに止まるものをも含む。只參考の便宜上併せ掲ぐるに止まる）

	昭和十年度	昭和九年度
▲行政及び一般的施設に關するもの		
社會局（内・經）	四一八、〇〇〇	四〇五、〇〇〇
鑛山監督局（商・經）	五四六、〇〇〇	四八〇、〇〇〇
國際労働機關帝國事務所（内・經）	一四三、〇〇〇	一〇三、〇〇〇
▲失業に關するもの		
職業紹介事務局（内・經）	一八七、〇〇〇	一八七、〇〇〇
船員職業紹介事業補助（遞・臨）	九四、〇〇〇	九四、〇〇〇
職業紹介所費補助（内・經）	二八四、〇〇〇	三三三、〇〇〇
失業防止委員會（内・臨）	一八、〇〇〇	二〇、〇〇〇
都市失業應急事業費補助（内・臨）	—	二五、〇〇〇
船員授職事業補助（遞・臨）	—	二二〇、〇〇〇
失業船員救濟事業補助（遞・臨）	一七五、〇〇〇	—
▲勞力衛生に關するもの		
工場災害豫防並工場及鑛業衛生調査獎勵費（内・臨）	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇
健康保險國庫負擔金（内・經）	二、七九六、〇〇〇	二、九六三、〇〇〇
地方改善費（内・臨）	五五四、〇〇〇	五七四、〇〇〇
醫療救護費（内・臨）	一、八〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇

地方改善應急施設費(内・臨)

六八〇、〇〇〇

一、〇〇〇、〇〇〇

▲移植民に關するもの

移民保護獎勵費(外・臨)

四三〇、〇〇〇

四三〇、〇〇〇

移植民保護獎勵費(拓・臨)

三、九一六、〇〇〇

四、六五二、〇〇〇

北海道植民費(内・臨)

二、三七八、〇〇〇

二、四五七、〇〇〇

海外拓植事業指導獎勵費(拓・臨)

六四〇、〇〇〇

四七〇、〇〇〇

滿洲移植民費(拓・臨)

四八五、〇〇〇

五二六、〇〇〇

▲教育教化に關するもの

普通教育費(文・經)

九〇、四九七、〇〇〇

九〇、六三九、〇〇〇

實業教育費(文・經)

六五八、〇〇〇

六三八、〇〇〇

社會教育獎勵費(文・經)

五七、〇〇〇

五六、〇〇〇

成人教育施設費(文・經)

三七、〇〇〇

三七、〇〇〇

在外教育費補助(外・經)

五三二、〇〇〇

四七一、〇〇〇

勞務者教育施設費(文・經)

五〇、〇〇〇

五〇、〇〇〇

實業教育費補助(文・經)

一八八、〇〇〇

一八八、〇〇〇

思想指導施設費(文・經)

二七九、〇〇〇

二七九、〇〇〇

國民更生運動獎勵費(内・臨)

五〇、〇〇〇

五〇、〇〇〇

▲商工業關係のもの

産業獎勵費(商・臨)

三、三〇一、〇〇〇

三、七三三、〇〇〇

▲農村關係のもの

産業獎勵費(農・臨)

一九、六〇二、五〇〇

一四、七四二、〇〇〇

農村振興費(農・臨)

三、二九四、〇〇〇

四、四三三、〇〇〇

農村經濟更生施設費(農・臨)

二、五三八、〇〇〇

一八、九七八、〇〇〇

農業土木費(農・臨)

一、二四、四九九、〇〇〇

〔備考〕一九年度は現計、十年度は豫算である。尙ほ括弧内の内は

内務省、大は大藏省、他もこれに準ず。また經は經常費

臨は臨時費である。

## 2 社會局部課事務分掌一覽

▲庶務課 分掌事項左の如し。

一、機密に關する事項。二、人事に關する事項。三、長官の官印及局印の管守に關する事項。四、文書の接受及發送に關する事項。五、文書の編纂及保管に關する事項。六、經費及諸收入の豫算決算及合計に關する事項。七、管轄に關する事項。八、他の部課に屬せざる事項。

▲勞働部 各課の分掌事項左の如し。

勞政課 一、團體勞働法制に關する事項。二、勞働爭議調停に關する事項。三、勞働運動の調査に關する事項。四、他課の主管に屬せざる勞働に關する事項。

勞務課 一、國際勞働に關する事項。二、勞働者の扶助に關する事項。三、勞働者災害扶助責任保險に關する事項。

監督課 一、工場法の施行に關する事項。但し職工の扶助に關する事項を除く。二、工場勞働者最低年齢法の施行に關する事項。

三、鑛夫に關する事項。但し鑛夫の扶助に關する事項を除く。四、その他勞働者保護に關する事項。

▲保險部 各課の分掌事項左の如し。

規畫課 一、社會保險の調査に關する事項。但し失業保險に關す

る事項を除く。二、保険統計に關する事項。三、健康保險の業務改善に關する事項。四、健康保險審査會に關する事項。五、他課の主管に屬せざる社會保險に關する事項。

監査課 一、保險官署の事業監督に關する事項。二、健康保險組合に關する事項。

經理課 一、健康保險特別會計に關する事項。二、保險官署の經理監督に關する事項。

醫療課 一、醫療に關する事項。二、醫療事務の監督に關する事項。三、保健施設に關する事項。

▲社會部 各課の分掌事項左の如し。

保護課 一、罹災救助窮民救助その他賑恤救済に關する事項。

二、軍事救護に關する事項。三、感化院に關する事項。四、兒童保護に關する事項。五、他課に屬せざる社會事業に關する事項。

六、罹災救護殘務に關する事項。

福利課 一、住宅供給改善に關する事項。二、公設の浴場質屋及び簡易食堂宿泊所その他福利増進に關する事項。三、社會教化事業に關する事項。

職業課 一、職業紹介その他失業の救済及び防止に關する事項。二、失業保險の調査に關する事項。

## 第二節 工場鑛山監督方針

工場並に鑛山に對する當局の監督方針を見ることによつてその對工鑛業勞働者政策の一面を窺ひ得るであらう。今その

一資料として工場監督主任官事務打合會議並に鑛山監督局長會議の狀況を左に摘録する。

工場監督主任官事務打合會議 四月九日より三日間内務省第一會議室に於て開催、全國各廳府縣の工場監督主任官其の他の監督官吏並に關係各官廳職員が參加し社會局長からは長官勞働部長以下各係官が出席した。社會局長官訓示並に指示事項は左の如くである。

【社會局長官訓示】(要旨)「最近我國に於ける各種の産業の進歩發達は實に顯著なるものがあります。各國經濟界が尙不況の域を脱せず世界の貿易は萎縮しつつあるの時期に於て我國のみが生産及貿易の著しき増加を見つゝあることは我帝國の國力の伸展の象徴として試に御同慶に堪へない所であります。併し乍ら事業主の中には事業の繁忙なるに當り目前の利益を追ふの餘り保護職工の就業時間に關する規定に違反し或は臨時工に關して工場法規を免れんとするものがあるが如きは甚だ遺憾とする所であります。産業の繁榮と勞働者の福利増進とが一致平行することは社會政策上極めて必要なることでありまして、此の意義に於て諸君は法規の勵行を計ると共に事業主の指導誘掖に努められんことを希望する次第であります。

我國産業中重要な意義を有する中小工業及家内工業等に於ける勞働狀態を改善し之が勞働條件の適正化を圖ることは極めて必要であります。之等の多くは工場法の適用なき工場であるにも拘らず先年來各位の非常なる御苦心と御熱心とに依りまして當業者

の自覺を促し企業者の負擔を過重せずして就業時間の短縮其の他の労働條件の改善を實現したる事例に接したることは深く其の勞を多とする次第であります。

汽罐取締に關する全國的な統一法規の制定は關係各方面より多年要望せられた所でありましたが今度省令を公布せられ來る五月一日より實施せらるゝことゝ相成つたのであります。取締の内容は大體從來多くの府縣に於て實施して居られた所でありましたが、今度手数料を徴收し規格を統一し其の他各般の事項に亘つて整備統一致しましたので今後一層法令の主旨を體し汽罐の安全を計ると共に計ると共に當業者の便宜を計るに努められ度いのであります。

労働者災害扶助法は各位の御努力に依りまして既に三年の齡を経て圓滑に實施せられて居りますが、今回施行後の實績に鑑みまして労働者災害扶助の完璧を期すると共に規定の整備を圖る爲に一部の改正が行はれましたことは既に御承知のことゝ存じます。

今回の労働者災害扶助法の改正は扶助法適用範圍及扶助責任者の範圍を擴張し且つ扶助請求權と損害賠償請求權との關係、扶助請求權の短期時効及扶助請求權の讓渡、差押の禁止等に付新に規定を設けたものであります。工場法、鑛業法に於きましても扶助法と歩調を合せ扶助請求權と損害賠償請求權との關係其の他に付同様の改正が行はれたのであります。之等改正法律は本年七月頃より施行せらるゝ見込でありますから各位は豫め法律改正の趣旨の徹底を圖り其の圓滑適正なる施行の爲萬遺憾なき様御努力せられ

んことを切望致します。

次に労働者災害扶助責任保險も各位の御努力に依り所期の成果を收めつゝありますが保險工事の注文者が工事用物を支給する場合に於ける從來の保險料算定方法が保險經濟に影響を及ぼすこと尠からざる事實に鑑み今回其の不合理的を是正する爲に労働者災害扶助責任保險法施行金並に同施行規則中に於て一部の改正が加へられたのであります。各位は之が實施に當りましても其の改正の趣旨を周知せしめ其の圓滑なる運用の爲格別の御努力を切望する次第であります。

労働者保護に關する法規は其の内容、適用範圍等に於て時勢の進運に伴ひ充實擴張せられ其の事務は頗る複雑多岐に亘り指導取締の第一線に在る各位の御苦心御努力に對しては深く其の勞を御察して居る次第であります。

尙各課關係の指示事項、協議事項等を掲ぐれば左の如くである。

#### 【指示事項】

〔監督課關係〕 一、就業時間の取締勵行に關する件。二、工場管理時金の認可並取消制限に關する件。三、中小工業に於ける労働條件の適正化促進に關する件。四、汽罐取締令實施に關する件。五、土木建築工事場に於ける危険豫防並衛生に關する件、六、公害防止に關する件。七、工場結核豫防に關する件。

〔勞政課並勞務課關係〕 一、労働爭議の未然防止に關する件。

二、労働者災害扶助法中改正に關する件。三、工場法中改正に關

する件。四、労働者災害扶助責任保険法施行令及同施行規則改正  
實施に關する件。五、保険契約申込に關する件。六、打切扶助料  
の支給承認に關する件。七、障害扶助料の等級認定に關する件。  
八、保険金請求書の提出促進に關する件。八、労働者災害扶助責  
任保険法適用工事の標準賃金に關する件。

#### 【協議事項】

〔監督課關係〕 一、臨時職工の取扱に關する件。二、供給労働者  
の賃銀支拂に關する件。三、工場法適用範圍擴張の件。四、労働  
者の健康診断に關する件。五、其の他労働者保護に關する一般事  
項。

〔勞務課關係〕 一、労働者災害扶助法規適用事業範圍擴張に關す  
る件。二、労働者災害扶助責任保険法適用事業に於ける傷病労働  
者の扶助内容調査に關する件。三、其の他労働者の扶助並責任保  
險事務に關する件。

**鑛山監督局長會議** 五月十三日より一週間商工省に開催せ  
られたが、社會局主管事項に付ては同月十五日社會局參  
與室に於て打合會を開催した。社會局長官より別項の如き挨  
拶があり次で左記事項に付協議を遂げた。

#### 【協議事項】

一、最近に於ける鑛夫保護施設に關する件。最近鑛業界の好況に  
伴ふ鑛夫の待遇改善の狀況及斤先掘の下に於る鑛夫の待遇狀況。  
二、鑛夫勞役扶助規則の施行に關する件。保護鑛夫の深夜業廢止  
及坑内就業禁止に關する最近の狀況。三、其の他鑛夫の保護に關

する件。労働組合に對する態度、鑛夫の爭奪及一般鑛夫の待遇狀  
況。

**社會局官挨拶** 「……今般工場法及労働者災害扶助法の改正と  
共に鑛業法の改正が行はれまして扶助責任と民法上の損害賠償責  
任との關係を明かにし事業主をして同一原因に付二重の負擔を負  
ふことになからしめ又扶助請求權の性質に鑑みて特に二年の短期  
時効を設け更に此の權利の讓渡差押を禁ずることとしたのであり  
ますが本改正法律は近く施行を見る筈でありますから各位は豫め  
之が趣旨の徹底を圖られ其の圓滑適正なる運用に付き格別の御配  
慮を切望する次第であります。

鑛夫勞役扶助規則中女子及年少者の入坑禁止及深夜業禁止の事  
項は各位の多大なる御努力の結果一昨年九月より施行せられて居  
りますが入坑禁止に付きまして深夜業禁止に付きましても現時  
尙夫々例外を認めて居るのであります之等例外は各位の御指導  
に依りまして漸次に減少し結局全廢の域に達し得る日の近から  
ることを望む次第であります。

女子及年少者の坑内就業狀況は一昨年の施行當時に於ては炭坑  
數百三十九女子鑛夫の數六千三百餘人でありましたが昨年六月末  
に於て百三十三炭坑五千六百餘人と著しく減少致しましたことは  
誠に喜ばしきことと考へるのであります。之等炭坑に於て女子及  
年少者の坑内労働を全廢するが爲には坑内設備の改善、經營の合  
理化等を必要とするのであります。各位の現地に於ける御指導に  
俟つ所極めて大であると老へます。御承知の如く本年の第十九回

國際労働總會に於きましては昨年引續き女子の入坑禁止問題が議題となつて居ります。

我國商品の異常なる世界進出に對しまして各國に於て我國の労働條件に付兎角の論が喧しい折柄でもありますので我國に於てのみ女子の坑内就業を許す事由等に付きまして可成りの論難を受くることと考へらるゝのであります。我國の労働條件の改善に關しましては我國の實情に則したる對策を講ずべきは勿論であります。が、國內問題と致しましては多數男子の失業問題を控へたる今日尙身體の抵抗力に於て男子に劣る女子を坑内に使用せしむるが如きは一日も早く是正するの必要ありと考へますので、此の點に付きましては特に各位の配慮を煩はしたいと思ふのであります。本年中に許可期間の満了するものに付きましては篤と其の事情を調査し更新の要なしと認めらるゝものに就ては例外を認めざるの處置を採られんことを望むものであります。

次に女子及年少者の選炭の深夜業禁止に付きましては曩に其の狀況及例外の廢止に對する對策等に關しまして御報告を得たのであります。が一部炭坑に於ては男子を選炭作業に使用して良好なる成績を擧げつゝあるのであります。炭坑に依り之を做ふことの困難なる事情も存することと存じますが、之等の點に付きましても各位の御指導に俟つこと極めて大であると思ふのであります。

最近鑛業界は多年の不況より舊復し極めて好況を呈しつゝあるのであります。鑛夫保護施設の普及徹底を圖るに最も適當なる機會であると思ひますが、又一方鑛山熱に煽られて簇生致しまし

た資本の薄弱なる鑛山に於て賃金未拂等の事件を惹起するものがあるのは遺憾とする所であります。各位は常に鑛山の經營状態に留意し法規の勵行、監督の徹底を期すると共に鑛夫保護施設の普及發達を圖る爲一層の御努力あらんことを望む次第であります。尙一部鑛山に於ては尙暴力を以て鑛夫に臨むもの絶えざることは極めて遺憾とするのであります。此の點に付きましては警察當局と連絡を保ち嚴に取締られんことを望むものであります。次に健康保險の施行に付ては各位の御協力を得て居りますので此の機會に感謝の意を表すると共に今回同法も擴張せられましたから今後一層の御盡力を御願ひする次第であります。」

### 第三節 對労働災害及び労働衛生施設

#### 一 政 府

昭和十年中この種對策で特に取立てゝみるほどの新規なものはない。主要なる法規の改正及び法規施行狀況について述べれば左の如くである。

**労働者災害扶助法・工場法・鑛業法の改正** 以上三法律については本年の第六十七議會の協賛を経て、扶助請求權に關し三法律に共通せる改正が行はれた。その要點は(一)扶助義務者(事業主、工場主、鑛業權者)又は扶助義務者の出捐する共済組合が扶助(又は給付)を行つた場合は、その扶助の

價額の限度において民法に依る損害賠償の責任を免れること  
(二) 扶助請求權に二年の短期時効を設けたこと (三) 扶助を受ける權利の讓渡又は差押を禁じたことである。

なほ勞働者災害扶助法についてはこの外に法の適用範圍及び扶助責任者の範圍について改正が行はれ、いづれもその範圍が擴張されることとなつた。即ち、從來鐵道等の運輸、水道瓦斯電氣事業者の爲す土木工事については事業主の直營工事のみが本法の對象とされてゐたが、今回之を擴張して此等の事業に於ける使用中の工作物（作業の運行に直接關係なきものを除く）に關する注文に依る工事にも適用されることとなつた。扶助責任者の範圍の擴張については、注文に依る作業又は工事で船舶貨物の積却事業、鐵道等の運輸事業、水道瓦斯電氣の保存工事につき、注文者も扶助の責任を負ふこととなつた。（改正法律の全文については附録「社會問題關係法規」を参照されたい。）

**勞働者災害扶助法施行規則中改正**（内務省令第四十八號七月三十一日公布） 勞働者災害扶助法施行規則第五條に依る死傷報告様式第一號乙には從來療養擔當者の住所氏名の記載が無かつた爲に保険金給付の原因である扶助の内容を調査するに困難を生じたる實情に鑑みて療養擔當者の住所氏名欄を設けて療養擔當者の住所氏名を保険金請求書の提出前に知ることによつて扶助の濫給を防ぐこととし、又第六條に依る扶

助報告様式第二號甲に付ては健康保險法の改正に依つて、勞働者災害扶助法の適用事業にして健康保險の強制加入となつたものがあるので、健康保險の被保險者に對する扶助と被保險者に非ざる者に對する扶助とを各別に記載することとし、様式第一號乙及び様式第二號甲を改正したものである。（右改正規則全文については同じく附録「社會問題關係法規」参照のこと。）

**工場危害豫防及衛生規則施行狀況** 昭和九年「工場監督年報」の記するところを見るに「近年本規則の徹底と安全思想の普及とに依り職工死傷數の發生を漸次遞減傾向に導き來りたるに拘らず昭和八年來急激なる逆行を示したるは軍需品製造工場の非常なる發展に伴ひ工場の新設、増設、變更等相亞ぎたる結果、一部工業主は動もすれば目前の利慾に汲々として不則違反を敢行するもの多きを加へたるに基因するものと謂ふべし。斯くの如き現狀に鑑み監督官吏は常に當業者に對して法規の周知徹底を計ると共に各種の安全施設及び衛生設備の完璧を督勵し、一方従業員に對しても不斷の安全精神訓練に努力を傾注して法規の圓滿なる運用を期したり。而して監督官吏に依る法規の勵行と並行して勞資相互の福利増進を目的とする工業主の自發的改善運動を指導誘掖することは之が成績の消長に至大の影響を及ぼすものなるを以て、毎年七月施行の全國安全週間其の他の好機を捉えて産業福利協會を始め各府縣に於ける工場福利團體と聯絡協調して、危害豫防講習會、映畫會、講演會、展覽會等の開催、或は各種印刷物の配布等

に依り規則の周知徹底と安全運動に對する理解と協力が生産能率及び職工の健康の増進に與つて力あるべきことを宣傳に努めたる結果、相當の効果を收むるを得たり。」

**工場附屬寄宿舍規則施行狀況** 昭和九年「工場監督年報」は次の如く述べてゐる。「本年に於ける工場法適用工場教八七、一九五工場法適用職工數二、二二四、三五九人に對し寄宿舍の設ある工場數は一八、一五三を數へ、寄宿職工數は五九一、〇七七にして總數の二割七分に達し中女工は四七三、五六六人を占めて居れり。而して多年經濟界の深刻なる不況に禍せられ寄宿舍の改善には手を染め得ざる傾向にありて職工の保健衛生に誠に遺憾の點多かりしが、最近一部工業界の好轉に伴ひ之が増築を願出するものあるを以て此の機會を捉へ眞に従業員の安息所としての設備改善の氣運を醸成するに努めたり。昭和九年中の本則違反は戒告件數五二〇件、處罰は二件にして前年より戒告、處罰共に著しき減少を見たるは喜ばしき現象なり。而して之を事項別に見るときは「寢室の收容定員を超え又は收容者の氏名定員を掲げざるもの」一〇八件を最多とし、寢具を専用とせず寢具の襟部を白布を以て被包せず又は敷布を備へざるもの九六件、「便所又は洗面装置の設備なきもの又は不充分なるもの」九一件之に亞げり。」

## 二府 縣

各府縣におけるこの種の施設の主なものは例年の如くい

はゆる工場福利團の活動による「安全週間」の催しであらう。  
**工場福利團體** これについては昭和九年工場監督年報が最近の狀況を次の如く述べてゐる。

「近時監督官吏指導の下に災害の防止、工場衛生の改善、就業時間賃銀其の他の労働條件の更上福利施設の増進及工場法規の調査研究を目的とする工業主團體の益々増加し來りたるは産業の健全なる發達の爲誠に喜ぶべき傾向なり。全国各地に創立せられたる工場協會、工業會、工場懇話會、鑛工聯合會等の工場主團體は監督官廳と協力提携して工場法規の圓滿なる施行に寄與し災害防止及衛生施設其の他の改善に關し大いに成績の見るべきものあり。即ち工場法規、工場體育、榮養食、危害豫防等に關する講演會、講習會の開催、會報の發行、其の他パンフレット等の印刷物配布、或は映畫會、運動會等を開催して労働者の智識の涵養、體育の増進を計り、又工場展覽會を開き産業安全思想の普及並福利増進に努力する等相當効果を收めたり。」

**第八回全國安全週間** 安全週間は昭和三年より催し來つて居り、昭和十年は第八回に當る。中央においては財團法人産業福利協會、社團法人日本鑛山協會及日本土木建築請負業聯合會主催、内務省社會局及商工省鑛山局後援の下に、地方においては主として廳府縣中心となり、工場協會又は工場懇話會等の事業主團體と協力して、七月一日より同七日迄、一週間は亘つて舉行せられた。いまその成績を工場について見る



に概要左の如くである。(詳細については財団法人協調會産業福利部「第八回全國安全週間報告」(社會局調査)を参照、尙右は工場法適用工場における状況である。)

(一) 安全週間中における災害率

使用職工五十人以上の工場(製絲工場を除く)に於ける安全週間中の災害率は安全週間前の災害率に比して二割八分の減少をしてゐる。之を昨年の第七回安全週間に於ける五分の減少率に比較すれば二割三分増の減少となつて此の週間前の災害率と週間中の災害率との差二割八分は何を物語つて居るかについて特に注意しなければならぬ。即ち之は吾人の注意力と安全施行の如何が世にも悲惨なる災害事故を支配してゐることを赤裡々に物語つてゐるものである。之が故に主催者及後援者は年來事業主及従業員並に其の家族に對しては言ふに及ばず一般社會人にも安全運動の絶對的必要事なる事を絶叫してゐる次第である。次に本年度に於ける調査延人員を見るに、週間中七百六十九萬三千八百二十七人、週間前七百九十七萬四千九百八人である。官營工場に於ける週間中の人員(八〇五、五六三人)が前年度に於ける週間中の人員三、四九、〇一九人より増加したるは、前年度に於て海軍省關係工場が都合に依り中止せる等の原因に基くものと考へられる。左に全國各廳府縣における民間工場及び官立工場の總括的災害率を掲げる。

災害率(萬分率)——民間及び官營の總計 (△印ハ増)

	安全週間中	安全週間前	比較	前年度安全週間トノ比較
微傷	四・七六四	六・七〇九	一九四五	△一・〇五四
輕傷	一・四七六	一・四〇四	〇・二五六	△〇・二〇六
重傷	〇・二六七	〇・三四五	〇・七五八	△〇・〇八七
死亡	〇・〇六四	〇・〇〇三	△〇・〇〇三	△〇・〇〇一
計	六・〇九三	八・四三二	二・三三八	△一・三四三
調査延人員	七、六九三、八二七	七、九七四、九〇八		

(二) 工場における施設事項

工場に於ける産業災害の豫防上「工場災害豫防並衛生規則」(內務省令第二十四號)に準據して、各種の施設又は修理改善を行ふことは、法律上の義務より言ふも又道德上の責任より観るも事業主側に於て當然爲さざるべからざる事柄である。本年度安全週間を機會に實施せられたる、各種施設事項を昨年度のそれと比べると著しき増加である。即ち「危害豫防施設」に於ては二割七分を増加し「火災及び爆發等の豫防施設」に於ては四割一分を増加し「服裝及び護具の施設」に於ては九割九分を増加し其他に於ても夫々増加してゐる。

(三) 安全週間中における生産能率

安全週間と生産能率との關係は未だ廣く各方面に研究題目として取上げらるゝに至らないが、第五回安全週間に際して石川縣に於て使用職工百人以上の工場に於ける生産能率の調査を行ひたるを嚆矢として、昨九年は石川縣の外に山梨、福井縣に於ても之が調査を爲し大いに得るところがあつた。本年度安全週間に際しては、

長野縣及福井縣に於て生産率を調査研究した。勿論此の研究調査は問題の性質上頗る困難なるものがある事は想像に難くないが、安全週間の如き機會に廳府縣當局は工場側と相提携して周到なる研究方法に基いて之を行つたならば、必ずや好き經濟研究の資料となるべく又生産事業に對する一大指針となり得るのであらう。

#### 第四節 保險施設

一般労働者並に庶民階級に對する保險制度としては、現在健康保險、簡易保險、郵便年金があり、また小兒保險も昭和六年十月一日より實施さるゝに至つた。また労働者に對しては間接的作用をもつにすぎぬが、労働者災害扶助責任保險法も昭和七年一月一日より實施されてゐる。國民健康保險も既に九年夏その要綱が發表されたが、更に審議を重ね本年十二月十日の社會保險調査會第二回總會において修正案が可決され、着々實現へと進められつゝある。

##### 一 簡易生命保險

事業成績 昭和十年度中にあける成績を前年度並に前々年度のそれと比較すれば左の如くである。

昭和十年度	年度末現在		
	新契約件數	件數	保險金額
昭和十年度	二、九三九、九二二	三三、八〇三、〇四六	三、三三七、四四七、六四四

同 九年度 三、一五〇、八八一 三三、〇三六、六五一 二、九三九、九四四、〇九五  
 同 八年度 二、六〇五、〇七二 一九、八四二、三三三 二、六三三、六〇七、二〇〇  
 昨年度においては新契約件數の増加を見たが、本年度は稍や減少を示してをり、年度末現在については件數金額ともに増加を示してゐる。

小兒保險の成績 昭和六年十月一日實施せられて以來の成績を見るに大要左の如くである。

昭和九年度	年度末現在		
	新契約件數	件數	保險金額
昭和九年度	六八九、二九四	二、三六六、五四六	三三、〇九四、六〇〇
同 八年度	六八八、九〇一	一、七六〇、〇三九	三三、二六三、三三七
同 七年度	六三五、六二二	一、二九三、七二五	一五六、五四四、四〇六
同 六年度	五七三、二五三	五五八、二八一	八〇、三七八、五三七

##### 二 郵便年金

事業成績 昭和十年度中における成績を前年度並に前々年度のそれと比較すれば大要左の如くである。

昭和十年度	年度末現在		
	新契約件數	件數	年金額
昭和十年度	三、六九九	三三五、一〇四	二七、四四三、一九八
同 九年度	四七、八三三	三〇六、六〇二	二五、四七五、六二一

一件平均  
 年金額  
 八二九

同 八年度 三、三三 二七、三〇九 三、三六、四三九 七六八  
 (尙ほ郵便年金の各月状況については第三部統計第六表参照)

### 三 健康保険

健康保険法は昭和十年末をもつて實施八ヶ年に達する。數年來の不況の影響を受けてその經營は必ずしも順調とは云へなかつた。内務省社會局では既に早く本保險法の改正擴張案を立案してゐたが、昨九年の第六十五議會を通過し、昭和十年より實現されるに至つた。

以下、昭和十年度における施設並に實施成績の一般を述べるが、本年の報告を缺ぐ部分については前年度までの趨勢を述ぶることとする。

#### 1 實施概要

本年中における施設及び對策において特に取上げるほどの新味あるものは見當らない。たゞ本年度から改正法が實施された結果、新たに強制被保險者となる労働者數が増加したことが注目される。

**健康保險組合** 昭和十年十二月末における健康保險組合は合計三七〇組合で、前年末に比して二二組合の増加である。これを業態別に示せば左の如くである。

染織工業	一三三	昭和十年十二月末	昭和九年同上	一三三
------	-----	----------	--------	-----

### 第三部第二篇 社會政策的施設

機械器具工業	六九	六九
化學工業	六六	六六
飲食物工業	二三	二三
雜工業	一三	一三
特別工業	三	三
金屬鑛業	一九	一九
石炭鑛業	五三	四九
其他非金屬鑛業	一	一
金屬精鍊工業	三	三
仲仕業	一	一
其他の事業	二五	三
計	三七〇	三六八

**保健施設** 保險施設に對する中央並に地方當局の對策は年を追ふて進められてゐるやうである。その施設は大體、衛生展覽會、體育講習會、被保險者陸上及び水上競技會、角力大會、衛生講演會等で、その具體的状況については、各月の「健康保險時報」に報導せられてゐる。左に昭和九年度内に政府において實施したる保健施設状況を掲げて置く。

種別	回数	聽講觀覽又は參加被保險者數
保健施設に關する講演會及活動寫眞映寫	二、二七	六〇五、六三三
衛生展覽會	一三	三六、八二七
運動競技會	六	五、五二

體 育 講 習 會

四、二五五

十二脂腸虫再感染調査

〔検査人員 一、〇五三  
〔内虫卵保有者數 九三

健康相談

七、八三三

太陽燈照射

一八、六九二

健康相談所の

レントゲン検査

一、七二七

成績十四ヶ所

糞尿、血液、血脈、  
咳痰、其他の検査

三、八六九

健康保険に關する  
相談、諸手續に關  
する指導又は代行

二、六二七

健 康 者 表 彰

〔一ヶ年表彰 一三六、六六五  
〔五ヶ年表彰 五、一〇二

傳染病豫防注射

三〇〇

傳染病豫防藥の配付

三三、九二〇

衛生材料の配布

二、一三四

印刷物の配布

三三、七〇〇

風水害罹災地  
に於ける施設

健康保険課長會議

昭和十年二月十二、十三の二日間に亘

り内務省第二會議室に於て開催。社會局長官の訓示、指示事  
項、注意事項、及び協議事項等を摘記すれば左の如し。

【社會局長官訓示】……今回特に各位の御參集を願ひました所

以のものは、曩に公布になりました健康保険法中改正法律の實施  
も間近に迫つて參り且つ關係法規中にも大分改正せられた點があ  
りますのと、又從來内務大臣の權限に屬して居りました健康保険  
組合に對する監督權の一部が本年四月から地方長官に委任せらる  
ることになりましたので、此等の點に關し十分なる打合せを遂げ

たいと存じますからであります。

改正法律施行準備に付きましては、既に各位の御配慮を得てゐ  
ることゝ存じますが、施行期日も切迫して參りましたので、此際  
特に部下を督勵し萬遺漏なきを期せられたいのであります。殊に  
今回の改正の結果は小事業主の激増を來すのでありますから、種  
々の點より見て今後の保險經濟は樂觀を許さないものがあるかと  
思ふのであります。各位に於かれましても、豫め此等の點を考慮  
に置いて、實施上遺憾なきを期せられたいのであります。

次に健康保險事務の複雑なることは、本事業の性質上或程度止  
むを得ないと思ひますが、今回の改正に依つて新規に適用を受く  
る事業は從來適用ある事業とは各般の事情を異に致しますので、  
改正法の圓滿なる施行に付きましては本事務の可及的簡捷改善を  
圖ることが必要なことであると存じます。過般公布せられました  
健康保險法施行規則の改正も、一は法律改正に伴ふものでありま  
すが、他に事務の簡捷改善の趣旨に出でたるものも亦尠くないの  
であります。併し乍ら事務取扱の簡捷を期せんが爲には、濁り施  
行規則を改正するのみならず、同時に、地方廳に於ける廳府縣令  
其の他諸規則通牒の類をも改廢整理し、且つ日常事務取扱の態度  
に付き、工夫改善を加ふることが肝要であります。直接保險事務  
を執筆せらるる各位は、克く此の趣旨を體して、事務簡捷改善の  
目的を達する爲努力せられんことを希望して止みません。  
次に健康保險組合の監督に當りましては、器正公年を旨とし、  
苟も非違を看過するが如きことなき様留意ありたきは勿論であり  
まするけれども、組合自治の精神に鑑み、常に指導的態度を以て

之に臨み組合特殊の事情慣例等も、本事業遂行上支障なき限り、なるべく之を容認し、徒に形式を強いるが如き事のない様に、特に御注意願ひたいのであります。

最後に療養の給付は保険給付の根幹を爲すものであります。従つて當局は其の内容の改善を期するが爲めに、折角攻究を怠らざる所でありまして、御承知の通り昨春來日本醫師會との間に、本件に關する協議を行ひまして、諸般の案件に就き、鋭意研究討議を重ねて來たのであります。諸種の事情の爲、未だ成果を得るに至りませぬことは洵に遺憾と致す所であります。併し乍ら、醫療内容の改善は極めて緊要なことでありますから當局としては十分に之が研究を爲し其の具體化に努め度いと思ひます。而して本件に關しては各位の御努力に俟たねばならぬことが多々あることと存じますので、其の御心組を以て格段の御盡瘁を願ひ度いのであります。……」

【指示事項】 一、健康保険組合監督権の一部委任に關する件。

一、健康保険組合の監督方針に關する件。一、健康保険組合の財務の監督に關する件。一、健康保険組合の保険給付の監督に關する件。一、健康保険組合の實地指導監査に關する件。一、健康保険組合に對する代執行に關する件。一、組合より提出すべき各種報告、届出及認可申請書の處理に關する件。一、俸給等經理に關する件。一、被保険者に對する藥劑支給手續に關する件。一、昭和十年度に於て實施すべき保健施設に關する件。一、労働者災害扶助責任保険事務に關する件。一、職業性諸疾患に關する件。

第三部第二篇 社會政策的施設

【注意事項】 一、改正法施行に關する件。一、新事業主に對する保険料徴収に關する件。

【協議事項】 一、改正健康保険法の施行に關する件。一、醫療内容の改善に關する件。

2 實 施 成 績

被保險者總數 昭和十年十二月末現在における被保險者數は前年に比し可成り増加してゐる。これを政府管掌と組合管掌とに分つて見るに、そのいづれにおいても増加を示してゐる。

強制被保險總數	政府管掌組		合管掌合		計
	工場法適用	鐵業法適用	其他の事業に使用せらるるもの	任意包括被保險者數	
昭和十年末合計	二、〇〇七、〇五六	一、四六三、六八一	九八、二六五	三、二八九	一六三
昭和九年末合計	一、四三二、三五二	七五七、九七七	二、一九三、一五二	二、〇一〇、五〇八	九三二、六四三
昭和十年末に於ける數は左の如くで前年に比し増加を見てゐる。	二、〇〇七、〇五六	一、四六三、六八一	九八、二六五	三、二八九	一六三
昭和九年末に於ける數は左の如くで前年に比し増加を見てゐる。	一、四三二、三五二	七五七、九七七	二、一九三、一五二	二、〇一〇、五〇八	九三二、六四三
強制被保險者總數	二、〇〇七、〇五六	一、四六三、六八一	九八、二六五	三、二八九	一六三
昭和十年末	二、〇〇七、〇五六	一、四六三、六八一	九八、二六五	三、二八九	一六三
昭和九年末	一、四三二、三五二	七五七、九七七	二、一九三、一五二	二、〇一〇、五〇八	九三二、六四三
昭和八年末	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

工場法適用	一五九、八四一	—	一六〇、九二八
鑛業法適用	一七三	—	一五七
其の他	七七	—	—
任意包括保険者数	一〇、五四	一〇、四四	一〇、四八
任意繼續被保険者数	一五	四	—

業態別被保険者数 これを組合管掌（昭和十年）並に政府管掌（昭和九年）について見れば次の如くである。

業態	被保険者数	政府管掌（九年）	組合管掌（十年）
染織工場	五八二、八二二	—	三三〇、六六七
機械器具工場	三二五、四四九	—	二四〇、八二七
化学工場	二二七、〇三〇	—	五五、三六六
飲食物工場	五〇、九六三	—	七、五九八
雑工場	一九八、〇〇七	—	一三、二九〇
特別工場	三三、八三九	—	六、六七〇
金屬山	二七、七〇七	—	二九、九三七
石炭山	五〇、三九七	—	一四八、六五〇
石油山	三、三三八	—	—
其他の非金屬山	六、一七三	—	一、七四〇
金屬精鍊工場	一、五三三	—	三、五三五
其他の鑛業法適用工場	九三六	—	—
任意包括被保険者使用事業	六、三五〇	—	—
仲仕業	—	—	二、六三二

其他の事業

計	一、五三〇、四三五	九二一、六四三
---	-----------	---------

〔備考〕—本表は任意繼續被保険者数を含まず。

給付の件数並に費用 昭和九年度（十年度はまだ發表されてゐない）における給付の總件数は七、四七七、二六九件にして、これに要したる總費用額は三一、一八五、九九二圓である。昭和八年度に比すれば、政府管掌、組合管掌、そのいづれも可成りの増加を示してゐる。

項目	政府管掌		組合管掌	
	件数	費用	件数	費用
傷病に關する給付	四、二四、八三三	一六、四五四、〇四五	三、二五、一六八	一三、〇一五、三六三
死亡に關する給付	一〇、三九五	三七七、〇三八	五、〇五九	二二二、五七四
分娩に關する給付	八七、一五四	八六六、三六〇	一四、六六〇	二二九、五九二
計	四、三三、三三二	一七、六九七、四三三	三、四四、八八七	一三、四八八、五四九

尙ほ右件数並に費用額の被保険者一人當り平均を見るに、昭和九年度の一人當り件数三・三二五、費用一三圓八六錢九厘となつてゐる。いまこれを組合管掌と政府管掌とに分つて昭和八年度と比較すれば次の如くである。

項目	昭和九年度		昭和八年度	
	件数	費用	件数	費用
政府管掌	—	—	—	—
一人平均件数	—	三・〇三八	—	三・〇二四
一人平均費用	—	一三・四二六	—	一三・四三六

組合管掌	一人平均件数	三・八二	三・九七
	一人平均費用	一六・三七	一六・一七

平均	一人平均件数	三・三五	三・三六
	一人平均費用	一三・八九	一三・八二

**保険料率及び負擔割合** 政府の管掌する保険の保険料は石炭の試掘、採掘及び之に附屬する事業に使用せらるゝ被保険者に關しては、報酬日額一圓に付八錢の割にして、内事業主は五錢、被保険者は三錢の割合に依り之を負擔し、其の他の被保険者に關しては報酬日額一圓に付四錢の割合にして、事業主及被保険者折半して之を負擔す。

組合の管掌する保険の保険料率及保險料の負擔割合は左の如くである。

事業主負擔	二分の一	二二、二九	二二、二九
	超ゆるもの	三三、三六	三三、三六
計	二分の一	五五、六五	五五、六五
	超ゆるもの	六六、七〇	六六、七〇
總數(被保險者數以下同じ)	四九、九〇	四九、九〇	四九、九〇
一圓につき三錢以下	八四、九〇	八四、九〇	八四、九〇
同	三三、九二	三三、九二	三三、九二
同	二八、五六	二八、五六	二八、五六
同	一、八〇	一、八〇	一、八〇
同	七錢以下	五五、二五〇	五五、二五〇
同	八錢以下	二〇	二〇

第三部第二篇 社會政策的施設

同	九錢以下	一	三七、二六	三七、二六
平均保險料率	三七・二	四九・五	四三・九	

**健康保險事業收支** 昭和九年度における政府管掌分の収入總額は二二一、四四七、一六五圓、支出總額は一九、七三四、八〇五圓、收支差額の剩餘金二、七一二、三六〇圓は積立金に繰入れられた。收支、剩餘、いづれも増加を示してゐる。その内譯は左の如くである。

〔収入の部〕	總數	三、四七、一六五	總數	一九、七三四、八〇五
健康保險收入	二〇、七五〇、四九五	俸給	五五八、九四一	
保險料	二〇、四三二、三五七	事務費	一、一九三、三七三	
利子收入	二五、一八八	保險給付費	一七、六九七、四三三	
雜收	七三、〇五〇	保健施設費	三三九、五六〇	
一般會計より繰入	一、六九六、六七〇	諸支出金	四、六八	
國庫金負擔	一、六九六、六七〇	給負擔金	一〇、九七〇	

同じく組合管掌の分を見るに、収入總額一八、八七五、四一八圓、支出總額一五、三七六、一〇〇圓、差額剩餘金三、四九九、三一八圓(内積立金として一、一〇三、九二四圓を次年度繰越金として二、三九五、三九四圓を處理)にして、收支、剩餘、いづれも前年より増加してゐる。その内譯は左の如くである。

總數	一八、八七五、四八 <sup>四</sup>	總數	一五、七六、一〇〇 <sup>四</sup>
保險料	一四、四三七、八四	保險給付費	一三、五六一、三三
其他	四、四四七、五四	其他	一、八二三、八五

#### 四 労働者災害扶助責任保険法

労働者災害扶助責任保険法施行令及施行規則の改正（昭和十年三月二十三日勅令第二十七號及昭和十年三月二十六日内務省令第十六號）。改正の全文は附録「社會問題係法規」に記載されてゐるからこゝには之を省略する。改正の趣旨は保険料の算定の基礎となるべき請負金額には注文主より工事材料の支給ある場合に於ては其の價格を加算することとし、又扶助を受けつゝある労働者が工事の主たる事務所所在道府縣外に移轉したる場合に於ける扶助方法の承認指示等を労働者の現在地地方長官をして爲さしめ其の適正を期せんとするものである。

#### 五 國民健康保険

既に昭和九年夏その要綱が發表されたが、更に審議を重ね本年十二月十日の社會保險調査會第二回總會において修正案が可決された。これは一庶民の健康保險を目的とするもので、社會政策上劃期的な案として期待されてゐる。その要綱の要領は左の如くである。

#### 國民健康保險制度案要綱抄

##### 第一 總 說

一、本保險は庶民の健康保險を目的とすこと、二、本保險は被保險者の疾病、負傷及分娩を以て保險事故とするも被保險者の死亡をも保險事故することを得ること但分娩に付ては特別の事情あり組合に於ては保險事故となさざることを得ること、三、本保險は國民健康保險組合を以て其の保險者とする事。

##### 第二 國民健康保險組合

一、總則 (一) 組合は普通國民健康保險組合と特別國民健康保險組合の二種とすること、(二) 組合は之を法人とすること、(三) 國、道、府縣及市町村は、豫算の範圍内に於て組合に對し補助金を交付することを得ること。

二、組織 (一) 普通國民健康保險組合は其の地區内に於て一戸を構ふる者又は一戸を構へざるも獨立の生計を營む者を以て組合員とする事、前項の地區は市町村の區域に依る事但し特別の事由あるときは此の區域に依らざることを得ること、(二) 監督官廳必要ありと認むるときは普通國民健康保險組合の地區内に於て組合員たる資格を有する者を總て組合員たらしむることを得る事、但し其の世帯に被保險者たるべき者に付ては此の限に在らざること、(三) 特別國民健康保險組合は規約の定むる所に依り同種の業務に従事する者、同一の事業に使用せらるゝ者其他の共同の利害關係を有する者を以て組合員とすること、(四) 組合は規約の定むるに供り其の事業に贊助する者を贊助組合員と爲すことを得ること。



三、設立 (一)組合を設立せんとするときは發起人は規約を作り組合員たらしとする者の同意を得て監督官廳の認可を受くること。

四、被保険者 (一)組合は組合員及規約の定むる所に依り組合員の世帯に屬する者を以て被保険者とする事、(二)組合の地區内に定住せざる者其他特別の事由ある者に付ては規約の定むる所に依り被保険者と爲さざることを得ること、(三)貧困の爲法令に依る救護を受くる者及法令に供り疾病及負傷に付療費に關する給付を受くる者は被保険者と爲さざること、(四)多額の収入ある者及其の世帯に屬する者は被保険者と爲さざるを例とすこと。

五、保險給付及保險施設 (一)組合は被保険者の疾病又は負傷に關し療養の給付を爲すこと但し特別の事情ある組合に於ては療費に要する費用を支給すること、(二)療養の給付は右の範圍とすること、(イ)診療往診を含む、(ロ)藥劑賣藥を含む又は治療材料の支給、(ハ)處置手術其の他の治療、(ニ)入院、(ホ)看護(ヘ)移送、(三)療養の給付に付ては組合は特別の事情なき限り一般の醫師、齒科醫師、藥劑師其の他の醫療機關を組合の醫療機關として指定し被保険者に醫療機關選擇の自由を認むる事、(四)分娩を保險事故と爲す組合に於ては被保険者の分娩に關し助産の給付を爲すこと但し特別の事情ある組合に於ては助産に要する費用の支給を爲すことを得ること、(五)組合は被保険者の死亡に關し葬祭の給付又は之に要する費用の支給を爲す事を得ること、(六)療養、助産又は葬祭の給付を爲す組合に於て其

の給付を爲すこと困難なる場合其の特別の事由ある場合に於ては之に代へて之に要する費用を支給することを得ること、(七)組合は監督官廳の認可を受けて其の他の給付をも爲すことを得ること、(八)組合に於て爲す保險給付の種類、範圍、期間、程度及受給條件は規約を以て之を定むる事、(九)組合は療養の給付に要したる費用の一部を其の給付を受くる者(給付を受くる者組合員に非ざる場合に於ては其の屬する世帯の組合員)に負擔せしむることを得ること、(十)組合は被保険者の健康を保持する爲必要な施設を爲すことを得ること。

六、費用 (一)組合は組合費なり保險料を徴收すること、(二)保險料の算定及徴收に關する事項は規約を以て之を定むること、(三)賛助組合員の負擔に關する事項は規約を以て之を定むること、(四)保險料其の他の徴收金の滞納に付ては滞納者の居住せる市町村又は其の財産のある市町村に對し之が處分を請求することを得ること、(五)一定期間以上繼續して保險給付を受けざりし者に對しては組合は規約を定むる所に依り其の期間に拂込みたる保險の一部を拂戻すことを得ること。

### 第五節 勞働者教育施設

茲に勞働者教育施設として述べる範圍は、一般無産者を對象として行はれるものうち、政府並に公共團體の經營設置せるものに限る。謂ゆる勞働學校は勞働者自身の教育運動と

目すべきもの多きが故にこれを第二部第二節第五章中に記述した。

## 一 政 府

謂ゆる労働學校の活動が最近不振を續けてゐるに反して、この種政府關係の教育施設は可成り積極的に進められつゝある。少くとも、政府當局の意圖が積極的に轉じ來つたことは事實であらう。といつても、實質的には文部省の主催せる労働者輔導學級の施設がその主なるものであり、しかもその實效に至つてはどれほどのものであるか俄かに推定し難いが、恐らく未だ大なる期待はかけられないであらう。そしてその労働者教育の方針が一方においては、單に教育の機會に恵まれざる労働者階級の文化向上に資せんとするものであると共に、他方には、これをもつて労働者階級の急進的態度の伸長をはぐみこれを協調的方面へと導かんとする教化運動の意圖あることは窺知されるところである。いま、文部省の労働者教育の昭和十年中における概況をみるに次の如くである。

文部省發行「昭和十年度労働者教育實施概要」によると、その今日に至るまでの概況を次の如く述べてゐる。「本省に於ては昭和四年労働教育補助費（一萬圓）計上せられてより或は優良なる民間労働者教育團體に對し補助金を交付し、或は労働者の密集地帯を選び當該府縣市と協力して労働者輔導學級を開設したる處、年を

退ひ、斯教育の進展を見、各地に之が修了者の修養機關設けらるゝに至り、之が連絡統一を圖ることの必要を生じ、世人亦漸く斯教育の重要性に覺め、遂に昭和六年九月之等全国各地の労働者教育施設を連絡輔導すべき中央機關として日本労働者教育協會設立せらるゝに至れり。昭和七年第六十二臨時議會開かるゝや労働者教育施設費（五萬圓）の成立を見るに及び、日本労働者教育協會其の他の優良なる労働者教育施設に對しては之が獎勵補助の途を講じ以て其の健全なる發達を勸奨すると共に、他面從來の労働者輔導學級に加ふるに労働者講座、労働擔當者講習會、労働者教育協議會を開催せり。昭和八年以降は大體に於て前年度を踏襲して之を實施せしが各地共概ね關係者の熱心なる考究と斡旋とにより地方の要求に吻合せる適當なる施設を開き且官公私各種の團體、關係會社工場等より之に協力便宜を與へたる結果、概ね堅實なる效果を擧げ本施設に對する世人の要望益々普ねからんとする情勢に在り。本省主催の労働者輔導學級、労働者講座、労働擔當者講習會に受講せるもの昭和十年度迄の累計一七、九一〇名、労働者教育協議會に出席協議せるもの累計二、七七六名に及べり。尙昭和十年度豫算に於て労働者教育團體事業費補助として十五萬圓を計上せられたるを以て、同十年十一月財團法人勤勞者教育中央會設立せられ、日本労働者教育協會を合併して、工場鑛山等に於ける労働者のみならず會社、商店等に於ける一般勤勞者をも併せ教育することゝなれり」と。

労働者輔導學級實施要項 その大要は左の如し。

一、趣旨。一般労働者の教養の向上の爲中堅労働者をして更に

健全なる公民たると同時に優秀なる産業人たらしむるを目的とす。此目的を達成する一方法として輔導學級式教育方法により成る可く少數の生徒と講師指導員が長期間に亘り一體となりて人格的結合を計り教育の徹底を期するを本旨とす。

二、主催。本學級は文部省の施設にして、之を府、縣、市、學校に委囑して實施するものとす。主催に關しては本省主催又は本省と府、縣、市、學校其他との共同主催となすこと。

三、場所。學校又は公會堂等適當なる場所を選定すること。

四、期日及會期。昭和十一年二月迄の間に於て適當なる時期を選び一週二回夜間三時間宛九週間合計五四時間授業をなすを原則とするも地方の情況に應じて本趣旨に背馳せざる範圍に於て適當に定むるも差支なきこと。

五、生徒。本學級の生徒たる優秀勞務者の選抜に關しては委囑先に於て關係官廳各種團體、工場及鑛山等と緊密なる聯絡を保ち協議の上決定す。一組の生徒は二、三十名を以て理想とするも都合に依りては凡そ五十名迄は採用するも差支なきこと。

六、教授事項。時代の趨勢に鑑み國民の思想並生活の向上を期する上に緊密なる教養を授くることに留意し、單に抽象的知識を與ふるの弊に陥ることなく實生活に即することを旨とし、左の八類中より地方の實情に應じ適當なるものを選びて教授科目となすこと。第一類日本精神、第二類國史、第三類適正なる時事解説、第四類道德・宗教・藝術、第五類政治・法律・經濟、第六種自然科學、第七類生活及職業に關する指導、第八類趣味・娛樂・保健に關する指導。尙教授の前後に於て體操及音樂を適宜加味すること。

### 第三部第二篇 社會政策的施設

と。

七、教授及訓練の方法。教授に當りては知識の注入に偏することなく、勞務者の實生活に基く具體的事實を捉へて教授をなし、又授業中に必ず質疑應答の機會を設け、講師生徒相互の人格的接觸により生徒の精神的修養並其の天分の啓發に努め、且講師以外に指導員を置き講師の輔佐をなし教授及訓練の徹底を圖ること。尙授業の外に茶話懇談會、映寫會、討論會、見學、遠足等を適宜開催すること。

二、授業料。授業料は之を徴せず。

勞務者講座。その實施要項は勞務者輔導學級に準ずべきもの故之を掲げず。

勞務擔當者講習會。本講習會は「勞働者に日夕親炙し之が指導者たるべき勞務擔當者に對し適當なる教育施設を講ずる」ために行はれたもので、本年度の實施狀況は次の如くである。

大阪市——十一月四日より同八日まで大阪市立都島工業學校に於て開催。日數五日、科目數七、延時間三〇時間、講師七名、受講者一四五名。

福岡市——月四日より同八日まで九州帝國大學に於て開催。日數五日、科目數八、延時間三六時間、講師八名、受講者一五四名。

廣島市——三月十六日より同二十日まで廣島文理科大學に於て開催。日數五日、科目數五、延時間三〇時間、講師五名、受講者九〇名。

勞務者教育協議會——昭和十年度に於ける勞務者教育協議會は

函館市、桐生市、富山市、岐阜市、京都市、高松市、別府市の七ヶ所に於て開催、その実施概況は左の如くである。

〔出席者〕 一、關係各省並に道府縣市勞務者教育主務當局者。

一、官業並に民業工業鑛山等に於ける事業主又は勞務擔當者。

一、其の他勞務者教育關係者。

〔協議事項〕 一、勞務者教育の普及發達方策如何、一、現下の

時局に鑑み勞務者教育實施上特に留意すべき事項。一、勞務者教育指導者の養成に就て。一、勞務者に對する公民的教育と職業的教育に就て。一、勞務者に對する保健・體育・趣味・娛樂施設に就て。一、勞務者教育關係の各種團體の連絡提携に就て。一、勞務者の職業別に依る共同私立青年學校設置の件。一、工場に於ける青年學校設置經營に關する件。一、勞務者に對する青年學校教育施設に就て。一、私立女子青年學校教科書編纂方希望に就て。

一、從業員稱呼方に就て。一、勞務者に宗教的情操を涵養する具體的方法如何。一、勞務者教育の徹底を期する爲從來指定されたる府縣以外の地方にも其の必要に應じ長期勞務者輔導學級を實施せられんことを其の筋に建議するの件。一、勞務者講座に出席する勞務者に對し工場主に於て特に便宜を與へられたる實例を承り度し。一、勞務者講座に於て工場勞務者に對し直接技術に關する科目を授けられたる御經驗あらば承り度し。一、青年を多數使働せる工場會社等に於ける青年教育の振興方策如何。一、青年學校の設置狀況に就て。一、工場圖書館（文庫）の經營情況に就て。一、勞務者をして自發的に修養せしむる具體的方策。一、勞務者に對する宗教的情操の養成方策。一、中堅勞務者修養講座開設に

就て。一、其他出席者提出の協議事項に就て。

〔協議會の狀況〕 ▲函館市——九月二十七、八日、於函館市公會堂。協議九時間、出席者一七四名、函館船渠會社、帝國製菓會社を見學。▲桐生市——七月十二、十三日、於桐生高等工業學校。

協議九時間、出席者一五六名、高工實修場、日本絹撚桐生機械、

中島飛行機會社を見學。▲富山市——十月七、八日、於大正會館。

協議九時間、出席者一〇六名、吳羽紡績會社工場、廣貫堂を見學。

▲岐阜市——七月五、六日、於縣會議事堂。協議九時間、出席者一一一名、大日本紡績岐阜工場並に片倉製絲岐阜工場を見學。

▲京都市——十一月十一、十二日、於奉公館。協議九時間、出席者一七〇名、京都御所、二條離宮見學。▲高松市——六月二十八

二十九日、於讚岐會館。協議九時間、出席者六二名、高松市、專賣局出張所見學。▲別府市——九月九、十日、於蓮田小學校、協

議九時間、出席者一八〇名。

勞務者教育振興協議會——「我が國の勞務者教育施設は漸次其の體系を整備しつつありと雖も未だその内容方法等の諸點に至つては尙改善考究の餘地なしとせず」、勞務者教育の一層の振興を計るべく、三月三十一日、神田區一橋如水會館に於て、勞務者教育各關係官、學者經驗者等出催の下に開催せられた。

## 二 府縣及び公共團體

府縣においてこの種施設を獨立に行へるものも多少はあるが、その多くは小規模である。府縣における勞務者教育施設

としては前記文部省實施の勞務者教育施設の方針に則り之と  
共同の形において行はれるものがその主たるものであらう。

文部省の委囑を受けて本年中各地に開かれたる勞務者輔導  
學級の實施概況を表示すれば左の如くである。  
生徒

委囑先	開設地	會場	期間	科目數	延時間數	申込者	許可者	修了者
			日		時間			
桐生高工	桐生市	桐生高等工業學校	二	七	六三	七〇	四〇	四〇
埼玉縣	川口市	川口市隣保館	四	三	五四	一九	五〇	五〇
東京市	王子區	王子區王子小學校	二〇	八	四九	五一	三三	三三
	品川區	品川區第一日野小學校	二〇	一〇	四九	五〇	三七	三七
	城東區	城東區龜戸小學校	二〇	九	四九	七三	五四	五四
横濱市	横濱市	神奈川區幸ヶ谷小學校	二〇	三	五八	九六	五〇	四九
静岡縣	濱松市	濱松高等工業學校	一九	三	五七	六一	六一	六一
清水市	清水市	清水市木材組合事務所	一五	三	四八	六〇	五五	五五
愛知縣	名古屋市	昭和塾堂	二	一四	七六	五七	五五	五五
大阪府	都島	都島工業學校	三	二	五五	八八	五四	五四
	西野田	西野田職工學校	三	二	五五	九四	六〇	五六
	今宮	今宮職工學校	三	二	五五	八七	五八	五五
神戸市	神戸市	脇濱小學校	一八	七	五四	六四	五一	四七
福岡縣	福岡市	福岡男子高等小學校	一八	九	五三	四六	四六	四三
	久留米市	久留米高等小學校	三〇	九	五五	四三	四五	四四
合計			二九三	一五六	八三三	一、〇六一	七五一	七三四

## 第二章 農民に對する施設

凶作米高、繭高及び小麦高によつて流れ込んだ數萬の貨幣

は確かに本年度の農村を好轉せしめた事は疑ふべくもない。  
だがそれは地主、富農層についてのみ云へることであつて、  
下層農民は益々高い米を買はされることによつて愈々窮乏へ  
の道を辿らざるを得なかつたのである。而も肥料の暴騰によ

り彼等下層農民においては却つて擴大した「シエーレ」はこの窮乏に拍車をかけた。かくて「農村哀話」は絶えることはなかつたのである。

かくの如く正に破局に立つ農村を前にして政府當局は第六十七議會に米穀自治管理法案、産繭處理統制法案、肥料業統制法案等の重要農村關係法案を提出したが、これらの規模はいづれも農村の窮乏とそれに立つ要望に比して餘りにも貧弱であり、むしろ資本と土地所有の擁護に偏するものゝ如くであつた。だがそれにも拘はらず此等諸法案はいづれも議會において握り潰されたのである。この意味において今議會は稀にみる不作の議會であつた。これには色々の事情があつたが要するに吾々はこゝに現在の政治勢力における資本家的農村救済策の困難と限度とを觀取しうるであらう。今期議會における農村關係法案の唯一の收穫は民事訴訟法中改正法律、即ち所謂飯米差押禁止法の制定であらう。だがこれとても農村側の一ヶ年間飯米差押禁止の要求に比して僅か三ヶ月間のみの差押禁止に過ぎないのである。

なほ政府當局の農村匡救對策として經濟更生施設なるものがある。このうち經濟更生計畫は昭和七年より五ヶ年計畫を以て全國的に農村を自治的に更生せしめやうとするものであるが、本年は既に實施四年目であるのに當局も自ら認める如く「其の目標を完全に達成したものは未だ多くはない」ので

ある。負債整理組合の事業も豫定通り進捗しないものゝ如く、早くも改正案の提出が傳へられてゐる。また農村工業も漸く實現の第一歩を踏み出したか、それは資本による農村の低廉なる過剩勞働力の利用である以上、現に極度の生活低下といふ形でプロレタリア化されてゐる農民を更に現實に近代的なプロレタリアとして賃勞働者化するものに外ならないであらう。果して然りとすれば農民は農村工業化によつて匡救され得るであらうか。なほ經濟更生施設としての農民道場に至つては、吾々はこれより幾何の匡救を期待すべきか甚だ疑問とせざるを得ないであらう。

之を要するに政府の農村對策は「農」を全うするものなきが如くであるが、以下においては本年度の第六十七議會に提出された法律案を中心として政府の農村施設を概観しやう。なほ府縣の施設としては府縣獨自のものはなくたゞ政府の經濟更生計畫の先棒をかつぐ位のもの以外には特に述べる程のものはない。

又帝國農會も米穀問題、蠶絲問題を始めとして農村關係の重要問題について或ひは議會に對し或ひは政府當局に對して活潑な活動を行つてきたが、その在來の立場の故に一般農民は彼等の農村對策から閉出されざるを得なかつたことは例年と少しも變らない。

## 第一節 政府の施設

### 一 米穀對策

米穀問題は米穀統制法の實現によつて一應軌道に乗り上げたかの如くであつたが、それは早くも最初の施行年度たる昭和九年米穀年度においてその矛盾を暴露した。外地米の統制難及び飯米飢饉の深刻化が之である。政府當局はかくの如き米穀問題の重大化に直面して、これが根本對策のため米穀對策調査會を設置し、現行統制法の存続の方針の下にその補強工作をなすこととなつたが、右の詳細については既に昨年度本年鑑において記述したところである。

而して本年一月十九日米穀對策調査會の第三回總會において「米穀統制の徹底を期する爲左の諸方策を講ずること」が決定された。

第一 米穀統制法を左の如く改正すること(略)

第二 米穀の自治管理を圖ること(略)

第三 穀の共同貯蔵を行ふこと(略)

第四 一、内地、朝鮮及臺灣を通じて米穀の生産統制、代作の奨勵、海外販路の開拓、新規利用の増進に付適當なる方策を講ずる事。二、現行米穀需給調條特別會計は之を整理改善する事。

かくて政府は右の調査會の答申に基き第一から第三までを

夫々法律案として第六十七議會に提出したのである。この米穀自治管理法案は米穀對策調査會の幹事試案に比すれば既に著しく妥協的となつてゐることは注意されねばならぬ。すなはち先づ移入外地米統制案が葬り去られ、次いで第二の幹事試案において米穀統制組合に一般的米穀統制の權能を與へ、最低價格による政府への賣渡申込は産業組合に限つて之を認めんとするところの産業組合を支柱とする米穀政策に對して、米穀統制組合が統制する米穀は單に過剰米のみとし、最低價格による申込は從來のまゝに開放するといふ大修正が加へられたのである。

今右三案の内容を見るに、先づ米穀管理法案は六十七條より成る老大な物であるが、其要旨は要するに次の如くである。

一、政府は毎米穀年度の始めに内外地を通じてその年度の需給を推算し、過剰米を算定してこれを内地、朝鮮及臺灣に割當て、管理させる。

二、割當の決定は内地、朝鮮及臺灣に於ける管外移出數量の増加趨勢、管外移出數量、收穫の豊凶等を參酌して行ふが、當分のうち内地百分の三五、朝鮮百分の四三、臺灣百分の二二とする。

三、自治管理は内地では市町村を區域とする米穀統制組合、道府縣を區域とする聯合會及内地を區域とする中央米穀統制聯合會を設けるが、統制組合及びその聯合會の義務は産業組合、法による販賣組合、道府縣米穀販賣組合聯合會、全國米穀販賣組合聯合會が夫々代行しうることになつてゐる。これ等の團體

のない市町村に於ては農會に對しても事務代行を認める。朝鮮臺灣に於てもこれに準ずる米穀統制組合を設ける。

四、米穀商統制組合及びその聯合會を設けて過剰米の二次統制を行ふ。

次に米穀統制法中改正法律案の要旨は

- 一、米の出廻りに於ては最低價格に金利、保管料を加算する。
- 二、災害、事變その他特別の場合には最高價格以下に於ても政府所有米の賣渡をなし得る。

また米穀共同貯藏助成法案は昭和八年の米について行はれた米穀の共同貯藏を法制化したもので、要するに産業組合、農會等の團體が米の出廻り數量の調節又は備荒貯蓄の目的で米を貯藏する場合に政府は貯藏團體に對して、金利及び保管料に相當する政府所有米を毎年三十萬石に限り交付する等の方法によつて之を助成するものである。

右の三法案は何れも米穀統制の強化を圖るものであるが、就中最も重要なのは米穀自治管理法案であり、これは本年三月限り失効する臨時米穀移入調節法に代り現行米穀統制法の缺陷を補強する根本的解決策として立案されたものである。然るに一月十一日米穀對策調査會小委員會における本案の決定が傳へられるや、九年末以來待機しつゝあつた全國二十萬の米穀商は生活權擁護を叫んで果然猛烈なる反對運動を開始した。すなはち一月廿日全國米穀商組合聯合會評議委員會は

本案反對の決議を行ひ、二月八日には全國米穀商大會が兩國の國技館において開催され「天下の惡法を屠れ」、「生業を奪ふ者は誰だ」等々の百餘に亘る大幟を掲げた會場は全國から馳せ參じた三萬の當業者代表によつて埋められた。當日の決議左の如し。

米穀自治管理制度は吾等二百萬米穀業者の生活權を剝奪し、吾等と密接不離の關係に在る各種の營業を脅かすは勿論、生産消費兩者に對しても亦何等の利益を齎らすことなく、徒に國費を増大し、國民の負擔を加重する有害無益の政策なりと確信す。吾等は絶対に本案の實現に反對し徹頭徹尾之が潰滅を期し、進んで米穀政策の全面的打開に向つて邁進せんとす。右滿場一致決議す。

また日本商工會議所を中心とする全日本商權擁護聯盟側よりの反對運動も之に加はり、同聯盟は三月十二日全國四十支部代表者協議會を開催し次の如き決議を採擇して各方面に陳情するところがあつた。

産業政策の調整確立に關する陳情請願

産業政策施設の實際を見るに一の産業に對する保護助成が他の産業に重壓を加ふるが如き事例少からず近時産業組合に對する過度の保護助成擴大強化の政策により産業組合の不自然なる發展進出を促したために中小商工業者が深刻なる打撃と壓迫とを蒙りつゝあるが如きは其の最も顯著なりとす。今期議會には更に米穀自治管理法案及び産蘭處理統制法案を提出し産業統制に名を藉りて益々産業組合の擴大強化を圖らんとす。思ふに斯の如きは國家の政



策に依り中小商工業者を死地に陥るゝものにして或は其の根本に於て商業を否認し之に代ふるに産業組合を以てせんとするが如き配給機構變革の意圖を以て産業統制を行はんとするに非ざるなきや疑はしむるものあり。左記商權擁護に關する主張に掲ぐる方針に依り産業組合政策を是正して中小商工業者の壓迫を除去し商權を擁護するは産業政策調整の問題として最も急を要する所なり。政府、貴族院、衆議院當局に於ては深く上述の事情を考慮せられ速かに産業政策の調整確立の方途を講ぜられんことを。

#### 商權擁護に關する主張

- 一、購買組合販賣組合に對する國費及び地方費の補助金助成金を廢止すること。
- 二、購買組合販賣組合に對する各種免稅の特典を廢止すること。
- 三、購買組合販賣組合の遠法行爲脱法行爲及び不正行爲の取締を斷行すること。
- 四、購買組合販賣組合の事業に官吏の關與を嚴禁し官公衙の便官供與を制限すること。
- 五、購買組合販賣組合の事業の範圍及び取扱品目を適當に制限すること。
- 六、信用組合の購買販賣事業兼營を禁止すること。
- 七、その他購買組合販賣組合に對する保護助長の特典を撤廢し營業者と均等公平の待遇を爲すこと。

かくの如く米穀商によつて火蓋を切られた反對運動は法案の内容から反産運動の役割を以て闘はれ、彼等米穀商は「生活權の脅威」を合言葉として眞正面から反對運動を展開したのであるが、その實この反産運動の中心をなしたものは米穀取引資本家に外ならなかつたである。即ち、彼等取引資本家

は産業組合の進出による中間利潤と思惑取引に對する脅威のため、米穀小賣商を動員して法案阻止を圖つたものと見られるのである。

これに對して同法案を支持する産業組合側では三月四日千三百名の代表を擁して赤坂三會堂に第一回農村産業組合大會を開催し、米穀自治管理法及び産繭處理統制法案の議會通過實現を期し併せて産業組合同業の制限に對する反對を表明した。當日の宣言及び決議は次の如くである。

#### 宣言

今回米穀自治管理法その他米穀統制關係諸法案の議會に提出さるゝに當り全國米穀商組合聯合會はこれを以て産業組合を強化し忽ち米穀商を潰滅せしむるものなりとして世論を刺戟し政府に對して猛烈なる反對を試み且議會並各政黨に向つて強力なる運動を開始し進んで産業組合の事業を不當に制限しその進出を阻止せんとす、産業組合は農村の經濟活動を協同化しその經濟勢力を確立し且都市と農村との連携を圓滑ならしめんとする物なるを以て政府が米穀統制を強化し生産者と消費者との利益を擁護せんとして特に米穀自治管理法案において産業組合に對し重要な任務を負はしめたるは當然の事に屬す、然るに産業組合が擴充せらるゝ故を以て右法案の議會通過を阻止し且産業組合の事業を制限せんとするが如きは實に時代錯誤の主張と謂ふべし、若し此の如き主張にして實現することあらんか農村の更生に大なる支障を來し農村經濟を一層窮迫せしむるに至るべく國家將來の爲洵に憂慮に堪へ

ず、依つて吾人は右法案が速に兩院を通過しその實現を見るに至らんことを要望すると共に我が産業組合の正當なる事業を制限せんとするものに向つては徹底的に之を排撃せんとす、右宣言す

## 決議

- 一、米穀自治管理法案の速に兩院を通過せんことを期す
- 二、産業組合事業の制限に對し絶對反對す。

産業組合は更に同月十一日第二回大會を開催して反産運動の猛運動に應へたが、この日は恰も米穀商組合の再度の大會と遭遇し、帝都の兩極に殺氣立つた對抗陣が展開された。また帝國農會も最初は政府案に對して、

- 一、統制數量の内外地割當に付ては割當決定前五年間に於ける管外移出量の増加趨勢のみを標準とすること。
- 二、内地に於ける米穀統制に付ては米穀統制組合及同聯合會又は事業を行ふ米穀販賣組合及同聯合會の事業に對し農會の意思を充分に實現せしめ得る方法を講ずること

の二點に關する修正を要求しつゝあつたが、三月八日の全國農會大會においては同法案が過剩米穀を内外地に割當て貯藏せしむるに止まり農會從來の主張に副はぬところがあるが、それでも米穀政策の根本義たる外地米の統制に一步を進めるものであるといふ意味において同法案の議會通過を要望した。

かくして議會は院外の諸運動によつて引きづられ、議員は

政黨を超越して都市、農村議員の對立を示し情勢は混沌として審議は容易に抄らす延引に延引を重ねたが漸く會期終了間際になつて米穀自治管理法案及び米穀統制法中改正法律案は修正可決され、糶共同貯藏助成法案はそのまゝ可決された。かくて右三案は直ちに貴族院に回付されたが遂に審議未了に終つた。

その後も米穀自治管理法案をめぐつて反産運動並に「反」反産運動の抗争は依然として続けられつゝあるが、政府當局は議會の修正の趣旨を容れて之を次の如く修正し來議會に提出の準備を進めつゝある。而してこの修正は要するに産業組合の進出に對する抑制を意味するものに外ならないことを注意すべきである。

- 一、米穀統制組合の事業に倉庫證券の發行を加ふると共に、その事業の範圍を限定する趣旨を明かにした。
- 二、中央米穀統制組合聯合會、全國米穀販賣組合聯合會の右の事業に對する代行及び中央米穀商統制組合聯合會に關する事項を削除し、これに關聯する條文を整理した。
- 三、米穀販賣組合等の米穀販賣價格の制限に關する條項を削除。
- 四、米穀販賣組合聯合會の所屬團體に對する平均賣指令に關する條項を削除した。
- 五、米穀統制組合員たる資格をもたぬ小農に對して右組合へ任意加入の途を拓いた。

更に米穀統制法中改正法律案についても第六十七議會の衆

議院の修正の趣旨を容れて、政府が道府縣に對し米穀の賣渡を爲すことを得る場合の條件中、「米價が最低價格と最高價格との平均價格以上に在り」を削除したのである。

## 二 蠶 絲 對 策

昭和九年春に始まつた空前の絲價慘落は益々養蠶經營の合理化を叫ばしめ、當業者をして種々なる更生策に向つて眞剣なる考慮を拂はしめた。すなはち産繭處理に就いても從來の如き應急策のみでは不可となし、更に徹底した恒久策の樹立が要望され、こゝに産繭處理統制の機運が擡頭して來た。かくて政府當局においても鋭意考究を重ねた結果同年十一月に至り漸く成案を得、一應日本中央蠶絲會へ諮問した後愈々本第六十七議會へ提出したのである。

この産繭處理統制法案の目的は、繭の處理に關する組織及び方法を合理化して養蠶業者の繭の處理を確保すると共に取引の公正圓滑を圖つて、斯業の基礎を堅實ならしめんとするにあり、そのために乾繭取引を強化し、特約取引については今までの届出制を廢して認可制とし、第三者による品質の強制檢定を行はしめ、組合製絲及び乾繭組合については供繭の確保をなさしめるものである。

然るに同法案が議會に上提されるや、中間繭取引商と巨大製絲資本との猛烈なる反對に遭ひ遂に審議未了となつたが、

いまその間の経緯の概略をみれば大様次の如くである。

先づ同法案に對する反對運動は中間繭取引商によつて開始された。彼等の反對理由は、同法案による生繭取引の禁止によつて自己の「生業」を奪はれるといふにある。かくて彼等は右法案の要綱が日本中央蠶絲會へ諮問されるや間もなく全國的結成をなしこれが反對行動に出で、引き続き中央及び各地において大會を開き或ひは潜行的方法によつて議會通過阻止運動を行つた。一方製絲業者側においても猛烈なる反對運動が捲き起された。けだし特約取引の認可制と第三者による品質檢定は彼等製絲業者にとつて決して有利ではないからである。尤も最初は製絲業者はその全國的利益代表團體たる全國製絲組合聯合會を通じて政府案の支持を聲明したのであるが、同法案が衆議院へ上提されて間もなく突如豹變して反對決議をなすに至つたのである。これは一部製絲業者特に鐘紡の策動によるものであると云はれてゐる。けだし鐘紡は新進製絲家である關係上他の巨大製絲に比し特約組合網の結成において甚しく遅れてをり、目下特約組合への進出に急であるため同法案握り潰しの急先鋒に立つたのであると傳へられてゐる。だがそれは兎も角、反對運動が最高調に達した頃は殆んどすべての巨大製絲業者が結束して之が反對行動に出で、或ひは大會を開き或ひは對議會工作に腐心したのである。かくの如き経過を辿つて同法案への二反對者は遂に合流してそ

の勢力を倍加した。元來中間繭取引商は製絲業者と相容れない存在であつたが、同法案への反對なる意味においてのみ共同戦線を以て反對運動を行つたのである。而かも彼等は反對運動を効果的ならしめんが爲めに反産運動と結びつけんとした。日本商工會議所の同法案反對聲明は正にこの意味においてあつたが、事實はこの結合は米穀問題の場合ほど圓滑にゆかなかつたものゝ如くである。

これ等の反對運動に對して養蠶業者側は政府案支持の猛烈なる對抗運動を展開したが、巨大製絲資本の反對運動遂に効を奏し、同法案を審議すべき産繭處理統制委員も彼等の策動によつて構成され、而して彼等委員は委員會において徹頭徹尾議事の引延しに専念したと傳へられ、遂に同法案は衆議院において握り潰しの憂目をみるに至つたのである。なほこの外にも蠶絲業關係の法案で流産したものに蠶絲業組合法中改正法案、蠶絲業中改正法案がある。

だがその後の状態は一變し、同法案が來議會に上提されるならば通過可能であると見られるに至つた。而して政府當局も來議會に提出の意向あるものゝ如くである。その理由として挙げられるのは第一に中間繭取引商の轉向である。すなはち本年の繭出廻期において一般的産繭減と、巨大製絲資本による特約取引の進出とのために、中間繭取引商の取引が著しく制限されるに至つたが、このことは彼等中間商人をして特

約取引の恐るべきを悟らしめ、自己に對立するものが蠶絲業者ではなくして却つて巨大製絲業者であることを自覺し、むしろ産繭處理統制法案の成立によつて之を牽制せんとするに至つたのである。すなはち全國繭絲業組合聯合會は十月十二日次の如き陳情書を發表したが、これによつても彼等中間繭取引商の苦しい立場が窺はれるのである。

#### 全國繭絲組合聯合會陳情

一、産繭處理は法律又は命令を以て強制せざるは勿論生繭自由取引を認むること。二、特約取引は之を許可制度とし充分なる監督をなし繭質の検定は道府縣立繭検定所の検定に依らしむること。三、生繭處理に團體取引を強制せざること。四、繭絲業者の共同施設を認め産業組合組織と同等の保護をなすこと。五、乾繭組合の違法脱法行爲に對し嚴重なる取締をなすこと。六、蠶絲業組合法中に繭絲業組合を認むること。七、蠶絲業の對策には總て既存權益を尊重し考慮せられたきこと。

かくして遂に中間繭取引商の巨大製絲資本の壓迫への反抗は同法案反對の一角を切崩してしまつたのである。

それのみではない。巨大製絲特に鐘紡を急先鋒とする積極的反對の裡にあつて以前は沈黙を守らざるを得なかつた中小製絲業者が轉向したことが第二の理由である。即ち、本年度において前述の如き一般的産繭減と巨大製絲による特約養蠶組合の擴大強化により彼等中小製絲業者の手に入る原料繭

は甚しい困難に立至り、彼等は割高な原料繭の購入を餘儀なくされたのである。こゝにおいて彼等はむしろ乾繭組合の強化を規定してゐる同法案の成立を歓迎するに至つたのである。かくして中小製絲業者と巨大製絲業者との原料繭を挿んでの對立が強化せられ製絲業者の内部分裂の發展により同法案への反對的氣勢は著しく殺がれることとなり、製絲業者の利益代表機關たる全國製絲業組合聯合會は十二月三日の總會において遂に次の如き決議をするに至つたのである。

#### 全國製絲業組合聯合會決議

産繭處理統制法案に對し本會は左の如く決定す。

一、決議事項 (一)産繭處理形態中に生繭取引をなすことを認め法文中に明記せられたきこと、(二)産繭處理統制法案中第五條は各團體の自治統制を本旨とし養蠶業組合に強制加入せらるゝ個人に及ぼさず且つ之が運用に際しては各關係團體の意見を參酌せられたきこと、(三)蠶絲業法第十九條中産繭處理に關する命令を削除せられたきこと、(四)繭の檢定は産繭の改善と製絲經營とに至大の影響を及ぼすものなるを以て別紙意見書を參考として設備、方法の完備するまで之を強制せざること。

二、希望事項 (一)乾繭取引に依る乾繭の豫約賣買を認められたきこと、(二)特約取引は屈出制度とせられたきこと、(三)乾繭機繭倉庫は製絲業者の既設々備を利用せられたきこと、(四)繭檢定所の空間利用に依り製絲業者に壓迫を加へざること、(五)繭の檢定は産業組合製絲に對しても同一の取扱をせられたき事。

かくの如くして猛烈なる反對運動の一角は極度に緩和されるに至つたが、先に反産運動と結びつけて同法案反對を表明した日本商工會議所も當業者の轉向にあつては如何ともなし難く遂にその態度を改めることとなり、十二月十三日意見書を發表して之を聲明した。

右の如く産繭處理統制法案に對する情勢は極めて好轉して來たが、政府當局においても當業者の希望を容れ同法案の一部修正を行つた。即ち前回の案では第一條は法文上兎角生繭取引が禁止せられる場合を生ずるやうな懸念を生じ且つ強制規定の如く解せられる虞があつたため、その然らざる點を明瞭にするため字句を修正し、第五條は前案では行政官廳の統制命令が無制限に發動せられ、且つ養蠶業組合に強制加入せられる個人にも適用され、爲めに乾繭取引の間接強制となるが如く思はれたので、この杞憂を一掃するため統制命令發動の場合及び限界を特に規定したものである。かくして最早同法案の來議會通過は確實とみられるに至つたのである。

### 三 肥料對策

同じく第六十七議會で流産したものに肥料業統制法案なるものがある。この法案には軍事的な意義も含まれてゐるが、その主たる目的は肥料の需給調節、價格の低廉、公正價格の維持を實現することであり、その方法としてはかなり思ひき

つた強制カルテルの色彩を示してゐる。すなはち、肥料製造業は許可制度となり（差當り燐酸、硫安、石灰窒素に適用）、製造業者は肥料別の製造組合をつくり、強制加入せしめ、この組合をして自治的に生産の割當、價格決定を行はしめる。而して政府の監督、干渉は強力で、不良工場整理の命令權を主務大臣に與へる等、カルテル統制は從來の統制に比して一段と強いのである。

これに對して帝國農會は現在肥料業者の多くが任意に組合をつくつて獨占價格を以て消費者農民に臨む場合、政府が之に何等の干渉權を有しない状態を願れば、法案の如き統制を加ふべきであるが、製造業者の許可制であること及び價格決定基準等に關しては深く考慮を拂ふ要ありとの意見を發表し、また産業組合側においても全購聯を中心とする肥料購買の全國的自主的統制確立を要望決議するところがあつたが、いづれも米穀、産繭ほどの大なる運動をみるに至らなかつた。他方において肥料商はこの法案によつて取引が制限されやがては産業組合の進出助長となりその介在の餘地を極度に狭少ならしむるものなりとし、反産運動と合流して猛烈なる反對運動を行ひ、政黨またこれに追隨したことは云ふまでもない。かくて遂に本法案は衆議院において審議未了のまゝで終つたのであるが、これが裏面には巨大肥料製造資本の策動が最も與つて力あつたことを見逃してはならない。

右の如く本法案が第六十七議會において審議未了となるや、政府において同法案に對する各方面の意向をたしかむる爲に農林、商工兩省が各關係團體に對し意見を徴したが、肥料業者を代表して東京商工會議所のなせる答申の要點は、産業に對する國家權力の干與としては餘りに行きすぎなりとし、新興化學工業たる肥料工業の發達を阻止するものであり、從つて價格を保證せらるゝ消費者と雖も供給不足を免れず、一方中間肥料商にとつてもその存在餘地が極度に制限される虞ありと云ふにあつた。

之に對し消費者側の意見を代表するものとして帝國農會は前述の如き要旨を繰返し答申するところがあつたが、政府當局はこれら各方面の事情を考慮して必要條項を修正し來議會に本法案を再提出せんとする企圖あるものゝ如くである。

#### 四 農山漁村經濟更生施設

以下政府の農山漁村經濟更生施設として掲げるところのもののは「農務時報」第九十一號所載「農山漁村經濟更生施設の概要」より摘録せるものである。

##### 1 經濟更生計畫の概況

##### (一) 經濟更生計畫樹立町村數

農山漁村經濟更生計畫は毎年一千町村宛を指定し其の經濟更生計畫を樹立實行せしめる方針で進んで來たのであるが、

地方の非常なる熱意に依り豫定計畫を突破し、昭和七、八、九十年度に於て五千六百六十八町村が計畫を樹立し目下實行に邁進しつゝある。

内譯

指定年度	計	農村	山村	漁村
昭和七年度	一、四六三	一、〇五三	二二二	一七九
同 八年度	一、七九七	一、二一〇	三三〇	二五六
同 九年度	一、四〇四	九〇四	三六六	一三四
同 十年度	一、〇〇四	六四五	二四三	一二六
計	五、六六八	三、八二四	一、二七七	六七七

(二) 政府に於ける經濟更生施設及指導狀況

第一 昭和七年農林省内に經濟更生部を設置し農林省訓令を以て經濟更生計畫樹立町村の計畫樹立の根本方針を公示し、其の具體的指針である「農山漁村經濟更生樹立方針」を決定し、之を全國町村を始め各方面に七萬五千餘配布し其の指導精神の徹底に努めたのであるが、爾來部内各課員總動員を以て更生計畫の指導獎勵に努めつゝある。又農林大臣、政務次官、次官、參與官、經濟更生部參與等も各府縣及指定村に出張して直接督勵するところがあつた。

此の如くにして農林大臣が出張し地方廳に於て地方經濟更生委員を召集し經濟更生の督勵をした府縣は二

十府縣、又農林大臣が直接經濟更生指定村に出張し町村民を召集し經濟更生の督勵をなしたる町村は約六十町村に及び次官以下職員の出張督勵したる指定村は約六百町村に及んでゐる。

第二 本省主催府縣聯合會經濟更生協議會

農林省は積雪地方農村經濟調査所を設置し、積雪地方の農村經濟更生計畫の樹立實行の綜合的調査研究を爲さしむると共に、昭和八年、九年、十年の三回に亘り地方事情を同じくする府縣を單位とし全國 四區乃至五區に分ち地方聯合經濟更生協議會を開催した。各協議會は各地方事情に適切な諸般の事項に付協議を行つた。

尙農林産物の需給状態を調査し更生計畫中の生産計畫を徹底せしむる資料として帝國農會、道府縣、道府縣農會、農村更生協會等に之に關する資料調査を委託したのである。

第三 關係各省各團體の連絡協調

中央に於て内務、陸軍、文部等關係各省と連絡協調を圖るは勿論、地方に於ても教育教化團體、青年團、婦人會其の他團體の連絡協調を密にし更生計畫樹立實行の完璧を期してゐる。

尙内務、文部、農林三省聯合を以て經濟更生指定村

に付聯合指導を爲し又東北の農山漁村の經濟更生指定村に對しては内務文部農林三省の關係官及内閣書記官をも加へ班を分て指定村を指導督勵したのである。今後も此の種の指導を繼續する見込である。(以下略)

## 2 農村負債整理の概況

農村負債整理組合法は昭和八年八月一日實施以來、既に二年半餘を経過した。實施の當初に於ては法律の趣旨徹底を缺ける爲其の成績擧らざるの憾があつたが、本省に於て關係各省、地方廳及民間團體等と連絡をとつて趣旨の普及徹底、部落の實地指導に努め、且又本制度運用上の事務の簡易化をも圖つた結果、昭和十年の初頭の頃より負債整理事業の進捗状況は順調となり、昭和十一年一月末日に於て、千三百八町村に三千五百二十九の負債整理組合が設立せられてゐる。組合員の總數は約十二萬四千人、内負債整理を必要とする組合員は約十一萬二千人であり、整理を要する負債總額は約一億四千七百萬圓である。今試みに一組合平均を見るに組合員總數三十五人、要整理組合員二十九人、整理負債額四萬一千六百圓となつてゐる。さて右に述べた如き状況で、負債整理は目下進行中であるが、其の内既に負債條件緩和も終了し、必要なる負債整理資金の借入をも了する程度に事業進捗を示したるものは、千四百二十六組合(五百二十二町村)で、約千二百六十六萬圓の負債整理資金を借入れて、約四萬一千二百人

の負擔する負債約四千萬圓の整理が既に一段落を告げてゐる。

負債整理の實行の結果、農山漁村の經濟更生は着實に進行して居るが、特に負債整理に依つて、町村内の金融状態の改善上に顯著なる効果を見て居る。即ち負債整理に依つて、農山漁村の負債は元金に於て約三割餘の條件緩和が行はれ、元負債額の大體三分の一に相當する負債整理資金が貸付せられて居る。この資金は利率が四分五厘乃至四分八厘、償還年限は十七、八年である。

右述べたるが如く元負債額の三割餘が緩和せられ、且負債額の三分の一に相當する負債整理資金が融通せられる結果、舊負債權者に對する殘負債額は、元負債額の約三割餘に相當する金額となるのであるが、之の殘額も亦條件緩和の結果、平均償還期限は大體六年、利率は約年六分となつて居る。負債整理を行つた農山漁家の整理前の利子負債は大體年一割二分五厘であつたのであるが、整理に依つて五分五厘程度に低下して居る。

斯の如く農山漁家負債上の負債は輕減せられた。而も夫は各戸の經濟更生計畫に則り、各戸の生産力に照應して居るのである。従つて負債の償還計畫が確立して居るのであるから、從來の固定負債が圓滑に回轉せらるゝに至るわけである。故に町村内に相當數の負債整理組合が設立された場合には其の



町村内の梗塞せる金融打開に寄與する所大なるものがある。尙其の上に、本制度が農村金融上に及ぼす効果の顯著なる點としては、負債整理資金の供給の結果、當該町村の資金を潤澤にすることである。殊に當該町村の信用組合の資金を潤澤ならしむることに付ては相當著しきものがある。

従來の例を見ると負債整理資金の融通額の六十五%は村内に於て支拂はれ信用組合に對しては、貸付の回收、貯金の増加の形に於て約五〇%以上の資金が流入する狀況である。従來の例の平均を見るに一町村に對し供給せられる資金額は約二萬五千圓程になり、其の内一萬四、五千圓は信用組合の資金となつて現れるのである。一町村の大部分の部落に負債整理組合が設立されて居るやうな所では、その爲に信用組合の資金が數萬圓増加致して居る事例が少くないのである。而して従來貸付の固定、資金の枯渴の爲めに經營意の如くなかつた信用組合にして、之に依つて活潑なる活動を始むるに至つたものも甚だ少くないのである。

負債整理組合員は協力一致、經濟更生計畫負債償還計畫の實行に邁進して居るのであるが、多くの組合は日掛又は月掛貯金の實行、共同開墾、共同耕作共同經營等を行ふことに依つて組合の積立金造成又は償還財源の確保を圖るの狀態にあり、且經濟的に結ばれたる組合員の團結は頗る固きものがあり、經濟更生の進展にも與つて大なる力がある様な次第で極め

て順調に著々進んで居る。

### 3 農村工業獎勵施設の概

農山漁村の經濟更生の爲には農村工業獎勵の要あるを認め昭和九年九月本委員會に農村工業普及發達上採るべき方策に關する諮問があり、其の答申に基き十年度より新に農村工業の獎勵に着手したのである。

(一) 農村工業の獎勵金交付、昭和十年度に於ける農村工業獎勵に要する經費は總計七十三萬圓である。其の内全國各道府縣に對する獎勵費は三十萬圓、東北六縣に對する獎勵費は四十三萬圓餘である。而して全國各道府縣に對する獎勵金は各道府縣の農村工業專任者の設置費及農村工業經營主體の農村工業用建物、器具機械又は工作物の設置並農村工業に對する技術習得又は製品の販賣に關する施設費に對して交付するのである。東北六縣に對する分は縣の農村工業品販賣指導職員設置費及農村工業經營主體の農村工業用建物、器具機械工作物の設置費、專門技術者の設置費、經營主體の區域内に於ける共同作業場の設置費及農村工業品販賣幹旋機關の事業費に對して交付するのである。

(二) 農村工業の種類と多角形化の方針。農村工業の獎勵に當りては經濟狀況の同一なる數ヶ町村又は數郡を選んで一つの經濟「ブロック」を組織せしめ其の「ブロック」内の各種の原始生産物を原料とする工業を興し農村工業の多角形化を圖り、以て年内を通じて動力、勞力、原料、材料の過不足を調節し其の無駄を除き農山漁家の收得する利益を確保するの方針を採つて居るのであ

る。従つて農村工業は數ヶ村又は一郡以上を區域とする産業組合聯合會（特別の場合は産業組合）を經營主體たらしめることを原則として居る。之等經營主體は其の區域内に於ける各種農林水産物其の他を原料とし餘剩勞力を全面的に活用して各種の工業生産を綜合的に行ふことを目的とし、以て工業生産に依る企業利益勞賃収入等農業工業に伴ふ直接的利益を廣く農村山漁村民全般に分配すると共に之等原料品の出荷調節並新規需要増加等に依る農村工業の間接的利益を農村に留保し農山漁家の収入を増加し之を農山漁村經濟の更生に資する様に努めて居る。尙東北六縣に於ける農村工業は農村工業の種類を多角形化し、且「ブロック」經濟の目的を徹底せしむる爲「ブロック」經濟の中央に精製品の中心工場を設置し、其の周圍の各農村に粗製品の分工場二十乃社三十ヶ所を設け、其の粗製品工場にて製造せるものを更に中心工場に送りて完成せしむることとした。従つて獎勵すべき農村工業の種類は地方によりて夫々異なり多種多様であり、一つの農村工場でも各種の工業を行つて居るのであるが、其の主なるものは果實、蔬菜、菌茸類の醃罐詰、果汁の乾燥其の他の加工、菜種油、桐油、椿油、其の他油脂類の製造、澱粉、蒟蒻粉其の他の製粉、製茶、製材、木竹加工、魚搾魚油其の他の水産物加工、兎肉、豚肉其の他肉類加工、兎毛皮其の他毛皮の加工、牛乳加工、カゼイン、繭糸加工、ホームスパン製織、和紙製造、魚網、軍手軍足製造等である。

(三) 農村工業に對する配電設備 助成。東北六縣の農村工業に

對しては遞信省より其の配電設備に對しては中心工場及分工場に助成することとなつて居る。

(四) 農村工業の技術の傳習施設。農村工業の技術の傳習指導の爲に山形縣最上郡新屋町に在る積雪地方農村經濟調査所に特に農村工業傳習設備を爲し技術者の養成に努めつつあるのである。

(五) 農村工業に對する低利貸金の融通。農村工業資金に關しては農村工業用建物、器具機械工作物等の設備資金は大藏省預金部より低利資金融通の途を講じ、原料購入及販賣資金等の運轉資金は産業組合中央金庫に特に農村工業資金貸付規定を設け特に低利なる農村工業資金の貸出をして居る。

#### 4 農民道場の概況

農山漁村經濟更生の徹底を期するが爲には眞に農民精神を體得し勤勞主義に徹底したる農山漁村中堅人物を養成し、斯る人物を農山漁村に送り自ら農漁業に従事し乍ら地方の儀表となり、卒先して經濟更生に活躍せしむるは最も緊要とする所であるから、昭和九年度に於て國庫補助に依り修鍊農場、(農民道場)十九ヶ所漁村道場一ヶ所の設立を見、更に昭和十年度に農民道場二ヶ所の設立を見たのである。今其の各施設概要を示せば左の如くである。

府縣別	名	稱	設置場所	收容人員	農場總面積
青森	修鍊農場		北津輕郡金木町	五〇人	九〇〇町
岩手	六原青年道場		膽澤郡相去村	二〇	三九〇〇

宮城	農學寮	宮城郡廣瀬村宇愛子	五〇	八六・五〇
秋田	青年修鍊農場	南秋田郡天王村及豊川村	五〇	六六・九〇
福島	修鍊道場	西白河郡矢吹町	五〇	九〇・〇〇
茨城	農道道場	東茨城郡長岡村及石崎村	三六	四七・〇〇
群馬	箕輪青年道場	群馬郡箕輪村	六〇	
千葉	漁村道場	夷隅郡勝浦町	五〇	〇・五〇
富山	農道道場	東礪波郡北般若村	二五	一一・四八
長野	御牧原修鍊農場	北左久郡川邊村御牧原	四〇	一〇一・〇〇
岐阜	集約農業實習所	稲葉郡郡古村新加納	二〇	三・七三
愛知	追進農場	岡崎市美合町	三〇	二九・〇〇
大阪	農道講習藍野塾	三島郡三島村大字大田	四〇	一〇・二〇
鳥取	修鍊農場	東伯郡南谷村大鳥居	三〇	一五・〇〇
山口	牟禮農道道場	佐波郡牟禮村字坂本	五〇	三六・二〇
香川	農事講習所	仲多度郡板井村	三〇	一一・三三
愛媛	農事修鍊場	周桑郡庄内村	三〇	一五・二〇
長崎	農業訓練所	南高來郡湯江村	五〇	一〇八・〇〇
熊本	農道道場	球磨郡木上村	三〇	三九・七〇
宮崎	茶臼原農道道場	兒湯郡上穂北村茶臼原	五〇	四五・〇〇
三重	農林勸修場	飯南郡粥見町	三〇	三三・〇〇
島根	農道道場	安濃郡佐比賣村	三〇	二四・〇〇

(木科四〇) 一四六・〇〇  
(研究科二〇) 實習用畑

此の農道道場を中心とし、勞働によつて身心を修鍊し修行する道場であつて、朝は未明に起きて神社に禮拜し、國旗を掲揚し、君

が代を合唱し、陽のある間は農場に出て各種の農業經營——即ち耕作家畜の飼育、畜産物の加工は勿論鍛冶屋、大工、左官等迄實習するのである。殊に開墾作業を最も重視し、農を以て我家の更生計畫を完成し、農を以て農山漁村の更生計畫を樹立し、農を以て國に報ゆる精神を徹底的に植付けんとするものである。此の農道道場は斯くの如き長期生の訓練と同時に短期生の訓練を重視し、特に農村の指導者階級の再訓練に力を注いで居る。岩手縣の如きは管下農村より青年男女其の他指導者を入場せしめ長期短期の訓練を行つたもの總計三千百九十名に達し殊に經濟更生指定村では一町村平均十三名の道場修鍊生が居る。是等修鍊生は歸郷の上は部落の實行組合に配屬され實行組合長を補佐すると共に一般青年の活動指導の任に當つて居る。

### 五 民事訴訟法中改正法律

これは所謂飯米差押禁止法で第六十五議會に於ける貴族院の決議及び政府の公約に基いて今回の第六十七議會に提出され議會の協賛を経たものである。その要旨は(一)從來債務者及其の家族に必要な一ヶ月間の食料及薪炭は差押ふることを得ずとされてゐたが、今回右の一ヶ月を三ヶ月と改め、生活保障の限度を擴張したこと、及び(二)誠實な債務者が差押により生活上回復すること能はざる窮迫の状態の陥る恐ある場合には、裁判によつて必要な限度において財産を保留することの出来る途を拓いたことの二つであつて、要するに

窮乏せる農業者（勿論小商工業者其他にも適用されうる）の救済のため、民事訴訟法中強制執行に關する規定を改正し、有産動産差押禁止範圍の擴張を圖つたものである。本法は三月十八日公布され五月一日より實施された。

## 六 東北振興調査會

東北振興調査會の設置理由及び設置期日については既に昨年度本年鑑に記述したところであるが、右調査會の第一回總會は本年一月十日首相官邸に開催され、更に東北振興調査事務局の設置が四月二十六日の閣議で決定された。爾來數回の東北振興調査會總會と幾多の委員會とが開かれたが、八月十六日の第六回總會では一般的振興策が決議され、次の九月十九日の第七回總會では特殊的振興策が決議された。即ち、東北興業株式會社の設立、東北振興電力株式會社の設立、金融施設の整備改善の三である。金融に關するものは極めて抽象的であるがために問題とされるには至つてゐないが、東北興業株式會社と東北振興電力株式會社に關するものは具體的であるだけ多くの問題を提供した。特に後者は影響する所も大であり最も問題となつた。いま此等二會社について概説すれば次の如くである。

東北興業株式會社は特殊な會社で、事業は肥料その他の電化工業、水産、鑛業、水面埋立、農村工業等の直接經營又

は投資或は助成である。資本金は三千萬圓で、その一半は東北六縣で平等に引受け、他の一半は東北一般住民に引受けしめ六縣の株式引受資金としては預金部の低利資金と簡易生命保險積立金を融通し、萬一會社の配當が年六分に達しなければ、政府は創立當初から十五ヶ年間配當補給をする。又會社は社債の發行も可能である。役員を選任には政府の干涉がなされ、會社の業務に對しては政府は嚴重なる監督をすることゝなつてゐる。

東北振興電力株式會社も特殊な會社で、東北地方の水力を利用して低廉なる電氣を供給することを目的とし、資本金は三千萬圓で同じく資本金三千萬圓の東北興業株式會社に優先的に株を持たせ、その他は地元たる東北地方既設電氣事業者及び東北住民一般に持たせることになつてゐる。又政府は會社創立より十ヶ年間配當金の補給をする。會社の重要地位を占める人物の人選には政府が干涉し、監督も亦政府が嚴重に行ふ。東北地方における發電用水利權は將來同會の獨占となり東北六縣へ數ヶ所の發電所をつくり電力は一部電氣化學工業へ、一部は既設電氣業者に利用せしめ、農村工業、東北住民への配電等を目的とするものである。

なほ此等二會社については政府は既に法案を作成し、所要經費各十萬圓、合計二十萬圓を追加豫算として議會へ上提する運びとなつてゐる。

## 七 地方財政改善對策

政府は本年十二月十二日、内閣審議會の地方財政改善に關する答申を採擇して、臨時町村財政補給金制度要綱を決定した。その要領左の如し。

- 一、目的 財政特に窮乏せる町村に對し國庫より財源を補給し以て窮乏緩和を圖るものとす
  - 二、總額 二千萬圓
  - 三、補給すべき團體 (イ)住民の資力薄弱なる各税源乏しき町村 (ロ)特別の事情あり財政特に窮乏せる町村
  - 四、配分標準 (イ)補給金總額の八割五分は標準財政力(直接國税及道府縣税の全國町村一人平均額により之を算定す)に依り (ロ)爾餘の額は窮乏の事由及程度を調査して配分する。
  - 五、使途、過重なる税負擔の軽減(明示されてゐないが事實上六割見當まで戸數割の軽減に用ふるもの)
  - 六、財源、(イ)市町村立尋常小學校費臨時國庫補助金九百萬圓の振替充當(ロ)剩餘の分は結局赤字公債
- だがこの要綱は内務省が既に昭和七年に立案した地方財政調整交付金制度に比べるならば、根本的に後退的修正がなされてゐることが指摘されねばならない。即ち、先づ第一に財源を第二種所得税、資本利子税、相續税の増徴、及び奢侈税の新設に求めることをやめたことであり、次に交付金總額六千六百萬圓を僅か二千萬圓に引下げたことである。なほ右法

案は來議會に提出される豫定である。

### 第二節 府縣の施設

農民に對する府縣の施設としてこゝでは窮乏の一途を辿る農山漁村の經濟更生施設を農林省調により再録することとする。〔農務時報、第九十一號所載「農山漁村經濟更生施設の概要」参照〕

町村に於ける經濟更生計畫樹立實行の進捗に伴ひ、地方廳總動員に依つて計畫の綜合的統制指導を爲し、進んで縣全體の統制計畫を樹立せんとする傾向が最近特に著しく感ぜられる。

其の第一は縣廳内に經濟更生の企劃統制を圖る制度を設置しやうとする傾向である。經濟更生に關する獨立の主管課を設けた府縣は二十數府縣に及ぶが最近長野縣、廣島縣、宮崎縣では經濟更生課を改めて規畫課を作り、静岡縣では經濟更生課を經濟統制課に改め又山口縣も近々中に經濟更生課を規畫課に改組する豫定である。之等の規畫課に於ては、産業經濟の規畫統制に關する事項、經濟部に關する豫算の編成に關する事項、生産販賣統制に關する事項、經濟部内各課の連絡に關する事項等を主なる所管事項としてゐる。

第二に斯の如く經濟更生の企劃統制を司る施設をなすと共に岩手縣、長野縣、千葉縣、群馬縣その他各府縣に於ては縣全體の産業經濟の統制計畫を樹立せんとする幾運を生ぜしめつゝあるのは注目すべき現象である。

岩手縣振興綜合計畫。長野勸業五ヶ年計畫。千葉縣産業伸展標準。群馬縣農業組織革新に關する計畫。

第三に其の他綜合指導を徹底せしめる爲、各府縣に於て行ひつゝある方策を示せば左の如くである。

(イ) 地方廳管内を數區の指導區に分ち、各區母に課長、事務官等を配し當該地區の指定村の督勵に責任を持たしめる組織(ロ) 町村長等の經濟更生計劃樹立實行の體驗を有する者を一縣二名乃至三名を指導者として囑託し農山漁村を巡回指導せしめつゝある(ハ) 經濟部の出張所を設け、或は郡單位の經濟更生に關する委員會議會等を設置する方法(ニ) 知事、部長等自ら陣頭に立ち指定村を巡視し座談會を開催し宣誓式に參列する等各般の方法を講じ指導の完璧を期してゐる。(ホ) 尙昭和十年度に於て知事及各部長が巡回指導した指定町村數は四百十二ヶ町村に及んだのである。

なほ參考までに同じく農林省調によつて「町村に於ける經濟更生施設」をみるに左の如し。

町に於ける經濟更生計畫の樹立實行の進捗に伴ひ臨時的施設とせられた經濟更生施設が恒久化せんとする傾向にあるは注目すべき點であると思はれる。

其の第一は町村内各種産業、經濟の團體の連絡協調を圖らんとする傾向である。町村に於ける經濟更生計畫の樹立及實行を總括する機關は町村内に設置せらるゝ經濟更生委員會であるが、此の委員會は役場、農會、産業組合、小學校その他町村各種産業及教化團體の中心人物を網羅し眞に當該町村の産業自治の機關たるの

實を具備して居る。尙町村經濟更生委員會の委員又は顧問には町民のみでなく、其の地方の營林署職員、稅務署職員、警察官、驛長、郵便局長等を加へあらゆる方面の協力を充分取り入れることに努力してゐることは特に注目すべき傾向である。此の經濟更生委員會は農山漁村の經濟、精神の各方面に亘つて根本的診斷をなし、當該農山漁村の缺陷を明かにし其の更生を樹立するのみならず、當時其の町村長の産業經濟諮問機關として、計畫實行の指導督勵をなして居る。今之を例示すれば次の如くである。

#### 町村經濟更生委員會

統制部—村長—各部の連絡統制  
經營部—農會長—技術員—生産、經營の改善統制  
經濟部—産業組合長—金融、負債整理、販賣購買利用  
教化部—小學校長—教育、衛生、生活改善共済施設

第二は町村經濟更生計畫の實行組織として個人、部落、町村の連絡統制を圖らんとする傾向である。經濟更生計畫は當該町村の實狀を綜合診斷して相當詳細な計畫を樹立したのであるが、當初は多くは町村計畫にのみ終つた爲、部落に徹底せず、更に進んで各戸農山漁家の生活の安定向上を期し得られぬ點があつた。此の點を考へて特に各府縣廳に通牒を發し督勵すると共に、機會ある毎に其の必要を説示した爲、現在に於ては孰れも、部落計畫及各個計畫を樹立し、經濟更生計畫の實効確保、負債整理計畫實行の重要な一手段となりつゝある。部落の隣保共助の精神により經營せんとする主なる施設項目は左の通りである。

備荒共済施設。更生基金の造成。共同収益地の設置。共同耕作。共同作業場、共同施設の利用。共同勞力奉仕による土地水面の整備。共同開墾、管理による土地分配の公平。耕地の交換集團。

斯の如く經濟更生計畫實行の爲め部落を重視するに、一面に於ては販賣、購買、加工、利用計畫は極力町村又は數町村の「ブロック」計畫として之を行はんとする傾向は注目すべき點である。

第三に農山漁村更生計畫の進捗に伴ひ各戸計畫の樹立迄進みつゝあるは既に説明した通りであるが、更に更生の目標を定め其の目標の達成の爲にあらゆる努力を計る様になつて來たのである。而して其の目標は農山漁家の收支の均衡を得せしめ赤字を黒字となし公債を整理し其の状態を將來恒久的に繼續せしめんとするに在る。

第四は經濟更生計畫の進捗に伴ひ産業の共同化、多角化と共に之が生産技術の指導者を重要視し、部落、町村に於ける統制力あり經濟更生に熱意ある中心人物を要望しつゝある事は極めて熾烈なるものがある。經濟更生の指定村に於ては小學校、青年學校の教育教化の機關が町村技術員と共に經濟更生運動に協力し、青年男女の自發的研究を奨励し農民精神作興に資せんとしつゝある指定村も多々ある。

### 第三節 農 會

帝國農會は第六十七議會に上提された米穀關係三法案（但し米穀自治管理法案は希望條件付）及び産繭處理統制法案に

#### 第三部第二篇 社會政策的施設

つき農林當局を支持して之が議會通過を期するため、先づ一月二十八、九日道府縣農會長協議會を、次いで二月二十一、二日同上實行委員會、同二十七、八日同上協議會（後出）、三月八日同上協議會を、また同日全國農會大會（後出）を開催して大いに運動するところがあつたが、それにも拘はらず此等農村關係諸法案はいづれも審議未了に終つたことは既述の如くである。右の事實に直面してか帝國農會は「農村窮乏の深刻なる現状に鑑み眞に農村更生の重大使命を達成せんには」今後農會事業に一層の馬力をかける必要ありとし、そのため農會事業進展調査委員會が設けられることになり、七月十二、三日の二日間右第一回準備會が開催された。引續き八月に小委員會、第二回委員會總會が開かれ、「農會の事業進展上執るべき方策に關する件」を可決し、これを九月の道府縣農會長協議會に附議することゝなつたが、同協議會では後述の如くこれを決議した。なほ帝國農會では豫てから農山漁村經濟更生事業促進に關して關係中央各種團體と隔意なき意見の交換を行つて、相互の連絡協調を圖るため協議會の設置を企圖し、關係方面と交渉を重ねつゝあつたが、遂に經濟更生中決協議會の設置をみるに至り、十月二十二日、十一月二十一日及び十二月十八日の三回に及んで協議會を開いた。而して本協議會における協議事項は「農山漁村經濟更生指導に關する件」であるが、それは（一）、經濟更生計畫指導の再検討、

(二)、經濟更生計畫並に實行の指導と一般的産業行政との關係の二項目より成り、今後數回の會合において繼續協議される筈である。右參加團體は、帝國農會、産業組合中央會、帝國水産會、中央畜産會、帝國山林會聯合會、帝國養蠶業組合聯合會、農村更生協會の七團體である。なほ以下においては通常總會において決議された諸建議をも併せ再録し、その活動の一斑を窺ふことにする。

△帝國農會第二十七回通常總會 十月二十八日より三十一日

まで四日間、帝國農會事務所に於て開催

農林大臣諮問】畑地利用増進上採るべき適切なる方策如何。

(説明)——畑地の利用を増進し以て農業經營の改善に資するは桑園の整理並開畑に依る未墾地の利用等を必要とする農村の實情に鑑み刻下の急務とする所なり政府は從來此の點に關し施設する處ありと雖今後更に畑地利用増進上採るべき適切なる方策に付意見を諮ふ。

【答 申】畑は適作物多く經營宜しきを得れば最も利用度の高さ土地なれども水田の如く少數の作物を以て全般的に其の利用度を進むること能はず且つ需要の不確實なる作物に對しては増産を奨励し難きを以て經營の實行方法に付ては充分研究を要するも農村經濟更生上及農業經營改善指導上畑地の利用増進を圖らんが爲には左の事項を目標と爲すを必要なりと認む。

一、食糧自給の不安定なる町村に於ては畑の利用増進に依る食糧自給計畫を樹て食糧の充實を圖ること。二、最近に於ける養

鶏及養畜は購入飼料に依るもの多きが爲飼料の騰貴を促しつゝある現狀に鑑み飼料の自給化を奨励し畑の利用増進に依り其の増産を圖ること。三、輪作法地力維持増進等の主旨により特に綠肥栽培其他自給肥料の進産を圖ること。四、輸入農産物中棉花、ラミー、大小豆、雜穀等の如き國內に於て生産し得る作物に對しては各増産計畫を樹て其の實行を促すこと。五、果實、蔬菜、花井、農産加工品等の中輸出に適するものに對しては其の生産及加工を奨励して輸出の増進を圖り以て畑の利用増進に資せしむること。

以上各事項の促進を圖る爲政府に於ては速に左の方策を講ぜられんことを望む。

一、農業經營改善指導及農産物販賣斡旋の徹底に對し助成すること。二、畑作物の生産、加工、利用法並に貯藏輸送等の研究及之が改善の奨励に關する施設をなすこと。三、畑作改善指導の基礎として周到なる土性調査の普及を促進すること。四、畑地經營を合理的ならしむる爲特に家畜飼養を奨励すること。五、輸入農産物に對する關稅の引上をなすこと。六、棉、其他新規奨励作物に對しては相當の奨励金を交付して栽培を奨励すること。七、輸出農産物に對しては販路の開拓に付必要なる奨励政策を講ずること。八、畑作物が滿洲國の農業政策の犠牲となるが如きこと無き様充分の考慮を拂ふこと。

右通常總會に於て決議されたる諸建議左の如し。

### 農政諸問題解決促進に關する建議



農村は昭和五年の農業恐慌以來依然として慢性的不況に災され、前年來各種の災害頻出して其の窮乏は一層の拍車を加へられたり、而して此の窮乏を打開し農村を更生せしめんが爲には一面農業者自らの奮動努力に依るべきは論なしと雖も他面政府の適切な施設に俟つべきもの亦頗る多し、農會は從來米穀、蠶絲、肥料、農家負擔、農業保險、農會技術員給國庫補助等に關し政府に於て適切な施設を講ぜらるゝ様建議し來れるが未だ所期の實現を見ざるは誠に遺憾とする所なり、依つて政府は速に左記各事項の實現を圖り如上諸問題を解決せられんことを望む。

一、米穀自治管理法案外二案。第六十七議會に提出せられたる米穀自治管理法案、米穀統制法中改正法律案及粃共同貯藏法案は外地米の統制其の他の點に於て現行制度に比し改善せらるゝこと少なからざるを以て米穀自治管理法案に付いては米穀の割當は統制組合又は販賣組合が農會と協議の上之を行ふ旨の規定を加へ、他の二案と共に來るべき議會の劈頭に提出せられたること。

二、産繭處理統制法案。第六十七議會に提出せられたる産繭處理統制法案は産繭處理方法、繭品質の檢定、特約取引の弊害防止等に於て現状に比し改善せらるゝこと少なからざるを以て來るべき議會の劈頭に提出せられたること。

三、肥料業統制法案。第六十七議會に提出せられたる肥料業統制法案は肥料の價格其の他に對する肥料業者獨占の弊を矮むる趣旨にして、肥價暴騰に對し何等有權的措施を執り得ざる現狀に

比し改善せらるゝこと少なからざるを以て一層其の内容を完備し來るべき議會の劈頭に提出せられたること。

四、地方財政調整國庫交付金制度の樹立並に税制の根本的改正。地方財政調整國庫交付金制度を樹立すると共に、國稅及地方稅を通ずる税制の根本的改正を爲し以て農業者と營業者との負擔均衡を是正せられたること。

五、農業保險の制定。農業保險制度は農家經濟安定上極めて適切な施設にして特に最近各種災害の頻出により一層其の必要を痛感するを以て之が制度を圖られたること。

六、農業技術員給國庫補助。農村の更生は直接農業者指導の任に當る農會技術員の活動に俟つに非ざれば其の實現を期する能はざるを以て、技術員の生活を保障し地位の安定を圖り獻身的活動を爲さしむる爲、其俸給全額を國庫より補助せられたること。

#### 土地賃貸價格調査に關する建議

地租は農業者の負擔する租稅の根幹を爲すものなるを以て地租の課稅標準たる賃貸價格の決定は農業者の負擔に極めて重大なる關係を有するは論を俟たざる所なり然るに現行賃貸價格は大正十四年以前五ヶ年平均の米價を基準として定められ昭和六年より實施せられたるものなるが、昭和六年以降連年一般農産物價格暴落し田畑所有著しく減少せる爲右賃貸價格に依る地租及其の附加稅の課稅は農家に對し極めて過重の負擔となり、農家の疲弊、農村の不況を深刻ならしめたるのみならず、商工業者の毎年の收益を基準とする負擔に比し一層甚しき不均衡を來すに至れり。依て政

府は來るべき賃賃價格第一回改訂の調査に於ては、最近數年農産物價格の慘落せる實情に照應せしむる様左の點を骨子とし賃賃價格を算定せられんことを望む。

一、米價は最近五ヶ年の農家庭渡價格の平均に依ること。二、小作料は最近五ヶ年の實收小作料の平均に依ること。右建議す。

#### 水害防除に関する建議

省 略。

#### 製油用大豆輸入税免除率改正促進に関する建議

省 略。

#### 玉蜀黍關稅戻税に関する建議

省 略。

#### 水害及冷害地方救済に関する建議

連年累加せる農村の不況深刻を窮むるの秋、本年亦全國的に水害冷害交々至り其の被害激甚を極め今や初冬を向へて失意窮乏に悩む農家の窮狀眞に慘憺たるものあり、依つて政府は速に左記各事項を實施し應急救済の實を擧げられむことを望む

一、災害地方民の食糧米缺乏に對し政府米の無償交付又は廉價拂下せられたきこと。二、匡救農業土本事業を施行せられたきこと。三、種苗費に對し助成せられたきこと。四、荒廢せる農耕地、農道、林道、灌排水、井堰、溜池等の復舊に對し助成せられたきこと。五、災害防備施設に對し助成せられたきこと。六、肥料其他農業經營所要資金を簡易迅速に融通せられたきこと。七、各種低利資金償還を延期せられたきこと。八、災害地方農會活動費に

對し助成せられたきこと。九、災害地方市町村に對する義務教育費國庫補助配當を増額せられたきこと。十、免租地の認定範圍を擴張せられたきこと。右建議す。

△道府縣農會長協議會 二月二十七、八日 於帝國農會事務所

#### 【決議】

一、米穀問題 目下衆議院に於て審議中の米穀三法案の實現を期す、但し米穀自治管理法に於ては左の趣旨の修正あらんことを望む。(一)統制數量の内外地割當に於ては割當決定前五ヶ年間に於ける管外移出數量の増加趨勢のみを標準とすること。(二)内地における米穀統制に於ては米穀統制組合及同聯合會又は其の事業を行ふ米穀販賣組合及同聯合會の事業に對し農會の意思を充分に實現せしめ得る方法を講ずること。

二、蠶絲問題。今回議會に提出せられたる産繭處理統制法案は我國蠶絲業の現狀に鑑み極めて適切の施設なるを以て其の實現を期す。(三、四省略)

△全國農會大會 三月八日 於日本青年館

【宣言】 目下衆議院に於て審議中の政府提出米穀自治管理法案及産繭處理統制法案は農村關係の重大法律案にして其の成否は實に農村の更生に甚大の關係を有す。

米穀自治管理法案は農會從來の主張に副はざる所ありと雖米穀政策の根本たる外地米の統制に一步を進めたるのみならず、國庫負擔の緩和、生産消費兩者の利益増進に寄與する所亦尠しとせず。産繭處理統制法案は養蠶業者多年の要望たる産繭取引の公正圓滑を圖らんとするものにして悲況に沈淪せる蠶絲業更生に貢獻

する所大なり。然るに右兩案に對し熾烈なる反對運動の惹起を見たるは寔に遺憾とする所なり、若し夫れ一部營業者の運動に依り兩案の實現を阻止せられんか、農村の正當なる輿論は蹂躪せられ農業者の思想上に及ぼす影響極めて甚大にして眞に憂慮に堪へず。茲に全國農會大會を開催し兩案に對する農村の意思を闡明し目的の貫徹に邁進せんとす。右宣言す。

【決議】一、米穀自治管理法案の速に兩院を通過せんことを期す。二、産鹵處理統制法案の速に兩院を通過せんことを期す。

#### △道府縣農會長協議會 九月十一、二日於帝國農會事務所

農會の事業進展上執るべき方策に關する件

系統農會は多年農業者の利益代表並に指導獎勵機關として農村振興に努力し來り、其の業績大に見るべきものもあるも、農村窮乏の深刻なる現狀に鑑み眞に農村更生の重大使命を達成せんには、各級農會一致結果して左記各項に準據し以て其の任務遂行に邁進するを緊要なりと認む。

一、利益代表機關たるの任務遂行の爲執るべき方法。(一) 農業者の政治的自覺促進。イ、一般農業者特に農會總代、農家組合幹部等に對し農政時事問題の内容及経緯を理解せしむる爲、平易に記述せる印刷物を配布し、講演會、懇談會等を開催すること。ロ、農村問題解決の根本は帝國議會及道府縣會に農村の實相を反映せしむるに在るを以て、一般農業者に選舉に對する自覺を促し、選舉の肅正を圖り以て農村に理解なる者を選出する様適切なる方法を講ずること。ハ、各級農會技術員は單に技術的事業の指導獎勵のみ偏せず常に重要農政問題の推移を熟知し一般農家の自覺促進

農村幹部の指導誘掖に努むること。(二) 農村に於ける輿論喚起。イ、帝國農會に於ては常に農政問題の趨嚮を調査研究し、輿論喚起の必要を認めたる場合は時期を逸せず地方農會に對し其の發動を指導すること。ロ、道府縣農會以下各級農會に於ては中央及地方に於ける農政諸問題に對し常に深甚なる注意を拂ひ大會、講演會、協議會等の開催、又印刷物の配布等に依り極力輿論の喚起高調を圖ること。ハ、地方に於ける輿論喚起に關しては各地方相互に其の情勢を通報し、講師の派遣、資料の交換等を行ひ其の歩調を一にすること。ニ、帝國農會は講師の派遣、資料の提供その他適切なる方法に依り全國的輿論の統制強化に努むること。(三) 中央に於ける農政運動。イ、帝國農會は農政委員若干名(道府縣農會長中より之を選ぶ)を常置し、農村問題の審議並に運動に關し時期を逸せざる様機宜の措置を執ること。ロ、帝國農會は政要に應じ農政運動に關し關係團體と聯絡協調を圖ること。ハ、輿論の喚起並に實行運動の促進を圖る爲新聞雜誌との聯絡に關し特に留意すること。(四) 地方に於ける農村運動。イ、中央に於ける農村運動に準し、道府縣農會は農政委員を設けると共に必要に應じ關係團體と聯絡協調を圖ること。ロ、中央に於ける農村運動を促進せしむる爲、政府、政黨等に對し地方輿論を強く反映せしむるの方法を講ずること。ハ、地方選出貴衆兩院議員の農政問題に對する理解を深め其の實現に關し一層努力せしむる様適切なる方法を講ずること。ニ、中央に要望すべき農政問題には常に地方官の理解を充分ならしめ、要望の達成に協力せしむるの方法を講ずること。ホ、地方に於ける農政問題に關しては夫々各地方毎に輿論の喚起

統一を圖り要望の貫徹に邁進すること。へ、地方新聞及雜誌との聯絡に關し特に留意すること。(五)農政に關する事務の充實帝國農會に農政部、道府縣農會に農政係を設け農政問題の調査研究、地方輿論の指導統制、講師派遣資料の供給時事問題の速報等の事務に當らしむること。

二、指導獎勵機關たるの任務遂行の爲執るべき方法。(一)農業經營の改善。系統農會の農業經營改善に關する指導獎勵は農家全體の福利増進を圖るを目的とし特に左の事項の實行を期すること。イ、各地方の自然的及經濟的事情に適應する農業組織を研究し指導すること。ロ、簡易なる經營設計に依り集團的に經營改善を指導すること。ハ、中堅農家に對しては特に經營設計並に簿記を基礎とする經營改善を獎勵すること。ニ、簡易なる共同經營を獎勵すること。ホ、農家の綜合的指導に關し各級農會は必要に應じ夫々其の區域内に於ける關係團體と打合を爲すこと。(二)農産物の生産調整及販賣統制。農産物の生産と販賣とは不可分の關係に在るを以て系統農會に於ては左の方針に依り生産と販賣の綜合的指導を爲すこと。イ、農産物の生産調整に關しては、系統農會専ら其の衝に當り、生産者の指導訓練に努むること。ロ、農産物の販賣統制に關しては農會と産業組合とは地方の事情に應じて適當に事業の分野を定め、且相互に聯絡提携し就中農會は出荷の絲制及配給の調節に努むること。ハ、生産調整及販賣統制を圖る爲左の方針を講ずること。(1)帝國農會は生産調整及販賣統制に關し中央又は適當なる地域に委員會又は協議會を設け、必要事項を審議研究し計畫を樹立すること。(2)道府縣農會は前項の委員會又は協議

會の決定に基き生産時期又は作付面積の調節出荷の時期又は數量の調節其の他必要なる事項に付計畫を樹て其の實行を期すること。(三)農家の生活改善。農家の福利増進の爲には消費方面に於ても改善を行ふを必要とするを以て一層消費經濟知識の普及徹底を圖り生活改善を行はしむる様適切なる方法を講ずること。

(四)農民教育。農村青年男女及一般農民に對し適切なる教育施設を爲し、特に農民精神の作興に努むること。(五)農村指導者の充實及訓練。指導獎勵事業の效果的遂行は指導者たる農會技術員の活動に俟たざるべからざるを以て技術員を普及充實せしむると共に其の訓練を怠らず且其の地位の安定を圖る様留意すること。

(六)農家組合の普及充實。指導獎勵事業の徹底的實行は農家組合の活動に俟たざるべからざるを以て左の事項に留意し其の普及充實を圖ること。イ、各級の指導に於て市町村農會は其の計畫樹立の衝に當り、農家組合は其の實行の衝に當るを方針とすること。ロ、農會員農家組合を設けたる場合に於ては其の組合は事業の實行に關し農會の指導統制に服すべき旨を農會々員則中に規定すること。尙農家組合と農會との關係を一層緊密ならしむる爲、法令上適當なる規定を設けること。ハ、農家組合は其の事業に關し必要ある場合は、養蠶に關しては養蠶實行組合、金融其の他に關しては農事實行組合を組織して其の利便を受くるを可とするも農業一般の指導獎勵に關しては農會の實行團體として活動せしむること。

三、各級農會の聯絡統制の爲執るべき方法。(一)各級農會間の事業分野。イ、市町村農會。(1)、諸級の指導獎勵事業を一般農業者に

徹底せしむるを以て最も主要なる使命とし併せて青政時事問題に付常に周知理解せしむるの方法を講じ各種農政運動に際し輿論喚起の素地涵養を怠らざること。(2)、當該市町村内に於ける各般の事情を充分調査し其の實情に適應なる指導計畫を樹て特に重點を置くべき指導事業を選び農家組合の活動を相俟ちて指導の効果を收むる様最善の方法を講ずること。ロ、郡農會。1、諸般の指導獎勵事業を一般農業者に徹底せしむる上に於て町村農會、農家組合の活動を助成することに特に留意し一面各種農政運動に關しては郡内輿論の喚起統一努力すること。(2)、町村農會の統制及上級農會と町村農會との聯絡を圖ると共に、町農會單獨にて行ふに適せざる事業及び區域に於て行ふを效果大なりと認むる事業を選択實施すること。ハ、道府縣農會。(1)、中央の方針に基き道府縣内の指導方針を確立し郡市町村農家及農家組合を助成督勵して、之が實施に協力せしめ其の聯絡統制を圖ること。(2)、各種農政問題の解決促進に關しては其の道府縣内の輿論喚起統一並に實行運動の中樞機關として各級農會の統制活動を圖ること。ニ、帝國農會。(1)、系統農會に於ける各般の事業の指導方針を確立し之に基き全國的統制を圖ること。(2)、諸般農政問題に對し全國的輿論の喚起統一並に實行運動の中樞機關として各級農會の統制活動を圖ること。(3)、各般の指導に關し必要なる調査研究を爲し地方農會に資料を提供すること。(一)各級農會と其の會員たる農會との聯絡。イ、各級農會は會員の總意を基調として事業を計畫し其の内容を會員たる農會又は農業者に徹底せしめ、其の他各般の事項に亘り聯絡を一層緊密ならしむるに努むること。ロ、各級農會

### 第三部第二編 社會政策的施設

會則中に其の會員に對し總會の決議を以て命じたる事項に付ては強制を爲し得る規定を設くること。ハ、各級農會に對する國庫補助は帝國農會を通じ、道府縣費補助は道府縣農會を通ずること。四、其の他農會事業の進展上執るべき方法。(一)中央地方を通じ農村關係指導獎勵事業は農會を中心として之を行はしむるを以て行政官廳の方針とせられたきこと。(二)農會技術員の俸給全額を國庫より補加せられたきこと。(三)道府縣廳に農會主任官を設置し農會の事業進展に資せられたきこと。(四)系統農會職員は舉つて帝國農會退職死亡給與金制度に加入する様極力勸奨すると共に右制度に對し國庫より補助せらるる様要望すること。

#### 農業者の政治的自覺促進に關する件

農業者の政治的自覺を促し、農村に於ける理想選舉の實を擧ぐる爲、各級農會は一般農業者に對し左記事項の實行を期すること

- 一、通俗平易なる講演文書其他の方法に依り農政時事問題の内容経緯を理解せしむること。
- 二、選舉に際し時に左の趣旨を徹底せしむること。(一)誘惑、情實、壓迫を排し選舉肅正の實を擧げること。(二)眞に農村の味方たる士を選舉すること。(三)選舉權を尊重し棄權せざること。

#### 農政諸問題解決促進に關する要望

##### 省 略

#### 土地貸賃價格調査に關する要望

##### 省 略

#### 中央卸賣市場に於ける荷卸料に關する要望

##### 省 略

## 農産物販賣統制施設に對する要望

曩に政府に於て農産物販賣統制に關する豫算を計上せらるゝや其の用途に付帝國農會は諸協議會に於ける決議を以て再三希望意見を具陳せるに不拘今回其の新規増額經營の大部分を産業組合に助成し殘餘の僅少なる經費を農會と産業組合との事業聯絡を目的とする中央機關の設置に充つるに決議せられたるが如きは全然農會の主張を無視せられたるものにして此の影響は獨り中央のみに止まらず直ちに地方廳にも波及すべく惹いては系統農會の配給統制事業の將來に對し不安を懷かしむるの虞大なるものあり。仍て政府は如上の狀勢に鑑み右計畫を實施せらるゝに當りては中央地方を通じ之れがため新たなる混亂を惹起せざる様特に留意せらるゝと共に明年度に於ては斯くの如き不安を一掃する爲系統農會の企圖しつゝある配給統制計畫に對し特に増額助成の方途を講ぜられんことを要望す

## 尺貫法存続に關する要望

## 省略

## 第三章 中間階級者に對する施設

中間階級の失業と窮乏とは依然として深化する一方である。軍需景氣の活況は本年の學校卒業生、その他を相當吸収し、この方面の就職難は昨年、一昨年に比し緩和されてゐるものと見られるが、中間階級全體の問題からすれば微々たる

一局部の改善に過ぎないであらう。本年も智識階級の失業救済については地方當局の努力するところであつたが、未だその實際的効果を收めるまでには至らなかつた。

政府の中間階級者に對する施設としては、主として對官吏施設であるが、この種のもので警官優遇については毎年中央並に地方を通じて種々對策が講ぜられてゐる。即ち地方的なものとしては大阪府における府警官救護會の新設金融部による低利月賦貸附制度の實施並びに同じく大阪府における警察病院の建設決定等が擧げられるが、中央においても内務省警保局では最近の警察官瀆職事件の頻發に鑑み、この程永年の懸案たる警官優遇問題を一氣に解決せんとし、取敢ず警視警部を増員し且つ全國二千二百人餘の警察署長の平均給年額八百九十圓を一齊に一千百圓に昇給せしめることとなり、その總額十五萬圓を豫算に計上、消防士消防機關士の増員費二萬五千圓と共に新規事業として大藏省に要求することとなつた。なほこの外、警保局では警官の待遇改善のため警官共済組合規則の改正を斷行したが、これは共済組合の剩餘金年額約三十萬圓を利用して組合員の福利増進のため、特別給與金分給與金及び學費補助金等の新規事業をなす外、組合員の範圍を擴大して警部、消防士等も之に加入し得ることとし更に天災等の非常災害に罹つた場合の罹災給與金最高月俸の二ヶ月分を三ヶ月分に増額し、また廢官廢廳等のため組合員

の本意によらずして組合脱退を餘儀なくされた場合には特に相當額の金を贈與する等、共済組合の利用につき大改正を加へたものである。なほこれ等の事業は本年十月一日から實施されるに決定したが、その内一部は準備の都合上來年四月一日から實施される筈である。

なほ文部省では小學教員の俸給未拂問題の深刻化に鑑み、(最近文部省の調査したところによると、本年六月末における全國の教員俸給未拂狀況は、七百九十二ヶ町村、九十六萬八千六百餘圓で、昨年同期よりも更に二百十三ヶ町村、三十三萬三千餘圓の増加を示してゐる)義務教育國庫負擔法並に小學校費臨時國庫補助法による九千四百萬圓の外、更に第二豫備金中からの支出によつて教員俸給未拂町村を救濟せんと着々準備をすすめてゐる。この外、小學校教員に對する施設として、文部省では、最近教員の間から自らの手で療養所を建設する氣運が全国的に起り且つその計畫は續々具體化しつつある、更に全國五千名を超える教員が肺結核に罹病してゐる現狀に鑑み、全國二十萬の小學校教員の過去數年間における病氣療養狀態、醫療費、疾病の種別等につき調査を開始し來年夏までに教員醫療制度の對策を確立することゝなつた。

## 第四章 婦人勞働者及び職業婦人

### に對する施設

婦人勞働者に對する政府の施設は、大體勞働者に對する一般的な施設對策のうちに含まれてをり、特に婦人勞働者に對するものとしては本年も擧ぐべきほどのものがない。職業婦人についてもまた同様である。たゞ各地方府縣では女工並に職業婦人に對して諸種の施設をなしつつある。いま、この種施設の若干を示せば左の如くである。

▲兵庫縣——縣工場では縣下一千名の和服裁縫業の徒弟所謂お針娘のため、勞働適正化の目的から十一時間勞働と月二回公休制度の確立を期すべく、同業者と懇談することゝなつた。(一月)。

▲大阪府——府工場課では無届勞働時間延長を防止し、虐使に泣く女工を救ふ手段として工場施行細則中の第十八條の第二項を改正し、一日の就業時間を二以上に區分し、十六歳未満の者や女子を交替で就業させるときは作業衣の左腕に赤、青、黄三種の標章をつけさせることになつた(一月)。

△府工場衛生研究會では女の完全な健康保持により大阪の生産能率を高めることが必要であるといふ見地から一日平均三十錢程度の食費で最大限度にカロリーを攝らしめる方法をとることに決定、同時に毎日三十分間女工に體育ダンスをさせることになり、府工場課では右女工保護の二方針を極力行はしめることになつた(三月)。

▲神奈川県——横須賀市財団法人横須賀隣人會館經營婦人授産場は横須賀工廠従業員の家族の副業機關として工費一萬五千圓を投じて竣工(四月)。

▲東京市愛國婦人會の隣保館女中養成所が主體となつて女中の共済會を組織し全國的團結を圖ることに決定、家庭勤勞婦人共済會と命名(七月)。

▲青森縣——縣社會課では豫算四萬圓を計上して青森市榮町に授産所を建設し、身賣防止の婦女子、傷病廢兵、救護法により救護されてゐる家庭、失業者等にミシン作業や縫製作業の授産を開始することとなつた(七月)。

▲秋田縣——身賣婦女子防止の徹底を期するため出稼勞働者保護組合に女子部を新設することが縣社會課主催の身賣防止保護打合會で決定した(十二月)。

## 第五章 少年労働者に対する施設

少年労働者に対する政府の施設としては本年も特に擧ぐべきものはなかつた。たゞ、地方當局は本年度も少年の職業輔導或ひは職業紹介に努力し、この種の施設としては可成り見るべきものがあつたやうである。その若干は次掲の如きものである。

▲名古屋市——名古屋市社會部では明年竣工する社會館内の青年指導事業の前提として市内各種業界組合の徒弟達に精神的並に

職業上の輔導をなすこととなつた(八月)。

▲大阪市——大阪の各種社會事業團體では冷害飢饉の東北少年少女のため就職の斡旋などを行つて來てゐたが今回東北少年少女就職共済會を設立することになりその準備會が開かれた(九月)。

▲神戸市——神戸市中央職業紹介所の首唱で神戸市内八高等小學校の校長、職業係主任および雇傭主らが協議の結果フオロー・アツプシステムに準じ、就職兒童に就職手帖を必携せしめ、職業紹介所には輔導臺帳を備附けることにし、來春の卒業生から實施することになつた。

▲兵庫縣——大阪地方職業紹介事務局ならびに加古郡高砂町職業紹介所主催の管内二府四縣(大阪、京都、兵庫、和歌山、徳島高知)第十四回少年職業紹介實務研究會が高砂町役場で開かれた(十月)。△内務省社會局の指示に基き縣では職業戦線に入る少年群の激増に備へ少年職業紹介並に職業指導打合會を開いた(十一月)。

## 第六章 商業使用人に対する施設

商業使用人の労働條件に対する取締的施設は從來全く閉却されてゐたものであるが、内務省社會局は昭和八年漸く之に對する一施設として商店法の立案に着手し、商店法案要綱の成案を見るに至つたが、昭和十年に至るも未だ議會に提出されるに至らず、その實現はなほ將來に屬するものゝ如くであ



る。しかし、商店法の制定問題は商業使用人の保護上長く放置することを許さざる重要問題であるので、當局においてもこれが基礎資料の蒐集に努め、本年度においても、或ひは閉店時刻特に遅き地方の百八市につき各種の小賣商店一、七〇七を選んで、三月二十日現在の夜間營業狀況を調査し、或ひは七月二十五日付をもつて地方長官宛に「商店の夜間營業時間制限に關する意嚮聴取の件」につき通牒を發して、商店主團體並に商店従業員の意嚮或ひは要望をきくところがあつた。

## 第七章 海外移民に對する施設

### 一 政 府

我が海外移民の重要な捌け口の一つであるブラジル國が昨年の憲法改正によつて移民制限を行ひ、我が移民事業に大きな打撃を與へたのであるが、最近ブラジル政府では勞働力不足補整の目的をもつて昨年の憲法改正による移民二分制限條項の解釋並に適用を緩和することに方針を改め本年内入國移民約一萬人増加を決定するに至つた。

本年拓務省で 移民國策の恒久的施設として南米移民會社の設立を新に計畫南米移民の開發に積極的に乗出すことにな

つた。また滿洲移民に對する施設としても本年は從來の施設のほかに對滿移民國策遂行の中心機關となるべき日滿合辦の滿洲移民會社を起すこととなり拓務省、關東軍及び滿鐵の間で具體策考究中のところ、本年十二月十二日付をもつて滿洲拓殖會社法の公布を見るに至つた。

次に政府の行へる常設的施設の概要を見ることとする。(昭和十年「拓務要覽」に據る)

**宣傳に關する施設** 大正十二年度以降昭和十年十一月末迄に於て、各府縣又は國體に於て開催したる講演會又は講習會にして政府の講師を派遣したるもの、開催日數は總計四、五八五で九年度より遞減の傾向にある。政府に於ては移植民狀況を活動寫眞に依つて紹介し或はラヂオを通じて移植民思想の宣傳普及に務めて居る。

**獎勵に關する施設** 政府に於て施しつゝある移植民獎勵施設としては移植民の汽車賃割引、渡航船賃の補助、移民取扱手数料に對する補助支度金の補助等があるが、是等は就れも移民の渡船費を軽減し以て移住を容易ならしめんとするものである。是れに付て主なる點を述べれば、

イ、汽車賃割引。ロ、渡航費補助―近年盛んに移住する南米殊に伯利西爾の如きは邦人の移住に適し、且つ邦人の入國を歓迎して居る等の事情にあるが、遠隔の地であり従つて多額の渡航費を要するを以て同地への移住者には渡航船賃を補助し、其の經費輕減に依つて移植民の獎勵を爲して居る。渡航費補助は大正十二年

度に始まる。即ち同年關東大震災の罹災者で伯國に移住する者に對して其の船賃を補助した。翌十三年度よりは一般移住者にも或一定の條件を以て補助することゝなつた。補助移住者人員は大正十二年度以降昭和 年度末迄に移民十三萬七千八百二十四人に達し、其の總金額は一千九百二十萬九千五百二十二圓に上つて居る。ハ、移民取扱手数料全廢報償金―此の報償金は、大正十二年より交付した。爾來昭和十年度末迄に報償金の交付を受けたる者は八萬六千三百五十八人であり、其の金額は二百八十九萬八千九百七十三圓に上つた。報償金は移民取扱人の取扱に係る移民に對して交付されるのであつて、家族、夫婦、單獨移民には三十五圓、呼寄渡航者及再渡航者に對しては十五圓宛報償される。二、支度金補助―政府は昭和七年九月より農林救濟對策として、一層海外移住を奨励する爲伯刺西爾移住者に對し、渡航船賃の外新に一人に付滿十二歳以上五十圓、滿七歳以上二十五圓、滿三歳以上十二圓五十錢の支度金を補助することゝなつた。

**拓殖訓練に関する施設** 政府は昭和八年度より文部省所管として海外に移住せんとする意志鞏固にして身體強健なる青年に對し、須要なる技能の修得、堅忍不拔の精神及勤勉力行の習慣の涵養並に心身の鍛鍊を目的として左記 箇所に拓殖訓練所を設置した。

イ、第一拓殖訓練所―盛岡高等農林學校内。ロ、第二拓殖訓練所―三重高等農林學校内。ハ、第三拓殖訓練所―宮崎高等農林學校内。第一、第二拓殖訓練所に於ては滿蒙方面の移住者を入所せしめ、第三拓殖訓練所に於ては南米方面の移住者を入所せしむる各所共昭和八年六月の開設で、訓練期間は一年にして入所資格は

中等學校（實業裏習學校を含む）卒業程度以上の學歷を要し、年齢は滿十八歳以上滿三十歳以下である。收容人員は一所約三十名である。而して第三拓殖訓練所では第一回卒業生の内十二名は既に渡伯し夫々活躍して居る。

**渡航前に於ける教養保護に関する施設（移住教養所）** 昭和二年七月勅令第二百二十九號を以て移民收容所官制の公布を見、昭和三年二月建築費二十三萬圓を投じて完成した。移民收容所は昭和二年三月開所以來伯國行渡航者に對し無料で約十日間宿泊を許し、専ら移民の衛生教養に努めて居る。收容開始以來昭和十年十一月末迄の收容回数は百五十八回、其の收容總日數は一千二百四十九日に及び、收容人員は十一萬二千八百七十一に上つて居る。昭和七年十一月十一日、從來の移民收容所は神戸移住教養所と改稱せらるゝに至つた。神戸の方は主として南米方面への渡航者を收容するのであるが、昭和八年一月よりは南洋方面への渡航者の爲に長崎市にも移住教養所が設置せられた。

**輸送に関する施設** 鐵道、移民船等についての特別の施設を行ふほか輸送途上における教養保護施設を行つてゐる。これについては現在海外興業株式會社をして當らしめて居るが、政府は此の費用に對しては補助して居る。移民監督は海外興業株式會社の社命又は委託に依つて各移民船に一名宛乗船し、助手及船舶職員と協力して移民の教養保護に関する事務を主管する。

**移住地に於ける教養保護施設** 教育施設としては在外教育機關に對する補助がある。昭和十年四月一日現在に於ける邦人の經營する小學校は伯刺西爾に二百九十九校、職員六百十九人、生徒一

萬六千四十三人があり、ベルーに三十一校、職員百十九人、生徒二千九百七十一人がある。南洋には三十一校、職員九十三人、生徒二千八百八十八人あるが、是等に對して政府は其の創立費、經營費を補助し來つた。保健衛生は移住地に於ては困難なる問題である爲、政府は南米、南洋に於ける病院其他醫療機關に對し或は創立費を或は經營費を補助し來つた。

**民間諸團體に對する指導助成** 民間に於ける移植民の宣傳獎勵機關として其の沿革も古く數に於ても多い團體に、海外協會及之に類似のものがある。現在此の種の團體は四十二を算し、各移植民思想の普及發達を圖る爲講演會、講習會を催し雜誌其他の印刷物を發行し、海外渡船の指導斡旋に努むる等移植民の指導保護の方法を講じて居るので、政府は是等の團體の事業を助成する目的を以て夫々若干の助成金を交付して居る。

尙本年中この方面に關する施設活動として主なるものを擧ぐれば左の如くである。

▲拓務省では移植民事業の打開策を協議のため全國移植民事務處管課長會議を開催（五月） ▲拓務省では陸軍省と交渉の上滿洲移民の根本策として資本金五千萬圓の移民會社設立の具體案を作成明年度豫算に實現を期すこととなつた（五月） ▲海外拓殖事業の振興を圖るべく拓務省内に新設されることになつた海外拓殖委員會の官制並に會長以下委員が公布發令された（六月） ▲對滿移民問題に關し拓務省、朝鮮總督府、滿洲國側と協議の結果拓務省側は一千五百萬圓の日滿合併の移民會社を創立することに内定、

尙之を支持する民間移民團體としての滿洲移民協會を創設することとなつた（十月）

## 二 府縣及び公共團體

府縣の施設としては海外移住組合が主である。いまその聯合會の活動狀況を見るに次の如くである。

**海外移住組合聯合會** 海外移住組合聯合會は昭和十年十一月末現在で、會員數五十六にして海外移住組合は四十二其他は一般會員である。聯合會の伯國に於て取得したる土地の面積は二十一萬九百六十五歩餘で、外に五萬二千四百三十二町歩のコンセツションがある。是等は所在地に依りバストス移住地、チエテ移住地、アリアンサ移住地、ピラノীব移住地、トレスバラス移住地、サスイグランデ移住地と稱し、就中バストス、チエテ兩移住地は最も重要なものである。又アリアンサ及ピラノীব移住地は信濃、富山、鳥取、熊本の四海外協會の創設に係り、海外移住組合の成立に依り之に肩替されたものであつて、是等の移住地には協會時代既に入植したる者が相當ある。トレスバラス移住地は既に伯國に移住せる小作農が獨立して入植するを原則とし内地よりの入植は例外である。昭和四年四月より同七年十一月迄に内地より入植したる移住者を移住地別に示すと次の如くであるが、尙此の外に在伯邦人入植者が相當あり、上記協會時代の入植者と合せて總體にて約一千八百家族、八千七百人ある。

バ	レ	ス	ト	移	住	地	家族數	人員
							三三三	一、五三

チ	エ	テ	移住地	四三四	三、〇〇六			
ア	リ	ア	ン	サ	移住地	二九九	一、四八二	
ビ	ラ	ノ	ー	バ	移住地	一六	一〇五	
ト	レ	ス	バ	ラ	ス	移住地	一	二

計

協會時代入植者及在伯邦人入植者	一、八〇〇	八、七〇〇
-----------------	-------	-------

合

計	二、七五七	一四、七二二
---	-------	--------

聯合會は是等の入植者の爲に種々保護、指導並に教養等の任に當つて居るが、現在バストス、チエテ兩移住地の主なる施設は土地の區劃、道路の築造、市街地區劃の外小學校、病院、移住者宿泊所、製材所、煉瓦工場、精米所、倉庫、製糖所、製絲場、製米場、瓦工場、電話、製粉場、製油場、精綿工場、蠶種製造所、煙草乾燥場等があり、就れも皆移住者の爲裨益するところが尠くない。又巡查駐在所、公設役場、郵便局、旅館、墓地等の施設も終り、既に創業の時期を脱しバストス移住地の如きは殆んど滿植を告げ、今や移住地は著々其の完成に向つて居り、更に新移住地を物色して居る。

其の他の施設

其の他公共團體としては、一、海外興業株式會社、二、南米拓植株式會社、三、アマゾニア産業研究所及アマゾニア産業株式會社、四、移植民學校（一、海外移植民學校、二、日本植民學校、三、日本力行海外學校、四、長野縣青年講習會、五、エスパニヤ語學校、六、日本高等拓植學校、七、八植學院、八、サンパウロ農事實習所）五、海外協會其の他、六、神戸協和寮及財團法人海外渡航助成會等がある。

次に本年中に於ける移住組合並に海外協會關係の動靜の主なるものを見れば左の如くである。

- ▲海外教育協會は海外在留邦人第二世の教育のため神奈川縣生田村多摩川畔に海外教育協會附屬學園を建設（四月）▲東北六縣海外移住組合では凶作東北人の南米行獎勵のため事務協議會開催（五月）▲廣島縣海外協會では渡航の宣傳、斡旋、滿洲國への發展策等新計畫を樹立（五月）▲中國四國八縣移住組合では協議會を開催組合員移住獎勵方法其他に關し協議（六月）▲九州各縣海外移住組合協議會、移住相談並に渡航斡旋其他につき協議（六月）▲渡航不能移民の救療保護事業を目的とする財團法人海外渡航助成會が創設された。（十月）

## 第二篇 労働者運動対策

### 第一章 工・鑛 交通業労働者

#### 運動対策

##### 第一節 労働争議対策

政府の労働争議対策は表面上は明白に争議調停に重心が置かれてゐる。しかるに、その具體策として制定されてゐる現行労働争議調停法は適用極めて稀であり、屢々その缺點を指摘されてゐる有様であるので、早くよりその改正が企圖され第五十九議會に於ては改正法案の上程をみたが貴族院において審議未了のまゝ葬られた。昨九年内務省はその全面的改正を斷行することに決しその原案を完成したのであるが、本年の第六十七議會には遂に提出されるに至らなかつた。因に改正原案は利益事業に對しても強制調停を可能ならしめる外調停官に法律上の權能を附與して意見の開陳をなさしめ、また第三者の誘惑煽動を禁止するに嚴罰主義をもつて臨むもので、要するに現行法の權能を擴大強化せんとするものである。然し政府當局としては調停が最上の策ではなく、「争議を

未然に防止する」ことが眼目であることは云ふまでもない。而してこれが爲には政府當局は、勞資双方に對して道義的精神の發揚を強調すると共に勞資懇談會の開催其の他適切なる施設を講ぜんとしてゐるのである。即ち政府の労働争議対策は争議調停よりもむしろ争議防止に重點が置かれてゐるのであるが、特に本年における傾向として争議防止の實踐的方策を講ずることに政府當局自らが積極的に乗り出して來たことが注目される。なほ右の如き政府対策の一端として調停事務打合會議及び争議調停の趨勢を述べれば左の如くである。

**労働争議調停事務打合會議** 十月二十五、六の兩日内發省第一會議室に於て開催、數縣の不參を除き殆んど全國の關係官吏四十六名及社會局側より長官以下出席した。第一日は午前九時開會、直ちに左の如き長官の訓示があつた。

【社會局長官訓示】「……我國に労働争議調停制度が布かれてより既に十年に垂とするのでありますが、調停委員の開設に依つて争議の解決を見ましたことは法制定以來僅かに數回に過ぎないのであります。之は種々原因の存するものがあります。近時労働争議の當事者にして法に依る調停を希望する者が漸次多からんとする傾向があるのであります。各位は機會ある毎に勞資兩當事者に法の精神を理解せしめ努めて法に依る公正にして合理的なる争議の解決を圖らんとする氣風に馴致し以て勞資双方並に國家社會の蒙る損失を可及的に尠からしめる様努力せられたいと思ふのであります。最近我國産業界の好轉と社會情勢の變化に伴

ひ労働争議の發生も昭和五、六年頃に比すれば多少減少を示して

は居りますが又一面賃銀増額要求の如き積極的争議が次第に多からんとする傾向に在るのでありまして我國産業界に於ける労働不安は猶依然として尠からぬものがあると思ふのであります。而して又現在の産業界好況の原因を省察しますれば斯る好況が果して何時まで繼續すべきや洵に疑ひなき能はざるものがあるのであります。まして他日の反動期に於ける於ける大量解雇、失業不安等に思を致せば今日より深く國民の戒心を要するものが存するのであります。此の秋に際し各位は其の職責の一層重大なるものあるを自覺せられ既發の争議の迅速圓滿なる解決を圖ると共に平素より勞資の偕和協調を奨めて争議を未然に防止する様更に一段の努力を致されたいと思ふのであります。之が爲には勞資双方に對し道義的精神を發揚せしむると共に勞資懇談會の開催其の他適切なる施設に依り之が實踐的方策を講ぜしめ以て勞資關係の改善、産業協力の實現を圖らる様切望する次第であります。……複雑錯綜せる労働争議の妥當適正なる解決を圖る爲には平素より各種經濟事情労働事情等に關し周密なる調査研究を積みて調停對策に付き充分なる知識と用意とを有すると共に動もすれば感情的に走らんとする勞資の間に立ちて其の融和親善を奨むる爲には調停の内外を問はず常に至公至平なる態度を以て臨み克く勞資双方より信頼と尊敬とを集むる様心懸けられたい……」引き続き労働部長から左の項目に就き指示があり、終つて左の如き諮問事項があつた。

【指示事項】 一、勞資關係の調整に關する件。一、勞資懇談會に關する件。一、労働争議調停委員會の開設に關する件。一、臨

時職工に關する件。

【諮問事項】 一、現下の社會情勢に鑑み産業協力を促進せしむべき方策如何。第二日は左の如き諮問事項の討議によつて始められたが地方の實情を説明報告するものが多く、續いて各府縣の提案事項の審議が行はれて終了した。

【諮問事項】 一、労働争議の調停解決に當り解雇手當に關する適當なる標準を設くる方法なきや。

關東八府縣労働争議調停事務打合會議 九月二十七、八の兩日千葉縣主催の下に開催。警視廳、神奈川縣及主催縣等より係官二十名、社會局より森部勞政課長外一名が出席した。第一日は千葉縣圖書館に於て開會、警察部長議會席に着き左の如き事項を審議した。第二日は銚子市所在銚子醬油會社、ヤマサ醬油株式會社の各工場等を視察した。

【審議事項】 一、労働争議調停法改正に關する件（警視廳）。一、調停主務課に勞務相談係を設置する件（神奈川縣）。一、賃銀支拂保護の制定を考慮され度し。（栃木縣）。一、労働争議調停に關する各府縣の體験を承り度し（埼玉縣）。一、勞資懇談會に關する各府縣の概況を承り度し（千葉縣）。

近畿地方労働争議調停事務打合會議 十月一日、二日の兩日兵庫縣主催の下に開催。關係各府縣より係官十五名、社會局より森部勞政課長が出席した。第一日は兵庫縣會議事堂に開會、警察部長を議長として左記事項につき審議した。尙ほ「軍需工」を初め所謂インフレ工場に對し之が反動期に處する意見」「勞資懇談會

に對する其の方法並効果につき忌憚なき意見」の二項につき意見の交換を行ひ、議事終了後神戸港内を視察した。第二日は労働會館、神戸製鋼所濱工場、森永製菓工業等を視察した。

【審議事項】 一、臨時工解雇手當に關し御意見を承り度し（大阪府）。 一、爭議發生に際し關係府 互報連絡に關する件（兵庫縣）。 一、労働爭議調停法の改正促進方社會局に稟請の件（同）。 一、調停官吏の教養訓練方に關し社會局の考慮を煩し度し（同）。

爭議調停の趨勢 昭和十年においては調停委員會の開設を見たものは一件もなかつた。調停委員會開設のかくの如き不振は例年のことであるが、調停官吏は専ら爭議調停のために活動をつゞけてゐる。その單獨による調停は左表の如く八五件、調停總件數の一三%に當に、調停官吏がその他のものと協同して調停したものの八二件（一一%）で、この兩者を合計する 一六七件（二四%）となる。

	昭和八年	昭和九年	昭和十年
調停委員會	二	一	一
調停官吏	一〇三	九	八五
調停官吏と其の他の者と協同したる場合	四九	五	八
警察官吏	二八	二二	四六
其の他の官吏	一	九	三
市町村長其他の公務員	七	六	三
			一
			1%

其の他 二〇三 一七四 一三六 一  
計 六〇三 六〇一 七四六 一〇〇  
なほこれらの所謂事實調停においては、勞資の何れからも申立なきに拘らず、調停者の側より積極的に乗り出して之を調停に導いた場合が最も多く、調停總件數七四六件のうち五六一件（七五%）に達してゐる。昭和十年中における申立に關する統計は左の如くである。

	件	%
當事者より申立ありたる場合	一八五	二五
事業主よりの場合	四	五
内 労働者よりの場合	九	一三
譯 勞資双方よりの場合	五	七
何れよりも申立なかりし場合	五六一	七五

## 第二節 労働運動對策 (並に労働組合對策)

労働運動に對する對策は、運動そのものゝ趨向によつて變轉する。そして政府の認めるところによれば最近の労働運動は全般的に之をみるならば「穩健なる運動」であり、一之は試みに喜ぶべき傾向」であるのである。こゝに「穩健なる運動」とは一般的には云ふまでもなく合法的労働組合運動、具體的には日本労働組合會議の運動に於ける産業協力主義的傾向であることは今や疑ひない。かくて政府當局の労働運動に對す

る政策はこの限界線の上に確立されてゐる物の如くである。即ち一般的に労働運動に對する政府の對策の基準はこゝに與へられてゐると云つて差支へないであらう。だからこの線の上に立つ労働運動は勞資の對立よりも勞資の協調融和を強調昂騰せしめるものであることは云ふまでもないが、特に本年度に於ける新たな傾向としては、既に爭議對策の項において述べたやうに、勞資懇談會其の他の實踐的方策によつて産業協力の實現を圖らんとするにある。いま、右の如き政府當局の労働運動對策を表明せる一資料として、本年度の特別高等課長會議における社會局長官の訓示の一部と指示事項とを掲げることとする。(因に五月二十九日より四日間内務省に於て開催、社會局關係の會議は三十一日開催された。參會者は社會局長官、労働部長、社會部長、勞政課長以下係官、地方よりは警視廳の特高、労働、内鮮等の各課長外各府縣特高課長並朝鮮、臺灣其の他各殖民地の係官等であつた。)

『社會局長官訓示』「……現今社會の情勢を見まするに獨り我邦のみに限らず世界各國共に經濟的にも政治的にも非常なる難局に際會致しまして之が打開に關し政府も國民も均しく尠なからぬ悩みと努力とを致してゐるやうであります。我邦産業界の情勢は諸外國に比して相當好況にありまして特に軍需品工業を中心とする重工業及輸出産業の如きは寧ろ股賑を極めてゐるものが多いのであります。労働者數の如きも近年著しく増加致しまして昨年末

には五百七十六萬餘人の未曾有の數字を示し又失業者の數も漸減を示して居りますが、之等諸産業の將來を考ふるときは必ずしも樂觀を許さざるものがあるのみならず、部産業は未だ深刻なる不況を脱するを得ない情態でありまして、好景氣の影響は労働者全般に浸潤したと云ふことは出来ません。却つて労働時間の延長其の他労働強化の傾向さへ見へるのであります。更に農村問題の如きは深刻化の傾向益々濃厚なるものがあり此際之等に善處致さなければ悔を後に残することきを保しません。現在こそ國民が一致協力し我國運の伸張に努むるの最も必要時ではないかと思ふのであります。最近の我邦の労働運動は一部の例外はありましても全般的に見ますならば從來の階級闘争的方針を緩和或は放棄致しまして或は産業報國、産業協力を叫び、或は労働爭議の最少化を唱ふる等國家産業人としての地位の自覺の上に穩健なる運動を進めんとするの風がありまして之は誠に喜ぶべき傾向であります。然し未だ充分其の實績を擧ぐるの域に達してゐない様にも見受けられます。労働爭議に付て見まするに労働者乃至労働組合の穩健なる態度と産業界一部の股賑なるに伴ひまして爭議は數年前に比べますと稍減少の傾向にはありますが、然し最近に於ては賃銀の値上其の他待遇改善に關する積極的要求に基く爭議が漸く多きを加へつゝあります。一方事業主中には現在の社會情勢を利用致しまして態度強硬なるもの尠くありません。元來勞資双方が私利の爲に相争ふと云ふ風では産業永遠の平和は固より國運の隆昌も又延ては國民一般の福祉の増進と云ふことも期して望み得られないのであります。現今我國の情勢は勞資或は地主小作人が牆に



闘いでゐる時ではなく、兩者は正に渾然一體を爲し其の産業の發展伸張に付て各々其の分を盡し互に苦樂を共にし國家産業の發展に力を致すの覺悟を要すること益々緊切なるものがあります。各位は常に社會の第一線に立つて勞働行政の要務に携つて居られますから平素より克く社會情勢の推移と勞資或は地主、小作人の動向なり態度なりを究明せられましたして關係各方面とも緊密なる連絡の下に、若し國家産業の健全なる發展の上に兩者に非がありませんならば之を糺し、良き傾向は益々之を助長せらるゝ等適當の方法を講ぜられまして勞資が眞に理解と信頼とに基き産業報國の實を擧げしむるやう一層の力を希望する次第であります。」

【指示事項】 一、勞資關係の調整に關する件。一、勞働爭議の激化防止に關する件。一、農村問題に關する件。一、勞働組合、小作人組合等の政治運動に關する件。

【諮問事項】 一、現下の社會狀勢に鑑み勞働關係（地主、小作人を含む）の改善を圖り勞資一體となりて産業の發達と勞働者の福祉とを併進せしむべき方策何如。

## 第二章 農民運動對策（小作爭議

### 對策）

農民運動（小件爭議）に對する對策は、直接には小作調停法あるのみであつて、小作法は未だ制定されてゐない實狀にある。併しながら政府は從來小作法の制定に無關心であつた

譯ではなかつた。即ち政府は大正十五年五月小作調査會を設置し、小作法の審議に當らしめ、同調査會の答申せる「小作制定上規定すべき事項に關する要綱」、「舊慣永小作整理要綱」及び「小作法中永小作關係に關し規定すべき事項要綱」の趣旨に基き昭和二年三月小作法草案（八章附則七十六ヶ條より成る）を起草して社會に發表し與論の歸趨を計らんとした。

その後政府は昭和四年七月社會政策審議會を設置するや、之に「小作問題の對策として速かに實施を要すると認むる事項如何」を諮問せるに、同審議會は先に發表せる小作法を制定すべきものなる旨を答申したので、再び該法案を小作調査會の審議に附し、その後の小作事情の變遷、草案發表以來の賛否の意見を參酌して多少改訂を加へ、法制局の審議を経て昭和六年二月第五十九議會に八章附則七十四條より成る小作法案を提出した。衆議院は之れに二三の地主的修正を加へて通過せしめたが、貴族院は之を握りつぶし遂に實現の運びに至らなかつた。次いで昭和七年においても政府は窮乏の極にある農村の現狀に鑑み、小作法の制定は緊急且つ重要なる問題なりとし、第六十四議會に提出する意圖の下に立案しつゝあつたが同議會には提出を見るに至らなかつた。

然るに最近小作爭議の激増、農村の不安に鑑みて農林省小作官會議は既に小作法制定を要求してゐるし、また農政學者その他の方面においても小作法を制定すべしといふ意見が起

つてをり、その制定への氣運は醸成されつゝある。なほ農民組合の側においてもその独自の立場よりする小作法の實現を期しつゝあり、本年の第六十七議會においては全國農民組合中央委員長杉山元治郎氏によつて耕作權の確立と小作料低下とを主要内容とする小作法案が提出されたが審議未了に終つた。全農ではこれに屈せず來議會を目指して日常闘争によつて之が實現に努めつゝある。

次に小作調停法についてみるに、政府は大正九年設置の小作制度調査委員會の答申せる小作調停法案に多少の修正を加へて第四十六議會に提出したが審議未了に終り、ついで政府は同十二年五月設置の小作制度調査會の答申に基き、第四十七議會に再び小作調停法案を提出し協賛を經、同十三年七月法律第十八號を以て之が公布をみた。かくて同十三年十二月より始めて三十八道府縣に實施されるに至つたが、大正十五年六月及び昭和四年七月に施行地區が擴張されて現在では未施行地は沖繩縣一縣のみとなつてゐる。

本年度における小作調停法に依る調停の概要については第二部第一篇第二章「小作爭議」の第三節「小作調停」の項目に之を記述した。

なほ特に本年度における小作爭議對策として注目すべきものは小作爭議防止委員會或ひは農村問題對策懇談會が全國的に設置せられたことである。この種委員會は昨昭和九年末青

森、新潟の兩縣において始めて設置されたが、以來昭和十年に入つては殆んど全國的に之が設置をみるとするに至つたのである。これは府縣特高課或ひは地方警察署、市町村等を中心として組織されたもので、地主及び小作人をも加へて適宜に懇談會を開催して常に地主、小作人相互の理解を深からしめると共に兩者の意志の接近に努め爭議を未然に防止すると共に、爭議が発生したる場合においても直ちに調停の任にあたり、爭議をして最少限度の紛議に止めしめ、兩者の損失を可及的少からしむるべきものであるが、これに對し全國農民組合においてはその性質上爭議に對する干涉、強制及び彈壓の強化を招來することゝなるのは疑ひなきところで却つて有害無益なるものとして斷乎反對を表明してゐることは既述の如くである。かくの如く政府當局の小作爭議對策が從來の調停本位の政策より豫防鎮壓主義の保安政策に轉換したことは本年度において特記すべきことであるが、農村における治安維持の立場からであれば兎に角、複雑な小作關係を整調する専門的智識を有しない警察官吏が單に拙速主義で爭議解決をはかることは農村社會經濟問題としての小作爭議の解決といふ點からみれば多大の疑問をさしはさまざるを得ないであらう。

## 第三章 社會立法協會

社會立法協會の前身たる國際勞働協會は大正十四年三月二十二日に創立された。協會創立の主なる動機は社會主義實現を念としつゝ、而も餘りに高遠架空の理想に走らずして現實に即したる當面の社會政策を講じ、殊に勞働立法を促進することため輿論の源泉たらんことを期するにあつた。その後協會は昭和四年九月の總會において名稱を社會立法協會と改め從來の趣旨を踏襲しながら、一方國際社會進步協會の日本支部として加盟することになつた。そして會名の變更と共に協會内部に從來存続した各種委員會を次の五委員會に變更した。

(イ) 一般委員會 (ロ) 大阪委員會 (ハ) 婦人委員會

(ニ) 議會委員會 (ホ) 國際連絡委員會

なほ協會理事長は現在下村宏氏であるが、氏は昨九年一月故矢作榮藏氏の後をうけて理事長に推薦されたものである。

協會は本年四月十二日一般委員會及び婦人委員會の聯合會合を開き、女子坑内勞働禁止及び女子年少者の夜業禁止の徹底に關する件につき協議したが、その結果協會の趣旨に鑑み、また第十九回國際勞働總會において一切の種類の鑛山に於ける婦人の地下勞働禁止に關する條約案の採擇が豫測されつゝある時に當つて、右禁止を徹底せしむることを必要なりと認め、これが決議を發表した。



# 第三部 (勞働施設及對策) 統計表

## 第一表 工場扶助給與統計 (工場監督年報ニ據ル)

### 第一表 (其一) 昭和九年工場種別扶助件數

合 計	未治ノ爲翌年へ繰越ノ者		治癒セザリシ者		治療シタル者		障害ヲ殘シタル者		障害ヲ殘サザリシ者		工場法施行令ノ受ケタル者		工場法施行令ノ受ケタル者		官營工場 合 計												
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男													
																第六條ノ支給者		第五條ノ受ケタル者									
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男													
六七七	八五六	二	二六	三三	三七	一七七	二二七	三六四	五〇七	八三	六九	二、二五八	一、二九八	二四	二、二五八	一、九七五	一〇	一〇〇	七	四八	一	一、六〇四	六、八九二	一、八四	五七〇	七、六〇七	
八八	九、一八二	三	一〇四	二	一五三	二四	一、一九八	二四	二、二五八	三五	五、四六九	二四	一、二九八	二四	二、二五八	一、九七五	一〇	一〇〇	七	四八	一	一、六〇四	六、八九二	一、八四	五七〇	七、六〇七	
八九	二、九五三	二	五五	五	一三七	八	三四〇	六四	一、九七五	一〇	四五五	六四	一、二九八	六四	一、九七五	一〇	一〇〇	七	四八	一	一、六〇四	六、八九二	一、八四	五七〇	七、六〇七		
二〇	二八八	一	一三	一	一七	四	七〇	九	一〇〇	七	一三	九	二七	九	一〇〇	七	四	七	一	一	一	一、六〇四	六、八九二	一、八四	五七〇	七、六〇七	
四六	七七〇	一	一〇	一	六六	一三	二二三	三三	四八八	一	三三	三三	二二三	三三	四八八	一	三三	三三	一	一	一	一、六〇四	六、八九二	一、八四	五七〇	七、六〇七	
八八	三、一八三	四	六一	一	七〇	二	一八〇	三四	一、六〇四	四八	一、二六八	三四	一、二九八	三四	一、六〇四	一、二六八	七、四二五	一、三三三	七	七	七	一、六〇四	六、八九二	一、八四	五七〇	七、六〇七	
一、〇〇八	一七、二三三	三〇	二七一	四〇	四七〇	二三八	二、一八五	五三六	六、八九二	一八四	七、四二五	五三六	二、一八五	五三六	六、八九二	七、四二五	一、三三三	七	七	七	一、六〇四	六、八九二	一、八四	五七〇	七、六〇七		
六三〇	二、三九六	六	八八	一	二六	四	一九四	四九	七二五	五七〇	一、三三三	四九	一九四	四九	七二五	一、三三三	一、三三三	七	七	七	一、六〇四	六、八九二	一、八四	五七〇	七、六〇七		
一、六三六	一九、六三九	三六	三五九	四一	四九六	二三三	二、三九六	五七五	七、六〇七	七五四	八、七八八	五七五	二、三九六	五七五	七、六〇七	八、七八八	八、七八八	七	七	七	一、六三六	一九、六三九	四一	四九六	二、三九六	五七五	七、六〇七

第一表 (其二) 昭和九年工場扶助金額及休業扶助料支給延日數

負傷	疾病												
	治癒シタル者												
	未治ノ爲翌年へ繰越ノ者	治癒セザリシ者		障害ヲ殘シタル者		障害ヲ殘サザリシ者		工場法施行令第六條ノ支給ヲ受ケタル者		工場法施行令第五條ノ受ケテ休業セザリシ者		工場法施行令第五條ノ受ケテ休業セザリシ者	
		女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
療養費	六、七七九	四、〇七一	二〇、九六五	三、七八四	六、四五六	一五、九三三	九八、九七八	一四、四八八	一一三、四六六				
休業扶助料	七、二〇〇	四〇、八七〇	二、九六一	一〇、七五八	四、六七六	三〇、三七七	一一四、七八二	二五、三五二	一四〇、一三四				
障害扶助料	五〇、一〇九	二八〇、二八五	七〇、八四二	五、三七九	二九、一八一	二六、四七六	四六三、六八一	四九、四五二	五三三、一三三				
遺族扶助料	二六、九一〇	一三四、九九〇	八三、三九四	七、七四二	二九、六七七	六八、一七二	三四〇、八八五	二九、二四九	三七〇、一三四				
葬祭料	二、二二六	八、二四七	四、五九三	六五五	一、四二五	一、四七六	一八、六〇二	三七四	一八、九七六				
染織工場													
機械及器具工場													
化學工場													
飲食物工場													
雜工場													
特別工場													
小計	九〇二	一五二	二	五	一	二	四八一	一〇〇	四二一	五〇			
官營工場													
合計	九〇二	一五二	二	五	一	二	四八一	一〇〇	四二一	五〇			

(圓)額金助扶

計	疾病							計
	工 場 法 施 行 令 第 一 四 條 = 依 ル 打 切 扶 助 料	工 場 法 施 行 令 第 一 四 條 = 依 ル 打 切 扶 助 料	葬 祭 料	遺 族 扶 助 料	障 害 扶 助 料	休 業 扶 助 料	療 養 費	
	—	—	—	—	—	—	—	—
五、三八九	—	—	—	—	—	—	—	—
一〇、八三八	—	—	—	—	—	—	—	—
七、九五三	—	—	—	—	—	—	—	—
一八、七九〇	—	—	—	—	—	—	—	—
一、〇〇二	—	—	—	—	—	—	—	—
二、五八八	—	—	—	—	—	—	—	—
三、五九〇	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—

第二表 労働者災害扶助統計 (昭和九年)

支給延日數	失業扶助料			負傷		
	計	女	男	計	女	男
—	—	—	—	—	—	—
一〇、八三八	—	—	—	—	—	—
七、九五三	—	—	—	—	—	—
一八、七九〇	—	—	—	—	—	—
一、〇〇二	—	—	—	—	—	—
二、五八八	—	—	—	—	—	—
三、五九〇	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

(1) 労働者災害扶助法適用事業及労働者数 (労働者扶助年報ニ據ル)

(昭和九年十月一日現在)		一〇—四九人		五〇—九九人		一〇〇—四九人		五〇〇—九九人		一〇〇人以上		計
總數	土石砂鑛採取業	總數	土石砂鑛採取業	總數	土石砂鑛採取業	總數	土石砂鑛採取業	總數	土石砂鑛採取業	總數	土石砂鑛採取業	
五、三五四	一、七六一	五、一九四	四二七	一、三三六	七三	一、〇〇九	三七	四八	一	三〇	—	一三、九五九
一〇一人未滿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、二八八

事業数		労働者数											
土木建築工事	交通及運輸事業	貨物積卸事業	船舶解體事業	總數		土石砂鑛採取業		土木建築工事		交通運輸及		貨物積卸業	船舶事業
九八六	二、三五三	二五四	一	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
二、七五五	九三三	一、〇六七	三	二、二六一	一、〇、三九八	一〇、七三三	七、八一七	一八五	八七八	五、〇五〇	六四、〇二七	一八三	五、二六八
八五八	一五八	二三五	三	八二、一三九	九、八二一	四、二二六	五、五八九	五、〇五〇	五、三、四七七	六、二六二	九、一六五	一、八三〇	二、五五五
七〇〇	二二八	一四〇	二	一七四、〇二六	二一、〇三三	五、五八九	五、五八九	二、二二五	二、二八五	一、一五九	四、五五三	三、七五二	三、一六七
三	九	六	一	三〇、二三五	二、二二四	七二〇	七二〇	三、五九九	二〇、五九九	一、一五九	四、五三三	六八一	四、七〇四
一三	一七	一	一	六三、六六三	五、七三三	一	一	三、一八六	三、一八六	一、六〇四	二、九、四七六	四、一三六	四、一三六
五、三六四	三、五九七	一、七〇二	八	四八、六一一	五〇、四三四	二、二九	二、二九	三〇〇、六二四	二、九、三三三	八、七九三	一、四、二六九	六六、五五三	四、七〇四
七九	七九	七九	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

(2) 結末別扶助件數

治癒シタル者

障害ヲ残サザリシ者

治癒セザリシ者

療養費ノミ  
ヲ受ケ休業  
扶助料ヲ受  
ケザリシ者

療養費及休  
業扶助料ノ  
支給ヲ受ケ  
タル者

障害ヲ残  
シタル者

死亡者

労働者災害扶助  
法施行令第十一  
條ニ依リ扶助ヲ  
打切ラレタル者

未治ノ爲  
翌年へ繰  
越ノ者

合計

土石砂鑛採取業  
女男

五三

六二

一

四

一

〇

五三

一、三〇〇

四八

五八

八三

二、二八〇



業種	扶助件數		扶助金額(圓)	
	女	男	件數	金額
土木建築工事	4,626	65	5,700	231
交通及運輸事業	909	84	760	9
貨物積卸事業	7,094	43	9,799	263
船舶解體事業	375	1	179	3
合計	13,756	245	17,778	584
合計	13,756	245	17,778	584

(3) 扶助件數及扶助料金額

業種	扶助件數		扶助金額(圓)	
	女	男	件數	金額
土木建築工事	1,395	62	2,260	37,293
交通及運輸事業	803	272	1,075	19,230
貨物積卸事業	10,021	150	12,001	9,216
船舶解體事業	375	1	179	1,993
合計	12,594	485	15,455	68,412

第三部 統計表



第三部 統計表

		金 屬 山																					
日 扶 助 數	延 負 疾 傷	扶 助 人 員		合 扶 助 料		葬 祭 料		遺 失・ 打 切 扶 助 料		休 業 扶 助 料		療 養 費		延 扶 日 助		扶 助 人 員		合 扶 計 料		葬 祭 料			
		疾 病	負 傷	疾 病	負 傷	疾 病	負 傷	疾 病	負 傷	疾 病	負 傷	疾 病	負 傷	疾 病	負 傷	疾 病	負 傷	疾 病	負 傷	疾 病	負 傷	疾 病	負 傷
五	五、一九四	九	七六四	七九二	四三、三三二	九四八	七九二	三九、九七七	一、二六七	一、二九	一、〇〇七	一	七五	五七、四三六	五六六、一九八	三二、七三三	三〇	三、七〇三	五、二三八	五、二三八	三二、七三三	三〇	三、七〇三
—	一一、九五三	—	—	—	七、〇八四	—	—	二、八三六	—	—	—	—	—	四六、五五一	四六、五五一	—	—	—	—	—	—	—	—
—	三六、二〇八	三	二五三	六、五四三	二九、二三四	—	—	二〇、〇八〇	一、七	四	二、二二六	九	三〇	一九五、七五五	一八八、二〇四	—	—	—	七、五五一	七、五五一	—	—	—
二七三	七、一七三	二九	一、一八七	二、五二〇	二五、〇二〇	—	—	一八、四九五	—	六	四、九一八	六	六四	三六〇、七二三	三七〇、二九三	—	—	—	一〇、四二〇	一〇、四二〇	—	—	—
七五	三、八五一	三三	二、八五〇	八〇	一六、四二八	—	—	一一、四五三	—	一	三、八九一	一	二八	二八九、九九九	二八七、九八六	—	—	—	一、九六三	一、九六三	—	—	—
三〇八	一、五四、七四八	五五	四、三三四	九、一四三	七、七六六	—	—	五三、八六三	二七	四	一〇、七三六	一六	二六	九二、九六八	八九三、〇三四	—	—	—	一九、九三四	一九、九三四	—	—	—
—	八、八七四	—	九	—	七、九〇四	—	—	二、三七二	—	—	—	—	—	三六、三三三	三六、三三三	—	—	—	—	—	—	—	—
—	六、二〇三	—	八九	—	七、五八七	—	—	—	—	—	—	—	—	一三、九一八	一三、九一八	—	—	—	—	—	—	—	—
一、二二三	四七、五〇〇	二三	四、二二一	四五	二、六七五	—	—	—	八	—	—	—	—	六一、九三三	六一、五三四	—	—	—	三七九	三七九	—	—	—
一、四六六	二、三、五九九	八七	九、三〇七	—	一、五九、二六三	—	—	九、七六四	—	—	—	—	—	一、五九六、五四七	一、五七〇、九九六	—	—	—	二五、五五一	二五、五五一	—	—	—

石 油 山							石 炭 山							
合計(圓)	扶助料(圓)	葬祭料(圓)	遺失・損害・打切扶助料(圓)	休業扶助料(圓)	療養費(圓)	扶助延數	扶助人員	合計(圓)	扶助料(圓)	葬祭料(圓)	遺失・損害・打切扶助料(圓)	休業扶助料(圓)	療養費	
疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	疾病	負傷	
二、四九三	二、四九三	二、四九三	二、四九三	二、四九三	二、四九三	二、四九三	二、四九三	四、四四六	五二八、五四九	三〇、四三六	四八〇、五〇七	四、四一三	三、二六二	四、三四四
二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	一、〇〇八	三九、四六七	三〇	二四、七六八	二	七、二〇三	七、四九六
四六八	四六八	四六八	四六八	四六八	四六八	四六八	四六八	七、九〇〇	一五八、六九三	一、〇〇八	一三三、一八七	二二、三九一	一五、二四	一五、二四
五四二	五四二	五四二	五四二	五四二	五四二	五四二	五四二	七、九〇〇	三四三、八八〇	七、六八一	二八一、四五一	三九、三四五	四	三三、〇八四
一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、二九七	一、八八三	二七〇、五五七	一、六五七	二三五、六七二	一八、五八三	一八七	一六、三三〇
三	三	三	三	三	三	三	三	一〇、七九一	八二、五九六	一〇、三四六	六六四、〇七四	八六、五三三	三三	六二、九九六
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	二五、七五三	二五、七五三	九、四〇四	九、四〇四	五、六六三	一〇、六八六	一〇、六八六
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	六、二二一	六、二二一	三、四一九	三、四一九	三、四一九	二、七九二	二、七九二
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三六、七五三	三六、七五三	一、一五三〇九八	一、一五三〇九八	一九、九七一	一七九	一六、七八二
四、一四三	四、一四三	四、一四三	四、一四三	四、一四三	四、一四三	四、一四三	四、一四三	一五、五〇〇	一五、五〇〇	三〇、四三九	一四、七五九	二八、八三七	四二	九六、六〇〇



(圓)金入收

總額	一、〇九六、三九六	一、九〇九、七七七	八三〇、二八一	一、三九〇、三三五	六〇、九〇九	一、九五〇、九三三	六、八六〇、四七一	一九八、七七八	一〇、六七三、一四八	二、三三三、六一八
總職員死亡並額	八二二、六四一	二、〇三六、二〇四	二五三、七〇七	六九〇、六五〇	二二、四五〇	一、三〇三、七八八	二、五四九、五四九	一二五、三七八	五、九一三、九八六	九、二九五、六五四
遺族給與金	二二、三〇〇	一六三、九二四	一九、六〇五	三七、〇三七	八三九	一一〇、二五六	一九九、〇八六	七、一八五	三九〇、二八八	二、〇二一、四九八
廢失時年給與金	八五三	七八、六〇〇	六、四四七	三、一三三	—	三六、七一九	一四四、七二六	六、〇八六	一三三、五〇七	一、〇〇七、〇一七
傷療給與金	三九、二九九	五九八、二三三	九七、八二四	二二二、一〇〇	一三、〇三三	五三三、三三八	六〇四	六七、〇三七	三〇二、七五三	五八〇、九四二
並療養給與金	二七、二二一	六五五、八〇九	一二七、五六六	四六、四八三	八、五三九	四六一、八三六	五五八、三五二	三二、九五三	二、五六七、三九三	五、〇六二、七二一
脫退給與金	一〇〇、五〇八	—	—	三〇四、二〇五	—	一五三、七九五	—	七、三二八	一、四五六、九八〇	—
勤續給與金	二、八二四	四、四二八	六〇七	—	—	一、三〇五	—	二九六	二七、四九四	五四、一〇〇
罹災給與金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健康保險給付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
婚嫁及分給金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
婚嫁給與金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
給與金外ノ雜費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(圓)金出支

總額	二、〇一七、二九七	三、七三三、一八八	七三三、一八八	一、三三三、一八八	—	—	—	—	—	—
總職員死亡並數	二〇、一九七	二六、二八三	三、七三四	七七、四九五	二、九二二	一〇七、三九二	八六、六八二	三、二五一	六一、一九〇	三九二、四六五
遺族給與金	二二九	二、九四四	一三八	二六一	六	二、八二七	二六六	四四	一、一〇一	一三、四〇二
廢失時年給與金	一四	二四九	三三	一七	—	二〇一	四三三	一四	九七〇	一三、九八四
傷療給與金	一七、七五〇	二六、一五六	二、九五九	七三、四〇六	二、八六九	九七、六二六	三〇	一、六二二	一六、六九四	二二、一〇四
並療養給與金	一九〇	六、八二五	六〇八	六一九	三四	五、五七八	一、八五三	九五三	二六、三六一	六五、四一一
脫退給與金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
勤續給與金	一、四六一	—	—	一、一九九	—	七五〇	—	四九九	一五、三九六	—
罹災給與金	二一〇	五九	七	—	—	四八	—	七	六五三	六八六

員人與給濟救



終身保險	個人契約	團體契約	計	終身保險	個人契約	團體契約	計	終身保險	個人契約	團體契約	計								
	四、五七六、六九四	一〇三、七三二	四、六八〇、四二六		四、五七六、六九四	一〇三、七三二	四、六八〇、四二六		四、五七六、六九四	一〇三、七三二	四、六八〇、四二六	一〇三、七三二	六五八、五七四、八三四						
死亡	終身保險	一〇五、八三四	一五、一六七、二五〇	九八、四二六	一四、〇七〇、四五六	八八、五五一	一三、四三八、八〇七	八四、三三七	一一、九三一、四〇八	養老保險	一四〇、二七六	一八、八四七、二〇四	一三、一六八、三	一七、八五〇、六八四	二九、八四一	一六、四〇七、二九七	一五、七〇九	一六、〇四八、六六二	
滿期	終身保險	—	—	—	—	—	—	—	—	小兒保險	一一、七八九	一、五九三、六五三	八、五三八	一、一六五、六二三	四、九三三	七〇五、四七四	九五三	一四五、二四五	
	養老保險	二〇一、二八二	二五、二八三、八五三	一三八、六〇八	一四、八〇八、九六一	一二三、〇三二	一〇、七一九、五四〇	五五、三〇三	四、四八七、四三〇	小兒保險	—	—	—	—	—	—	—	—	
解約	終身保險	五八、〇九一	八、一八二、七六八	七三、二六〇	一〇、一八三、八二三	一二三、八八二	一五、三九〇、〇一六	一三三、九四三	一六、八三四、二六五	養老保險	二四三、六〇〇	三三、九三五、七九一	二七四、三三四	三七、九九八、六二六	三九八、三三三	五四、九七〇、二〇六	四三八、三七六	六三、二七四、二九一	
	小兒保險	一四、五〇四	一、八七六、一五八	一一、二一六	一、四七三、七六五	六、八八一	九三二、八〇二	一一、七三三	二二八、〇三七	終身保險	八三、二二六	一三、七八六、九二四	一〇八、八九七	一六、八九五、七五七	一六八、八三一	二四、九五七、五〇〇	二二四、九六一	三二、六二一、〇七九	
失效	終身保險	—	—	—	—	—	—	—	—	養老保險	三四九、四三三	四五、六一五、七四四	四三八、八四五	五四、六三四、〇八二	六〇八、二〇八	七五、八八二、〇三六	七四九、五八七	九八、一三四、六二六	
	小兒保險	五〇、一九四	六、二四四、四〇五	五三、四九一	一、四九一、六三四	四四、九五二	五、六三一、一六四	一一、〇六六	一、五一九、九六一	其他ノ事由ニ因ル増減	終身保險	△三五、〇〇六	△八、七九七、八五三	△三三、二二二	△七、九四三、五八九	△三八、六二二	△八、七二〇、四八八	△四一、七〇五	△八、八八三、四九六
現在契	養老保險	二九、九三〇	△二一、五三五、一八七	二八、三九三	△八、二四五、八二五	三四、七五六	△八、一三七、一五八	三七、二六六	△六、二〇六、六三八	年度末	終身保險	四、六八〇、四七六	六五八、五七四、八三四	四、四六一、四五三	六三、九五三、三三三	四、二五六、四〇一	五八七、八一〇、八七七	四、一八四、二八二	五四七、四二四、二三九
	小兒保險	△一、六〇九	△八三四、五四八	△一、二二五	△四四八、三五四	△六八五	△三六、八四四	△二八三	△八六、二五八	現在契	養老保險	一四、九五五、五二七	一九四七、九九一、九〇三	一三、八三六、二〇四	一七九四、九六七、六七八	一二、七四八、〇七一	一六八八、四五八、六七七	一二、〇五〇、九三二	一五九八、三三三、六二一
備考	小兒保險	二、三八六、五四六	三三二、〇九四、六〇〇	一、七六〇、〇二九	三三七、二六二、三三七	一、一三九、七二五	一五六、五三四、四〇六	五五八、二八一	八〇、三七八、五三七	備考	小兒保險	八昭和六年新設	—	—	—	—	—	—	—

第六表 (其二) 簡易保險契約狀況 (昭和九年度末)

件數	保險料 (圓)	保險金 (圓)
個人契約	二、九八〇、〇〇〇	六四七、〇〇八、四九二
團體契約	三、〇一七、〇七六	一一、五六六、三三一
計	五、九九七、〇七六	六五八、五七四、八三四



養老保險	一四、七九一、六二七	一六三、九〇〇	一四、九五五、五七七	一三、一七七、三七七	七九、四五八	一三、二五六、七八六	一、九三四、六四三、一三三	一三、三四八、七八一	一、九四七、九九一、九〇三
合計	一九、三六八、三二一	二六七、六八二	一九、六三五、九九三	一六、一五七、三八八	一六、五三三	一六、三七三、八六二	二、五八一、六五一、六二四	二四、九一五、一三三	二、六〇六、五六六、七三八
小兒保險	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	一九、三六八、三二一	二六七、六八二	一九、六三五、九九三	一六、一五七、三八八	一六、五三三	一六、三七三、八六二	二、五八一、六五一、六二四	二四、九一五、一三三	二、六〇六、五六六、七三八

備考 圓以下切捨

第六表 (其三) 簡易保險事業各月狀況 (簡易生命保險事業概況ニ據ル)

昭和十年 (全國)	新契約 件數	消滅件數				月末現在		人口千人ニ 對スル割合	
		死亡	滿期	解約	失効	保險料	保險金額		
一月	一五二、一六三	二二、二四八	二〇、六〇三	二九、〇八三	三七、〇八四	二一、九六〇、三四八	一七、八六五、二〇九	二、九一八、九七八・四	二九七・九
二月	一四六、五七九	二二、〇八八	二一、二五三	二二、五〇九	三五、二八二	二二、〇一九、三三八	一七、九一七、〇一三	二、九二七、二五七・〇	二九八・三六
三月	一九、四九五	二二、一四六	二〇、六三三	二四、三七三	三九、一七三	二二、〇三六、六五一	一七、九三三、一三一	二、九二九、九四四・〇	二九八・四九
四月	四四、五七三	二〇、六九九	二二、三八七	三〇、一〇七	四二、四八三	二二、三七七、九九六	一八、二三七、三〇〇	二、九八〇、〇五九・六	三〇三・一二
五月	四一七、六五五	二〇、八五三	二〇、八五九	二二、八二二	四〇、四四三	二二、六九四、九九九	一八、五二五、四八〇	三、〇二八、〇六七・四	三〇七・四一
六月	三七、九二二	二四、〇六四	二二、六三八	二四、六五五	三三、一五六	二二、九一四、八六〇	一八、七二六、七九二	三、〇六二、六〇九・九	三二〇・三九
七月	二八四、〇七六	二二、五四〇	二二、六一三	一九、七〇三	二九、二七三	二二、一〇二、一五六	一八、八九二、七三三	三、〇九三、四三三・三	三二二・九三
八月	一八九、三八四	二〇、九九五	二二、三九一	二〇、五六九	二八、一一〇	二二、二〇四、八二八	一八、九八〇、七五六	三、一一〇、七九五・三	三二四・三三
九月	二四四、一三三	二二、一三三	一五、一七六	二〇、四八七	三六、三五八	二二、三五九、〇六八	一九、一三三、三四二	三、一三七、六四五・八	三二六・四一
十月	二八九、四五〇	二四、五〇〇	四〇、四四五	二二、九五四	三六、一九〇	二二、五三九、七一九	一九、二八二、五五四	三、一六九、四二七・八	三二二・三〇
十一月	二三七、九三三	二二、九三四	二〇、〇〇四	二二、四一〇	三四、〇六二	二二、六七二、六八一	一九、四〇七、〇〇七	三、一九五、〇四六・〇	三二五・二〇
十二月	一七七、六九四	二三、七二五	二八、八七一	二二、六七三	三五、〇九四	二二、七四五、四一九	一九、四七〇、二八六	三、二二〇、二五三・六	三二六・一七
計	二、〇二一、〇四五	二六八、九一五	二七四、八六三	二八二、三三五	四二二、七〇八	—	—	—	—

第六表(其四)簡易保険積立金貸付状況 (簡易保険局調)

	昭和十年度		昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度
	件数	金額				
共同宿泊所	0	0	0	0	0	0
簡易食堂	0	0	0	0	0	0
小賣市場	7	六二九、五〇〇	二七〇、〇〇〇	一〇三、九〇〇	—	—
(公益市場)	0	0	—	—	一四一、一〇〇	二八二、五〇〇
實費診療事業	4	七四、二〇〇	二、二〇〇	三五、五〇〇	0	0
産院	0	0	0	0	0	0
公立結核療養所	1	九〇、〇〇〇	0	四三、〇〇〇	二一、九〇〇	八〇〇、〇〇〇
公立職業紹介所	0	0	0	0	0	0
公設質屋	4	二八、〇〇〇	四九、三〇〇	二三、〇〇〇	八八、五〇〇	一三四、八〇〇
公設託兒所	0	0	0	0	0	0
公設浴室	1	二五、〇〇〇	一九、三〇〇	二、五〇〇	0	0
授産及職業輔導事業	0	0	0	0	0	0
自作農創設維持	4	一四、三五六、二〇〇	一四、六四五、一〇〇	一四、五三三、七〇〇	一六、六七七、五〇〇	一五、六九四、〇〇〇
地方改善地區整理	1	九〇〇	三〇七、五〇〇	0	三八〇、七〇〇	三三〇、〇〇〇
就職旅費貸付及日傭 労働者賃銀立替資金	1	三、〇〇〇	—	0	—	—
(小額生業資金)	1	—	—	—	0	二、〇〇〇
災害復舊小額生業資金	1	四四、〇〇〇	四三、〇〇〇	0	—	—
小口産業資金	4	三四、八〇〇	五、〇〇〇	九三、〇〇〇	四三六、〇〇〇	四三七、五〇〇
農業倉庫	1	—	—	—	—	一〇、二〇〇

農業共同施設	三	三三、〇〇〇	二九、九四〇	二〇七、〇〇〇	二四一、九〇〇	三三〇、六〇〇
(共同農具牛馬購入資金)	—	—	—	—	—	—
(肥料共同購入資金)	—	—	—	—	—	—
畜産共同施設	五	五〇、〇〇〇	五八、〇〇〇	六〇〇	〇	一五、〇〇〇
林業共同施設	四	一〇三、一〇〇	〇	〇	〇	九、三〇〇
水産共同施設	四	—	—	—	—	—
(漁業共同施設)	五	二、六三五、八〇〇	三六八、〇〇〇	八五、〇〇〇	四五九、〇〇〇	二六九、一〇〇
(漁業組合事業)	—	—	—	—	—	—
商業共同施設	〇	〇	〇	三五、〇〇〇	〇	二〇、〇〇〇
工業共同施設	二	六三、八〇〇	〇	〇	三〇、五〇〇	〇
公設屠場	四	八四、七〇〇	一三、七〇〇	一六、五〇〇	〇	六四、〇〇〇
卸賣市場	四	五七八、四〇〇	二三四、八〇〇	〇	—	—
住宅	五	五六一、〇〇〇	四五、〇〇〇	一四八、六〇〇	七〇三、五〇〇	一三六、七〇〇
傳染病院	三	二四〇、六〇〇	一九、〇〇〇	六四、四〇〇	二六、五〇〇	八八、五〇〇
下水道	二	三、〇一〇、二〇〇	〇	九二二、七〇〇	七八五、七〇〇	一、九五四、六〇〇
汚物掃除施設	一〇	一七八、七〇〇	〇	一六九、九〇〇	四九四、六〇〇	一一四、〇〇〇
公設火葬場	四	八三、五〇〇	二七、九〇〇	一五五、〇〇〇	一〇二、九〇〇	六三、〇〇〇
公營兒童保健施設	一	三八、〇〇〇	〇	一八、五〇〇	〇	〇
公營體育施設	二	二九、四〇〇	〇	一三、〇〇〇	一〇、二〇〇	—
小學校	一九六	一〇、四五四、八〇〇	六四九、九〇〇	一、九九九、六五〇	七、七三二、〇〇〇	四、六五三、一〇〇
青年學校	八	一九四、三〇〇	—	—	—	—
(實業補習學校)	—	—	三五、七〇〇	九、八〇〇	〇	二九、三〇〇
上水道	六三	一三、八六一、三〇〇	五七三、九五〇	一、四七一、〇〇〇	四、三四八、五〇〇	七、七三三、三〇〇
(簡易水道)	五	四六九、五〇〇	四〇、〇〇〇	三三、三〇〇	一六九、七〇〇	二七、七〇〇
公立病院	—	—	—	—	—	—

第三部統計表

水利事業	三	127,100	1,200	11,600	25,300	6,400
普通水利組合事業	—	—	—	—	—	—
公設防火設備	六	131,400	2,500	0	5,000	0
道	十三	4,876,100	475,600	935,100	1,356,000	989,800
農村電氣事業	二	220,000	10,600	0	221,800	715,000
公營共同墓地	一	146,000	0	50,000	0	—
河川改修事業	一三	340,500	0	0	232,400	374,400
港灣修築事業	二	2,360,200	92,100	22,000	215,500	169,400
公立圖書館	一	45,900	0	0	0	0
耕地整理事業	八	772,900	45,600	5,000	0	16,000
市町村廳舍	一五	1,386,600	86,000	40,000	22,600	75,800
公會堂	0	0	0	13,100	0	0
三等郵便局	五	101,200	0	0	0	9,500
府縣農會府縣水產會及商工會議所事務ノ所用建物	一	41,700	45,900	23,500	—	—
公立中等學校	三〇	1,976,200	422,000	82,600	72,000	30,900
公營自動車事業	二	2,506,700	0	0	0	0
地方自治體各種公共事業	八七	25,832,021	489,800	30,000	—	—
合計	六八四	86,088,421	19,143,990	22,936,350	35,774,800	55,286,450

備考 一、事業名中括弧アルハ現在存在セザルモノ

二、年度ハ貸付内定年度、償還濟額ヲ控除セズ

第七表 郵便年金各月狀況 (郵便年金事業概況ニ據ル)

(昭和十年)

件數	年金額	死亡	解約	法定解除	件數	年金額	一件平均年金額
	消滅件數				件數	年金額	一件平均年金額

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一月	十二月	計
一、六二七	一、七八八	一、八三五	三、二七五	三、三三三	三、八九七	三、七八三	二、四三九	四、〇五六	四、三二六	五、三三七	四、五〇六	四〇、〇三三
一六三、七七四	一五九、四六七	一六八、三五四	三二一、〇八三	三三三、三六八	三五四、三八二	三五三、八三六	二三九、九三一	三八八、九九三	三八二、六六九	五六八、九八〇	四三三、一六六	三、七三三、〇〇三
一八一	二六〇	二二一	二五五	二四三	二二三	二三四	二二九	二五九	二四九	二六一	二三八	二、八二二
七〇七	五六一	六五三	八一五	六一九	六三二	五六九	五〇六	五三三	五六一	六四二	四九〇	七、二六七
二四八	三三二	二二三	三五五	一八九	三三一	四三六	二六四	二二二	二六三	一四七	一四四	二、八二二
三〇七、〇二二	三〇七、九三三	三〇八、六七八	三二〇、〇七六	三二二、二五八	三二四、九九六	三二七、五四七	三一九、〇七三	三三三、一三三	三三五、二七三	三三九、六〇六	三三三、二四五	三、三三三、二四五
二五、四九〇、一四三	二五、五三三、六二九	二五、五六三、一一八	二五、六二〇、三八一	二五、七九三、〇四三	二五、九八五、九六二	二六、一六五、六四五	二六、二七三、四七四	二六、五三〇、〇七〇	二六、七三九、六四一	二七、〇六一、六四〇	二七、三六二、二七七	二、七三三、〇〇三
八三・〇	八三・九	八三・八	八三・六	八三・六	八三・五	八三・四	八三・三	八三・三	八三・二	八三・一	八三・一	八三・一

第八表 (其一) 被保險者月表 (昭和十年)

政府管掌ノ分

強制保險

任意包括

任意繼續

計

健康保險組合管掌ノ分

昭和九年	事業數 月末 現在	月中增 被保險者	月末現在 被保險者	事業數 月末 現在	月中增 被保險者	月末現在 被保險者	事業數 月末 現在	月中增 被保險者	月末現在 被保險者	組合 被保險者數
	五九、一四八	一〇四、九六七	一、四一八、〇五六	一、三四七	五三三	六、二六七	一七三	六〇、四九五	一〇五、五二七	一、四一四、四九六
一月										七八九、八六三

第三部 統計表

六五三

月	總數	強制被保險者	其他	總數	強制被保險者	其他	組合總數	強制被保險者	其他		
二月	五九、七五八	一、四四九、八四一	一、三三三	三三七	六、三〇一	一六三	六二、〇九一	一三三、一二一	一、四五六、三〇五	三四九	八〇三、八二二
三月	六〇、四五六	一、四九七、二三〇	一、三六八	三二八	六、三六二	二六	六一、八二四	一三〇、七三三	一、五〇三、七〇八	三四九	八一、七三三
四月	一〇三、二五七	一、九三六、八二八	四二二	二〇八	一、六九八	一〇三	一〇三、六六九	二四七、三三二	一、九三六、六一九	三六三	八八二、四三五
五月	一〇四、六四四	一、九二七、八〇七	四六七	二〇四	一、八四六	一〇七	一〇五、〇八一	一三〇、五九〇	一、九二九、七六〇	三六三	八八八、七五五
六月	一〇五、七一九	一、九七三、二二三	四六四	三三二	一、九三三	八〇	一〇六、一八三	一四五、二九九	一、九七四、二三五	三六三	八九〇、〇六三
七月	一〇六、六九三	二、〇一九、二二六	四九五	三七〇	二、一八六	六五	一〇七、一八七	一三九、七三三	二、〇三二、三七七	三六六	八九四、四三三
八月	一〇六、六九三	二、〇三六、八〇八	五二六	三七七	二、四一六	六二	一〇八、〇六一	一六六、二二二	二、〇三九、二八六	三六六	八九二、三〇八
九月	一〇八、八八四	二、〇五八、九三七	五六一	四〇五	二、六五五	五七	一〇九、四四五	二六、〇八八	二、〇六一、六四九	三六七	八九五、二六一
十月	一一〇、三三九	二、〇七一、九三八	五六一	二六九	二、七三七	七〇	一一〇、八〇〇	一一一、四九六	二、〇七四、七四五	三六八	九二二、八七〇
十一月	一一一、七六四	二、〇九六、六六五	五七二	三〇七	二、八九一	八四	一一二、三三六	一一六、三四四	二、〇九九、六四〇	三六九	九二八、二七七
十二月	一一二、一四八	二、〇〇七、〇五六	五七六	五八一	三、二八九	一六三	一一二、七三四	一〇〇、八六九	二、〇一〇、五〇八	三七〇	九二二、六四三

第八表 (其二) 健康保險事業成績累年表

(1) 被保險者數

年	總計			政府管掌			健康保險組合管掌			
	總數	強制被保險者	其他	總數	強制被保險者	其他	組合總數	強制被保險者	其他	
昭和五年度末	一、五四七、七八〇	一、五二三、〇九〇	三三、六九〇	九三三、六八三	九三〇、〇七二	三、六一一	三四五	六二四、〇九七	五八三、〇一八	三二、〇七九
同 六年度末	一、六三三、二三七	一、五九九、二三〇	三四、〇〇七	一、〇三七、五五二	一〇、四三、七〇二	三、八五一	三四五	五八五、六八四	五五五、五二八	三〇、一五六
同 七年度末	一、七三〇、一九九	一、六八四、五〇九	三三、六九〇	一、一三三、一四一	一、一七、四七八	四、六六三	三四七	五九八、〇五八	五六七、〇三二	三二、〇二七
同 八年度末	二、〇〇一、四八一	一、九六五、〇二六	三六、四五五	一、二九四、九三六	一、二九〇、九三六	四、四八七	三四五	七〇六、五五五	六七四、一八七	三二、九六八
同 九年度末	二、三三六、六九四	二、三〇六、三三三	二〇、三七二	一、五〇三、五五〇	一、四九七、〇七五	六、四七五	三四九	八二三、一四四	八〇九、二四七	一三、八九七

(2) 保險給付ノ件數、日數及費用額

昭和五年度	總數			政府管掌ノ分			組合管掌ノ分		
	件數	日數	費用額	件數	日數	費用額	件數	日數	費用額
昭和五年度	六、五九七、一〇三	八五、〇三三、七三六	三、七三三、〇八四	三、五五一、九八五	五一、三〇七、三五二	一七、五九三、三三三	三、〇四五、二一八	三三、七二六、三七四	一五、二九七、六六二
同 六年度	五、八三五、三八九	七四、九六九、二四五	二六、五二二、九六二	三、二八四、六四二	四六、九六七、一一八	一四、八五四、二七三	二、五五〇、七四七	二八、〇〇二、一三七	一一、六五八、六九〇
同 七年度	五、六七六、三七〇	七二、二三三、四八七	二三、七六四、三〇五	三、二五一、七六五	四五、六六一、七四三	一三、六四八、四一三	二、四二四、六〇五	二六、〇六〇、七四四	一〇、一一五、八九三
同 八年度	六、四九五、六九四	八一、三七八、七四五	二六、六三六、九二八	三、七〇〇、六六二	五一、八九七、三七七	一五、二二八、一七七	二、七九五、〇三三	二九、四八一、三六八	一一、四二八、八五一
同 九年度	七、四七七、二六九	九二、九八五、七一〇	三二、一八五、九九二	四、三三三、三八二	五九、二九五、九八八	一七、六九七、四四三	三、一四四、八八七	三三、六八九、七三三	一三、四八八、五四九
計	七、三六〇、〇〇一	九一、五三三、八〇一	二九、四六九、四二八	四、二三四、八三三	五八、一六〇、五〇八	一六、四五四、〇四五	三、一五五、一六八	三三、三六三、二九三	一三、〇一五、三八三
療養ノ給付	六、六〇四、六四〇	七七、三六〇、二〇八	一九、二六六、五八三	三、八六六、三六五	五〇、六一五、九五四	一一、七〇七、七〇八	二、七三八、二七五	二六、七四四、二五四	七、五五八、八七五
業務上	五九七、〇五六	六、八七六、九〇五	—	三五一、六三三	三、九五二、九三四	—	二四五、四二三	二、九三四、九七一	—
業務外	六、〇〇七、五八四	七〇、四八三、三〇三	—	三、五一四、七三二	四六、六六四、〇三〇	—	二、四九二、八五二	二三、八一九、二八三	—
計	七、七二七	一四四、四四七	一四六、六五三	一、七三五	一五、三七二	一四、九七八	五、九八二	一三九、〇七六	一三二、六七五
療養費	二、五六八	二七、七六三	二九、三八七	一、二八四	五、二六五	六、二五三	一、二八四	二二、四九八	二二、一三三
業務上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業務外	五、一四九	一二六、六八四	一二七、二六六	四五一	一〇、一〇六	八、七二六	四、六九八	一〇六、五七八	一〇八、五四〇
傷病手当金	七四七、六四四	一四、〇一九、一四六	一〇、〇五六、一九二	三六六、七三三	二、五三九、一八三	四、七三二、三五九	三八〇、九二一	六、四八九、九六三	五、三三四、八三三
業務上	二〇六、六三四	三、一〇九、六四七	二、四六四、八三三	一〇四、四七八	一、四八五、三八一	一、〇四七、八一五	一〇三、一五六	一、六二四、二六六	一、四一七、〇一七
業務外	五四一、〇一〇	一〇、九〇九、四九九	七、五九一、三六〇	二六二、二五五	六、〇四三、八〇二	三、六八三、五四四	二七八、七五五	四、八六五、六九七	三、九〇七、八一六
計	一五、四五四	—	六一〇、六一二	一〇、三九五	—	三七七、〇三八	五、〇九九	—	二二三、五七四
埋葬料	一三、九八四	—	五七〇、四五四	九、一五五	—	三四四、二五三	四、八二九	—	二二六、二〇二
業務上	一、三七三	—	六〇、九四二	五四一	—	三三、〇九八	八三三	—	三八、八四四
業務外	一二、六一一	—	五〇九、五一二	八、六一四	—	三三二、一五四	三、九九七	—	一八七、三五八

第三部 統計表

計	給付		給付		給付		給付		給付	
	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上
計	1,470	1,033	1,470	1,033	40,158	1,140	3,786	230	7,371	7,371
業務外	1,367	—	1,367	—	36,987	1,186	3,177	181	5,810	5,810
業務上	—	1,033	—	1,033	—	—	1,609	49	1,563	1,563
分娩費	35,966	—	35,966	—	388,861	30,331	304,165	5,635	—	84,696
産院收容	43	—	43	—	733	14	400	28	—	333
助産ノ手當	3,224	—	3,224	—	168,944	28,275	153,738	2,939	—	16,266
出産手當金	34,593	—	34,593	—	547,425	28,534	409,067	6,058	—	138,348
計	1,470	1,033	1,470	1,033	1,140	1,140	3,786	230	7,371	7,371
業務外	1,367	—	1,367	—	36,987	1,186	3,177	181	5,810	5,810
業務上	—	1,033	—	1,033	—	—	1,609	49	1,563	1,563
分娩費	35,966	—	35,966	—	388,861	30,331	304,165	5,635	—	84,696
産院收容	43	—	43	—	733	14	400	28	—	333
助産ノ手當	3,224	—	3,224	—	168,944	28,275	153,738	2,939	—	16,266
出産手當金	34,593	—	34,593	—	547,425	28,534	409,067	6,058	—	138,348